

霧島錦江湾国立公園

指 定 書 及 び 公 園 計 画 書

平成 24 年 3 月 16 日

環 境 省

目 次

○ 変更理由	4
○ 霧島地域	
公園計画書	
1 事業計画	
(1) 施設計画	8
ア 利用施設計画	8
(ア) 単独施設	8
(イ) 道路	10
a 歩道	10
(2) 生態系維持回復計画	
ア 生態系維持回復事業	16
2 参考事項	46
(1) 指定動植物	46
(2) 過去の経緯	51
(3) 公園区域	53
(4) 保護規制計画	55
ア 特別地域	55
(ア) 特別保護地区	57
(イ) 第1種特別地域	61
(ウ) 第2種特別地域	67
(エ) 第3種特別地域	73
(オ) 指定湖沼	78
イ 普通地域	80
(5) 利用施設計画	82
ア 集団施設地区	82
イ 単独施設	86
ウ 道路	90
(ア) 車道	90
(イ) 歩道	92
(6) 生態系維持回復計画	96
○ 錦江湾地域	
指定書	
1 変更する区域	100

公園計画書	
1	規制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・142
(1)	保護規制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・142
ア	特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・142
(ア)	第1種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・146
(イ)	第2種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・148
(ウ)	第3種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・152
イ	海城公園地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・154
ウ	面積内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・188
(ア)	地域地区別土地所有別面積（変更後）・・・・・・・・・・・・・188
(イ)	地域地区別市町村別面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・190
2	事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・192
(1)	施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・192
ア	利用施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・192
(ア)	単独施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・192
(イ)	道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・210
a	車道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・210
b	歩道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・210
(ウ)	運輸施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・216
3	参考事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・242
(1)	指定動植物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・242
(2)	過去の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・246
(3)	公園区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・247
(4)	保護規制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・249
ア	特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・249
(ア)	特別保護地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・251
(イ)	第1種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・257
(ウ)	第2種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・262
(エ)	第3種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・271
イ	海城公園地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・274
ウ	普通地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・279
(5)	利用施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・280
ア	集団施設地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・280
イ	単独施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・282
ウ	道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・290
(ア)	車道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・290
(イ)	歩道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・294
エ	運輸施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・298

○ 屋久島地域	
指定書	
1 変更する区域	・ ・ ・ ・ ・ 303
公園計画書	
1 規制計画	・ ・ ・ ・ ・ 308
（１）保護規制計画	・ ・ ・ ・ ・ 308
ア 特別地域	・ ・ ・ ・ ・ 308
（ア）特別保護地区	・ ・ ・ ・ ・ 310
（イ）第１種特別地域	・ ・ ・ ・ ・ 312
（ウ）第２種特別地域	・ ・ ・ ・ ・ 314
（エ）第３種特別地域	・ ・ ・ ・ ・ 316
（オ）乗入れ規制地区	・ ・ ・ ・ ・ 318
イ 海域公園地区	・ ・ ・ ・ ・ 320
ウ 普通地域	・ ・ ・ ・ ・ 322
エ 面積内訳	・ ・ ・ ・ ・ 324
（ア）地域地区別土地所有別面積（変更後）	・ ・ ・ ・ ・ 324
（イ）地域地区別市町村別面積	・ ・ ・ ・ ・ 324
2 事業計画	
（１）施設計画	
ア 保護施設計画	・ ・ ・ ・ ・ 326
イ 利用施設計画	・ ・ ・ ・ ・ 328
（ア）集団施設地区	・ ・ ・ ・ ・ 328
（イ）単独施設	・ ・ ・ ・ ・ 330
（ウ）道路	・ ・ ・ ・ ・ 332
a 車道	・ ・ ・ ・ ・ 332
b 歩道	・ ・ ・ ・ ・ 334
（エ）運輸施設	・ ・ ・ ・ ・ 338
3 参考事項	
（１）過去の経緯	・ ・ ・ ・ ・ 340

変更理由

霧島屋久国立公園は、霧島火山帯に属する霧島地域、桜島を中心とする錦江湾地域及びその南方海上に位置する島嶼の屋久島地域からなる。

霧島地域は、韓国岳、高千穂峰等の大小20座以上の火山が連なる複合火山が骨格となり、火山活動に伴って誕生した火口湖、噴気現象、温泉及び高原等の多様で特異な地形に恵まれるとともに、照葉樹林、落葉広葉樹林、火山活動の影響を受けたアカマツ林及び草原植生等の自然植生が多く残されている。本地域は、宮崎と鹿児島・錦江湾とを結ぶルート上に位置し、霧島山群における登山をはじめ、えびの高原、霧島温泉、高千穂河原、霧島神宮等の利用拠点では多くの利用者が景観探勝、温泉等を楽しんでいる。

錦江湾地域は、始良カルデラの南縁に位置する桜島を中心として、カルデラ壁の一部である吉野及び早崎を含む桜島地区、阿多南部カルデラとの関わりが深い知林ヶ島と摺ヶ浜とを結ぶ海岸線、複成火山の開聞岳、カルデラ湖の池田湖等を含む指宿地区及び九州最南端で亜熱帯性植物が多く生育する佐多岬、阿多南部カルデラのカルデラ壁である根占から伊座敷までを結ぶ海岸線等を含む佐多地区から構成され、自然景観の資質に加えて、自然と人文とが調和した特色ある景観を有している。

屋久島地域は、海岸から九州最高峰の宮之浦岳(1,936m)までの植生の垂直分布、縄文杉に代表にされる屋久杉を含む原生的な天然林、固有種、分布限界種等をはじめとして1,900種以上の多様な植物種に代表される特徴的な島嶼の生態系等を主要な景観要素とし、北太平洋最大のアカウミガメの産卵地としてラムサール条約湿地に登録された永田浜等を含む屋久島、火山、海岸部の海食崖及び海食洞窟等の変化に富んだ地形、多様性豊かなサンゴ群集生態系、温泉等の優れた自然景観を有する口永良部島から構成され、登山やエコツアー等のレクリエーション利用が盛んである。屋久島の島嶼生態系を中心とする自然環境は、世界自然遺産登録として国際的に顕著で普遍的な価値を有すると認められている。

本公園は、昭和9年3月16日に霧島地域が霧島国立公園として指定され、昭和39年3月16日には錦江湾地域及び屋久島地域が追加指定されて、霧島屋久国立公園に改称された。その後、主な公園区域及び公園計画の見直しとして、霧島地域については、昭和60年に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）並びに平成18年に公園計画の点検が、錦江湾地域については、昭和62年に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）並びに平成9年及び平成17年に公園計画の点検が、屋久島地域については、平成14年に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）並びに平成19年に口永良部島の追加が行われ、現在に至っている。

今回の点検では、我が国随一の海域カルデラ景観を有する錦江湾の再評価を行い（国立・国定公園総点検事業（平成22年10月、環境省公表）及び霧島屋久国立公園錦江湾地域戦略的運営プログラム（平成22年3月、九州地方環境事務所策定））、始良カルデラの相当部分を新たに公園区域に指定する。これに伴い、火山活動を起源とする景観を主要構成要素とする霧島地域及び錦江湾地域が相当の規模を有することとなることから本公園を再編成することとし、島嶼生態系を景観の主要構成要素とし、自然環境及び利用状況の面で特質が異なる屋久島地域を分離し、それぞれ、霧島錦江湾国立公園及び屋久島国立公園とする。これに伴い、屋久島地域に係る公園区域及

び公園計画を削除する。

霧島錦江湾国立公園の区域並びに保護及び利用に関する計画については、火山活動に関連した自然環境に焦点を当て、以下の通り変更を行う。

霧島地域の利用施設計画については、火山景観の利用に必要となる登山道の点検を行うこととし、公園利用上重要な道路（歩道）の追加を行うとともに、事業執行の可能性等を勘案し変更を行うものである。また、キュウシュウジカによる生態系への被害が顕著なことから、生態系維持回復事業を追加する。

錦江湾地域の公園区域については、始良カルデラの相当部分を新たに公園区域に指定するとともに、錦江湾の主要な展望地、既存の公園区域に隣接し、公園として風致の維持を図る必要がある区域等を公園区域に指定するほか、公園としての風致の維持が困難な区域について最小限の削除を行う。保護規制計画については、始良カルデラのカルデラ壁の保護を図るため、既存の特別地域に隣接し、良好な自然環境を維持する区域等を特別地域として拡張するとともに、希少な動物の生息地として陸域と一体となって保全する必要がある海域、火山活動の影響により熱水噴出孔生態系が形成されている海域等を海域公園地区とする。また、市街化等の理由により、特別地域としての資質が失われた箇所の変更を行う。利用施設計画については、佐多岬有料道路一般自動車道が廃止されたことによる車道への振り替え等、社会情勢及び利用形態の変化を踏まえ、風致景観への影響、事業執行の可能性等を勘案し、必要な変更を行う。

霧島錦江湾国立公園
(霧島地域)

公園計画書
(公園計画の一部変更)

○ 霧島地域

1 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 単独施設

① 追加

次の単独施設を追加する。

(表1：単独施設追加表)

番 号	種 類	位 置
35	避難小屋	宮崎県都城市及び西諸県郡高原町（高千穂峰山頂）

② 削除

次の単独施設を削除する。

(表2：単独施設削除表)

番 号	種 類	位 置
1	宿 舎	宮崎県都城市（高千穂峰山頂）

整 備 方 針	旧計画との関係
登山者の安全を確保する避難施設として避難小屋を整備する。	新 規

告示年月日	理 由
昭60. 9. 5	高千穂峰登山利用者のための宿舎として整備されたが、宿泊利用の需要は低下し、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。

(イ) 道路

a 歩道

① 追加

次の歩道を追加する。

(表 3 : 道路 (歩道) 追加表)

番号	路 線 名	区 間
22	夢が丘高千穂峰線	起点—宮崎県都城市 (御池) 終点—宮崎県都城市 (高千穂峰東・歩道合流点)
23	矢岳竜王登山線	起点—宮崎県西諸県郡高原町 (坊主小屋・歩道分岐点) 終点—宮崎県西諸県郡高原町 (矢岳山頂)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	夢が丘から高千穂峰への登山道として整備する。	新規
	矢岳への登山道として整備する。	新規

② 変更

次の歩道を変更する。

(表4：道路(歩道)変更表)

番号	路線名	現 行		
		区 間	主要経過地	告示年月日
2	生駒大幡山線	起点—宮崎県小林市 (生駒・国立公園境界) 終点—宮崎県小林市 (獅子戸岳山頂・歩道合流点)	夷守岳 大幡池 大幡山	昭60. 9. 5
9	白鳥えびの高原線	起点—宮崎県えびの市 (白鳥南方) 終点—宮崎県えびの市 (賽ノ河原・歩道合流点)		昭60. 9. 5
15	皇子原高千穂峰線	起点—宮崎県西諸県郡高原町 (皇子原・歩道分岐点) 終点—宮崎県西諸県郡高原町 (二ツ石西・歩道合流点)		昭60. 9. 5
16	栗野岳温泉えびの高原線	起点—鹿児島県始良郡湧水町 (栗野岳山頂) 終点—宮崎県えびの市 (えびの集団施設地区)	栗野岳温泉	昭60. 9. 5
17	霧島温泉韓国岳線	起点—鹿児島県霧島市 (霧島温泉) 終点—鹿児島県霧島市 (大浪池南・歩道合流点) 起点—鹿児島県霧島市 (大浪池北・歩道分岐点) 終点—鹿児島県霧島市 (韓国岳獅子戸岳鞍部・歩道合流点)	大浪池	平4. 8. 26

新 規					
番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	理 由
2	生駒大幡山線	起点—宮崎県小林市 (生駒・国立公園境界) 終点—宮崎県小林市 (獅子戸岳山頂・歩道合流点) 終点—宮崎県小林市 (新燃岳北・歩道合流点)	夷守岳 大幡池 大幡山	夷守岳、大幡山 一帯に広がる天然林等の探勝歩道及び生駒高原と霧島山縦走線歩道とを結ぶ登山道として整備する。	大幡山と霧島山縦走線を結ぶ路線として、利用者の多い既存歩道を追加する。
9	白鳥えびの高原線	起点—宮崎県えびの市 (白鳥温泉) 終点—宮崎県えびの市 (賽ノ河原・歩道合流点)		白鳥温泉からえびの高原への登山道として整備する。	利用実態に合わせて歩道の一部を振り替える。
15	皇子原高千穂峰線	起点—宮崎県西諸県郡高原町 (皇子原5号堰堤) 終点—宮崎県西諸県郡高原町 (二ツ石西・歩道合流点)		皇子原から高千穂峰に至る登山道として整備する。	利用実態に合わせて歩道の一部を振り替える。
16	栗野岳温泉えびの高原線	起点—鹿児島県始良郡湧水町 (栗野岳温泉) 終点—鹿児島県始良郡湧水町 (レクリエーション村) 終点—宮崎県えびの市 (えびの集団施設地区)	栗野岳	栗野岳、えびの高原に至る登山道として整備する。	利用実態の合わせて歩道の振替及び追加を行う。
17	霧島温泉大浪池線	起点—鹿児島県霧島市 (霧島温泉) 終点—鹿児島県霧島市 (大浪池南・歩道合流点)		霧島温泉から大浪池への登山道として整備する。	利用実態のない一部区間を削除する。

③ 削除

次の歩道を削除する。

(表 5 : 道路 (歩道) 削除表)

番号	路 線 名	区 間
1	小池高千穂峰線	起点—宮崎県都城市 (小池・歩道分岐点) 終点—宮崎県都城市 (高千穂峰山頂・歩道合流点)
3	夷守岳西登山線	起点—宮崎県小林市 (巣之浦) 終点—宮崎県小林市 (夷守岳・歩道合流点)
4	大幡池西登山線	起点—宮崎県小林市 (巣之浦) 終点—宮崎県小林市 (大幡池・歩道合流点)
6	白鳥温泉御池線	起点—宮崎県えびの市 (白鳥温泉) 終点—宮崎県えびの市 (御池・歩道合流点)

主要経過地	告示年月日	理 由
	昭60. 9. 5	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
	昭60. 9. 5	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
	昭60. 9. 5	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
	昭60. 9. 5	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。

(2) 生態系維持回復計画

生態系維持回復計画を次のとおりとする。

ア 生態系維持回復事業

次の生態系維持回復事業を追加する。

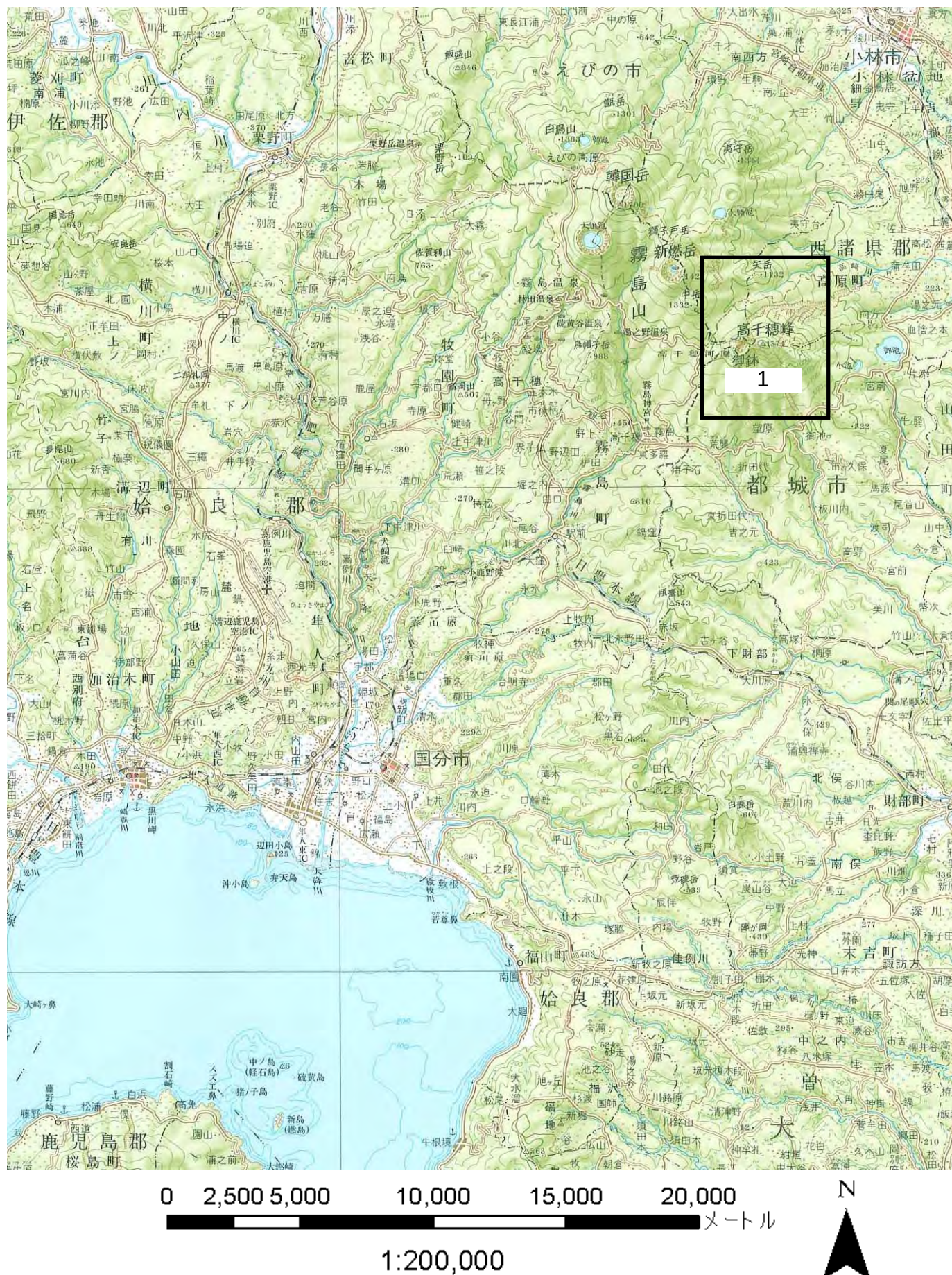
(表 6 : 生態系維持回復事業追加表)

番号	名 称	位 置
1	霧島生態系維持回復事業	霧島錦江湾国立公園 霧島地域全域

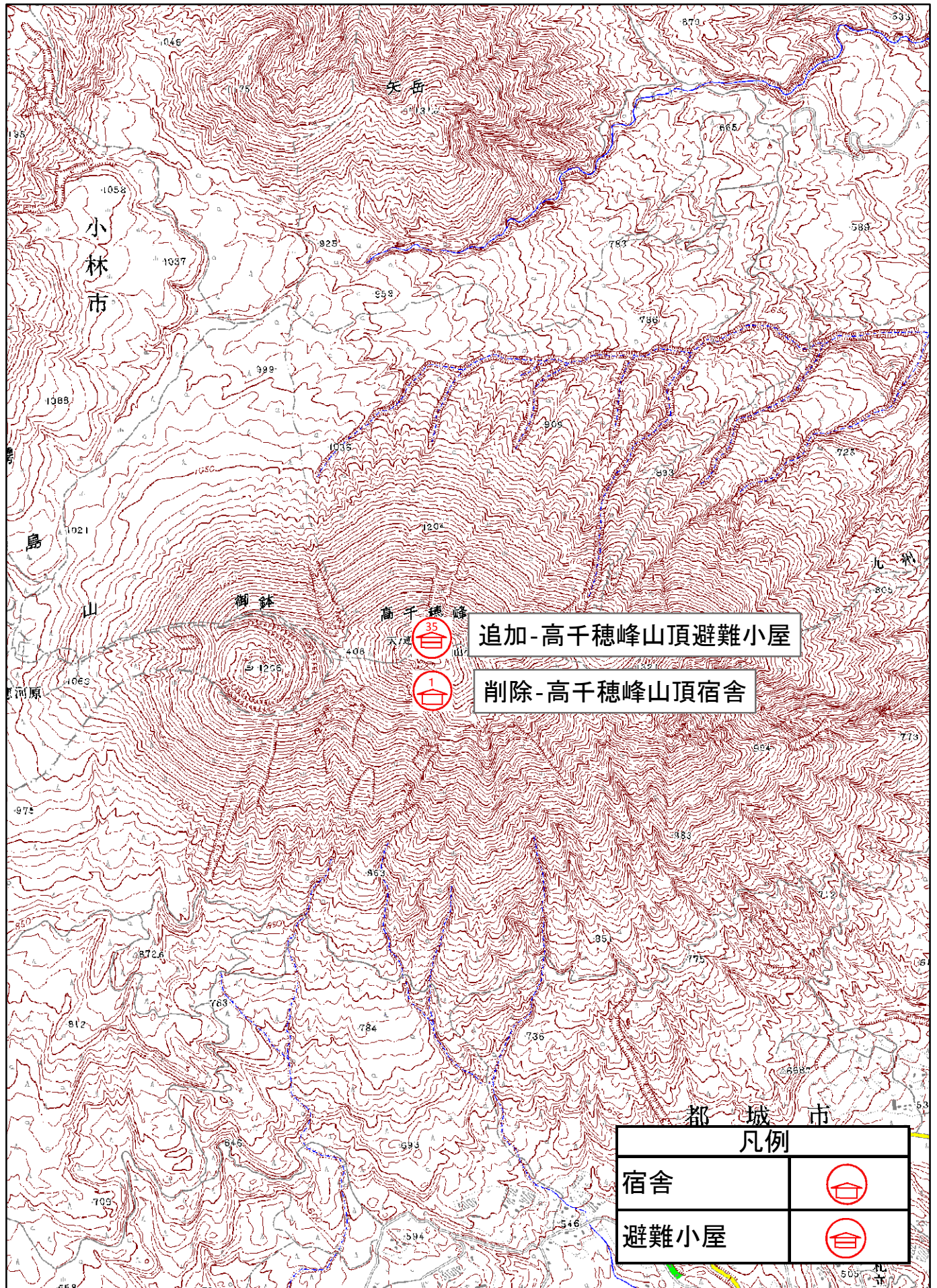
事業の実施方針

霧島地域において、キュウシュウジカの生息数増加とともに、絶滅のおそれのある植物種の減少、植生の単純化が確認される等、本公園の生態系に大きな影響を与えるおそれが出てきている。このため、本事業では、本地域の生態系の維持又は回復を図るため、キュウシュウジカの防除、植生の保護等を実施する。また、事業の効果を検証するため、キュウシュウジカの生息状況等のモニタリングを実施し、より効果的な事業実施に向けて実証試験を行う。
--

霧島屋久国立公園（霧島地域）施設計画変更位置図 1



霧島屋久国立公園(霧島地域)施設計画変更図 1



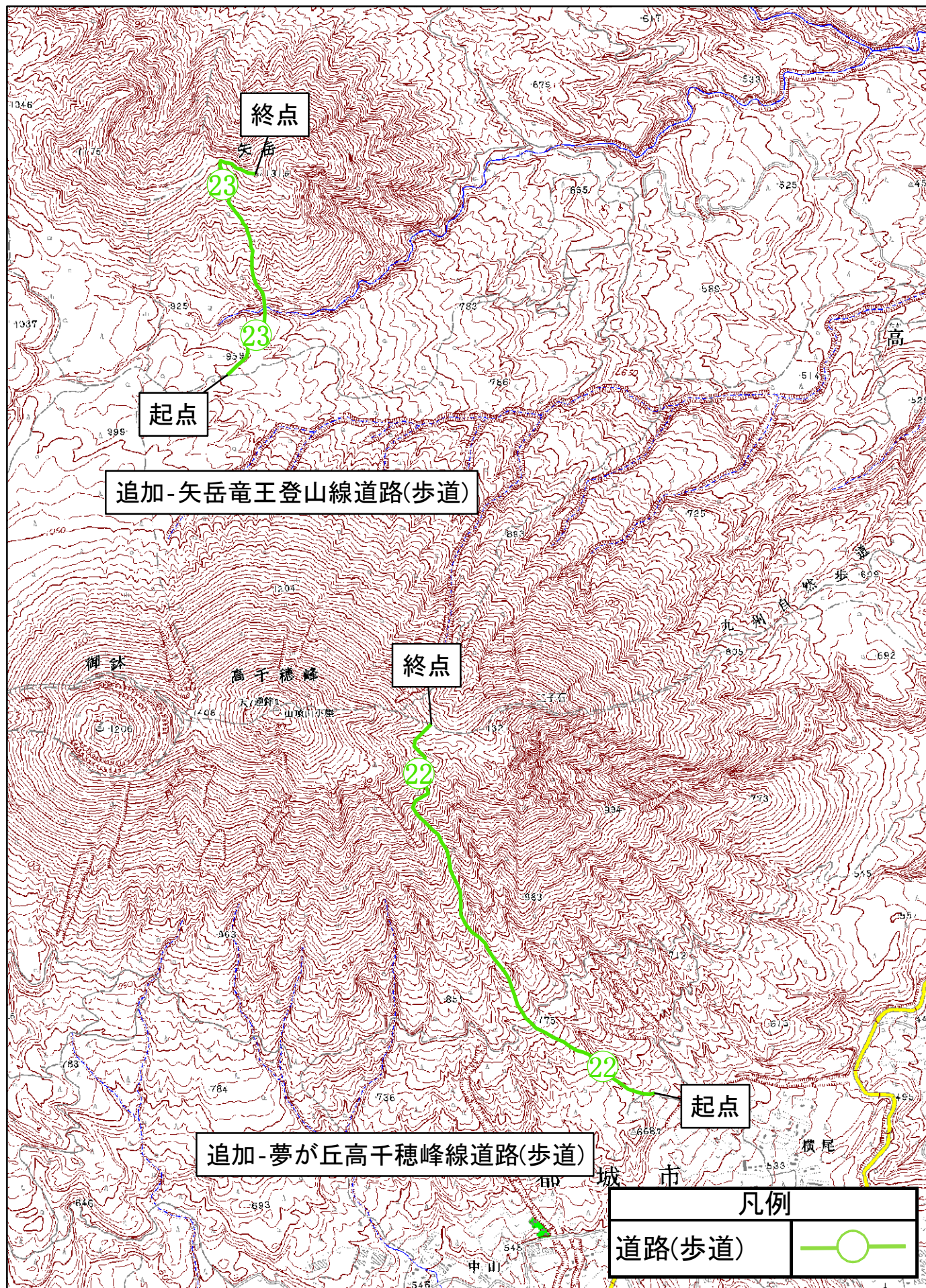
0 250 500 1,000 1,500 m



霧島屋久国立公園（霧島地域）施設計画変更位置図2



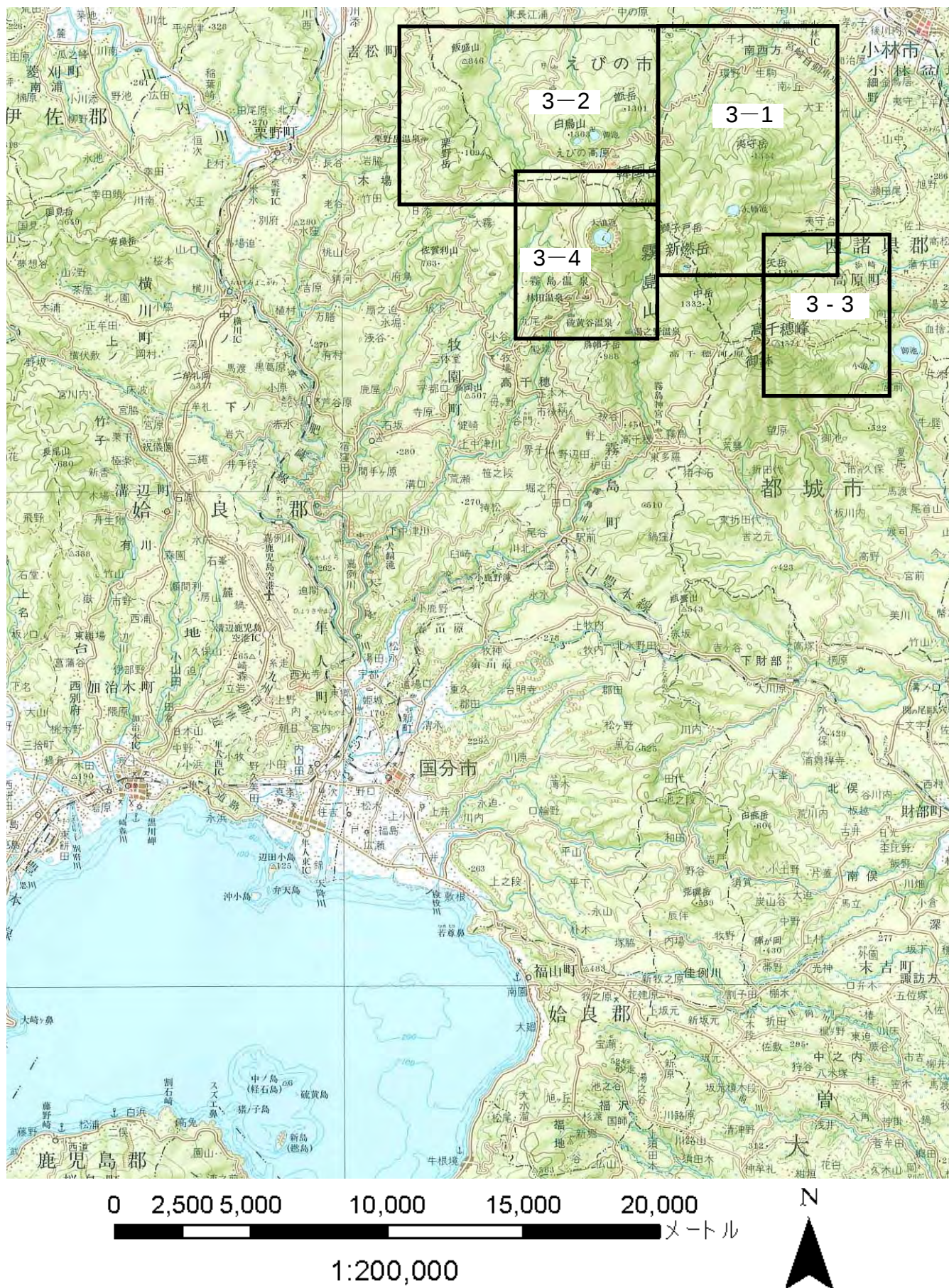
霧島屋久国立公園(霧島地域)施設計画変更図 2

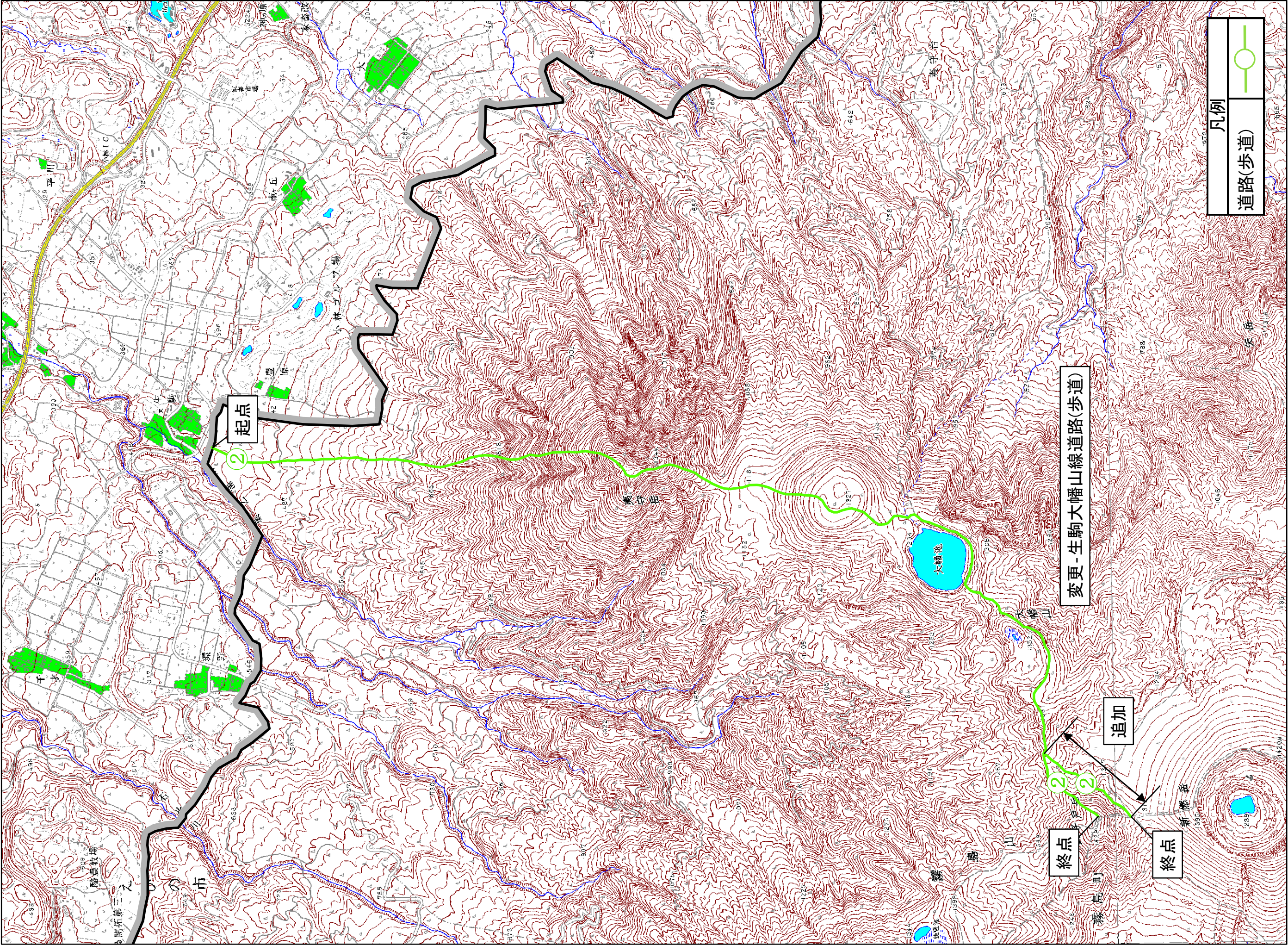


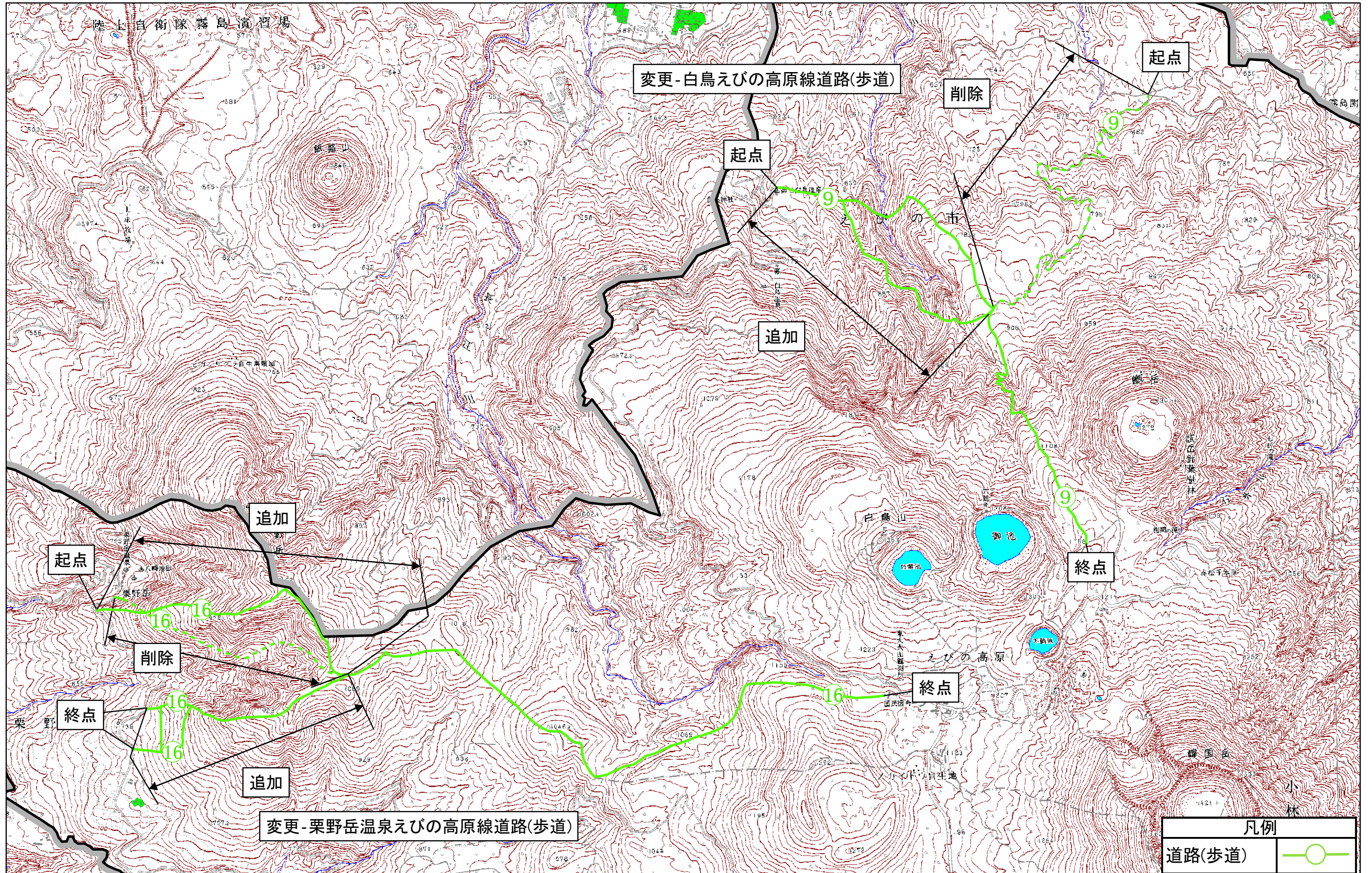
0 250 500 1,000 1,500 m



霧島屋久国立公園（霧島地域）施設計画変更位置図 3





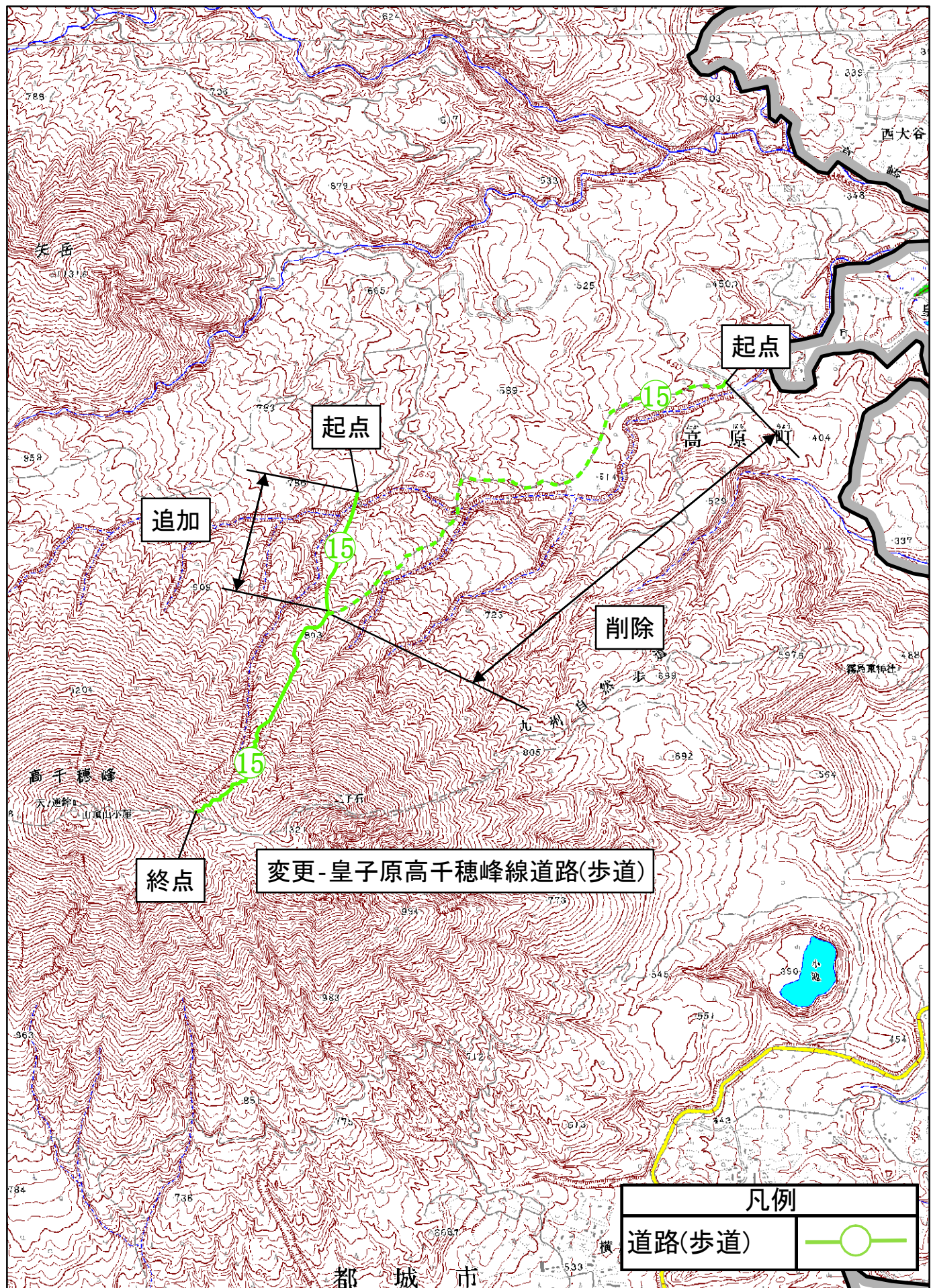


0 250 500 1,000 1,500 m

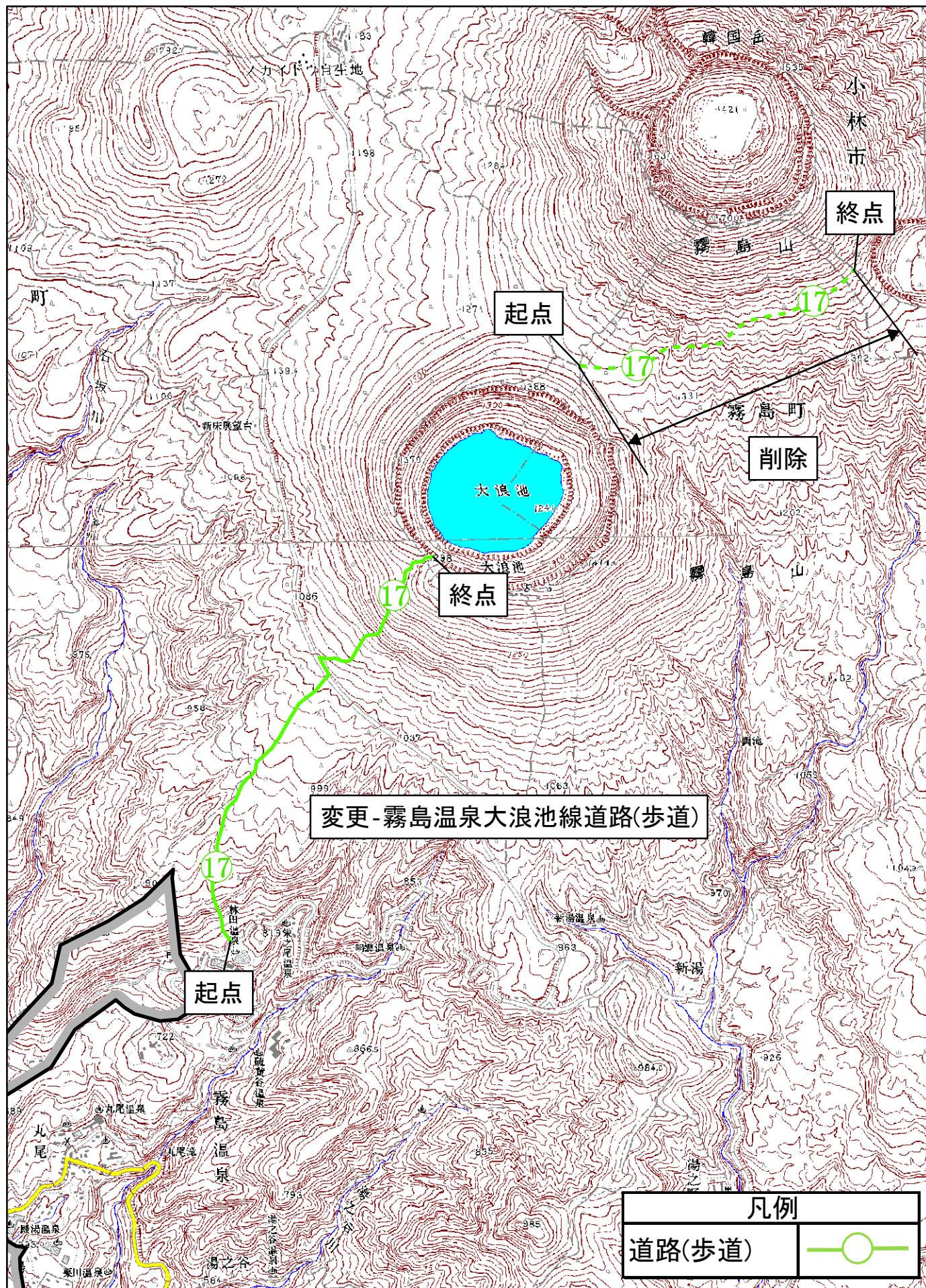
1/25,000



霧島屋久国立公園(霧島地域)施設計画変更図 3-3



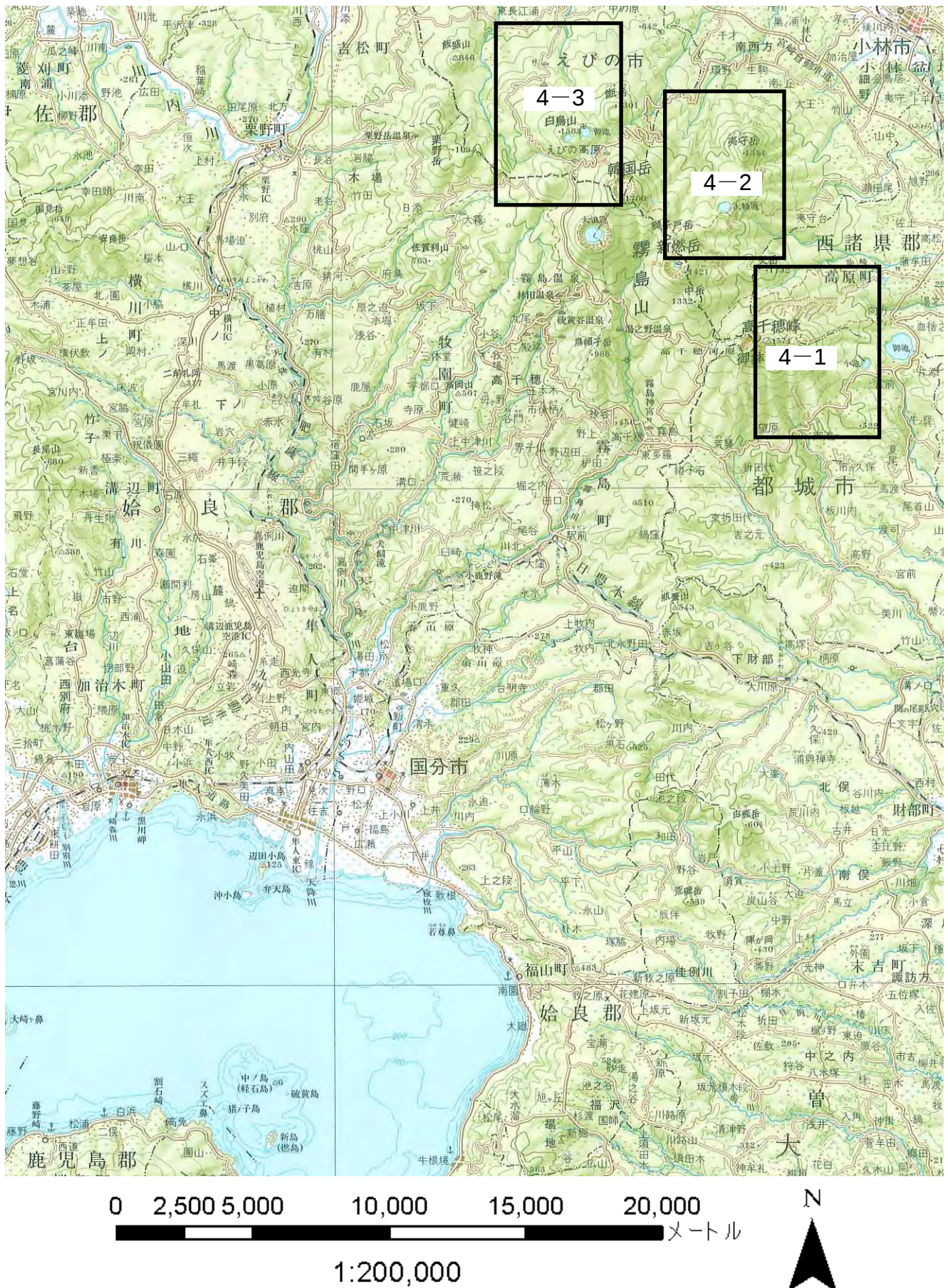
霧島屋久国立公園(霧島地域)施設計画変更図 3-4



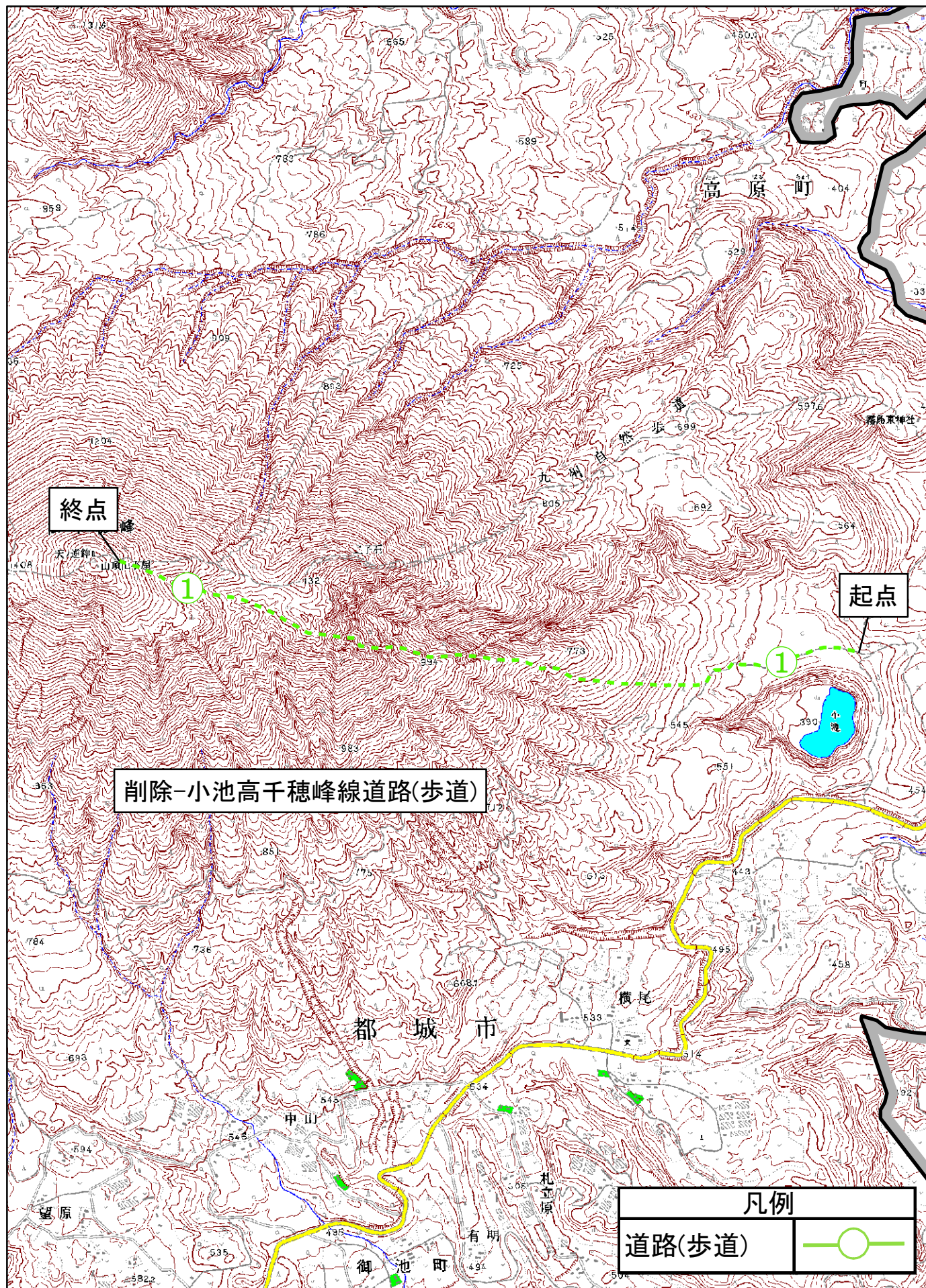
0 250 500 1,000 1,500
m



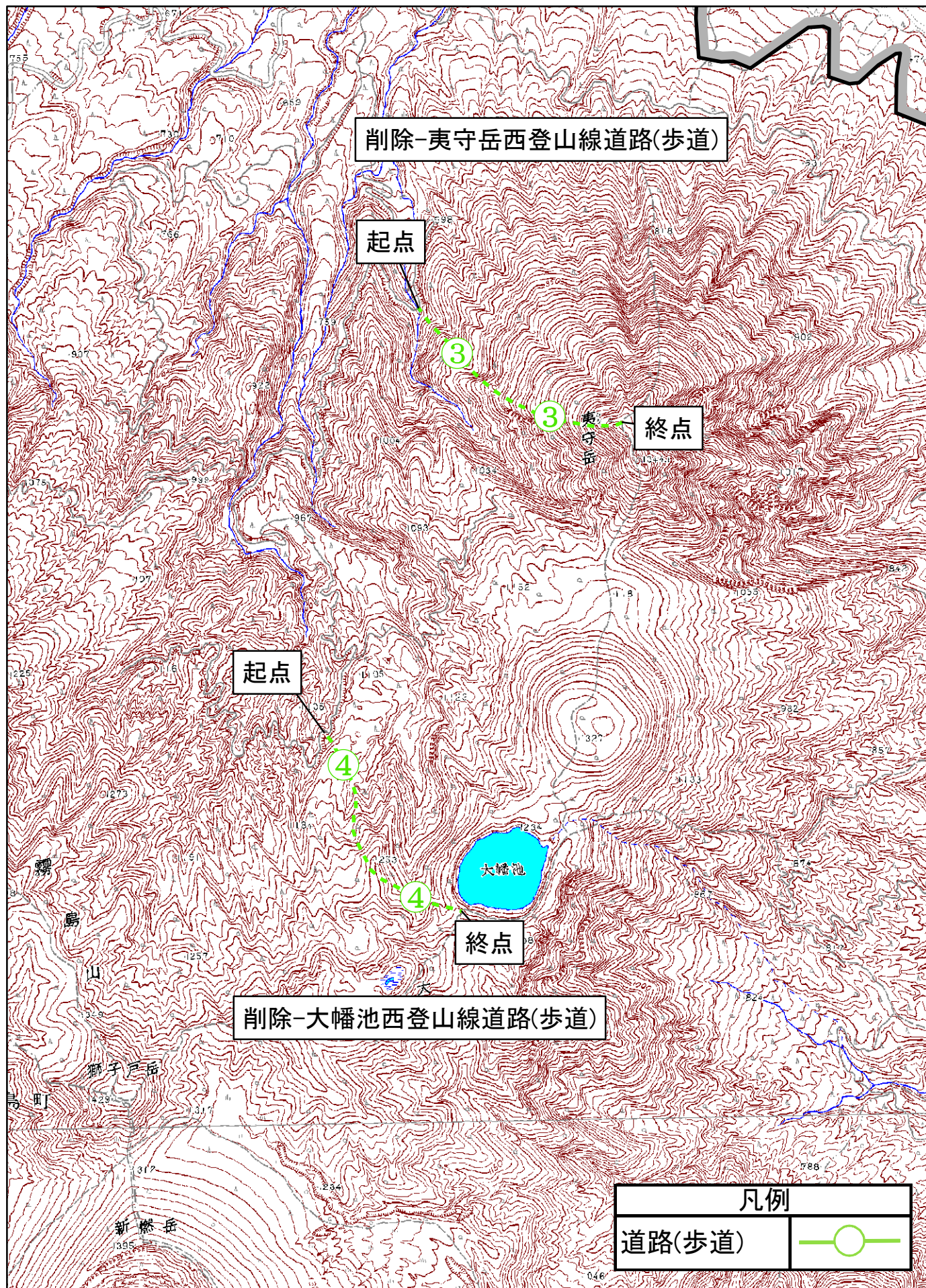
霧島屋久国立公園（霧島地域）施設計画変更位置図 4



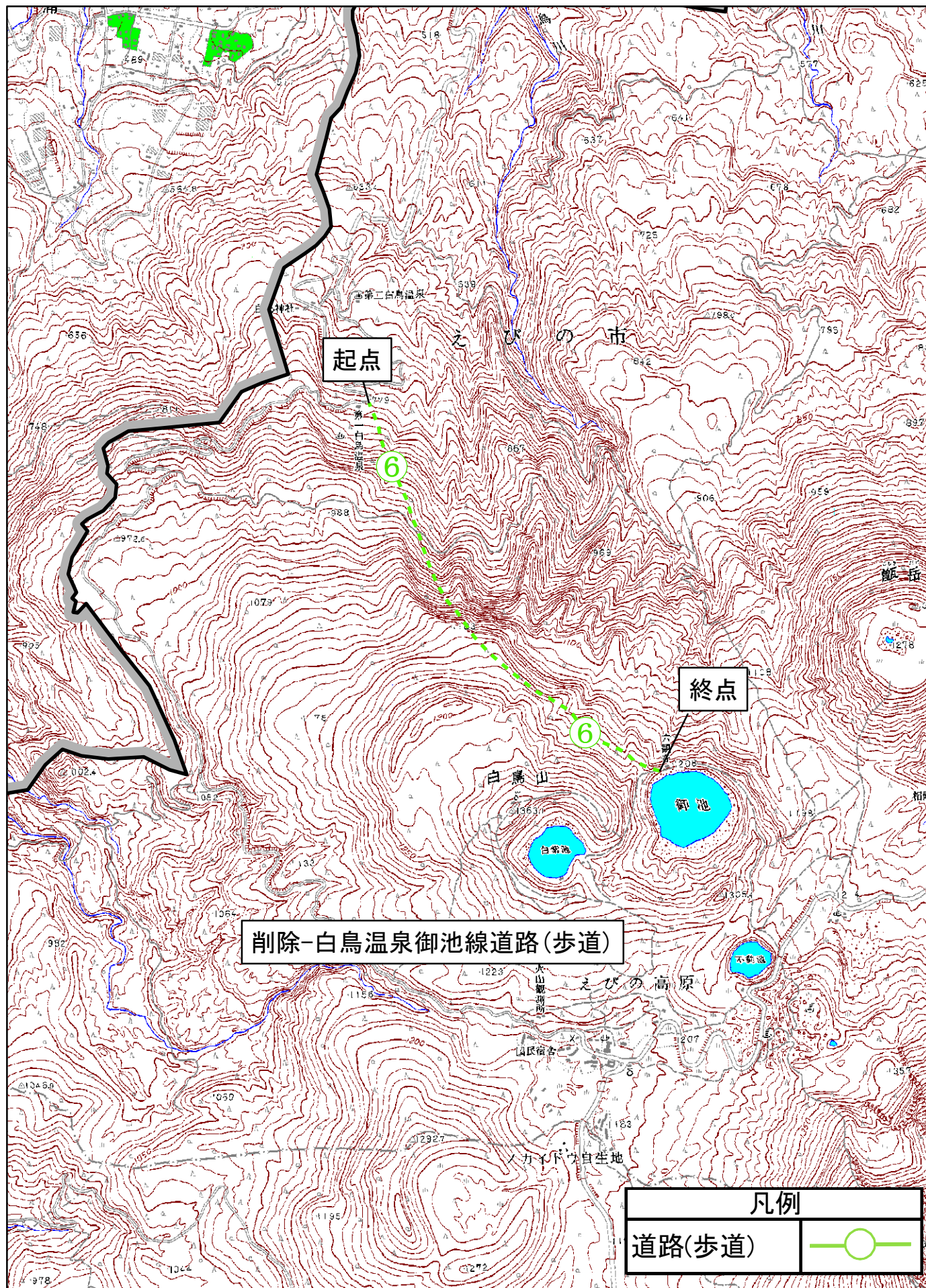
霧島屋久国立公園(霧島地域)施設計画変更図 4-1



霧島屋久国立公園(霧島地域)施設計画変更図 4-2



霧島屋久国立公園(霧島地域)施設計画変更図 4-3



2 参考事項

(1) 指定植物

特別地域において採取を規制する植物は次のとおりである。

科 名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては、属名）
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラン	マツバラン
ヒカゲノカズラ	ヒモヅル、ヒメスギラン、ヒモスギラン、マンネンスギ、 ヨウラクヒバ、ホソヒモヨウラクヒバ、コスギラン、ヒモラン、 タカネヒカゲノカズラ、コスギトウゲシバ、
ハナヤスリ	コブラン、サクラジマハナヤスリ
リュウビンタイ	リュウビンタイ
ゼンマイ	シロヤマゼンマイ
ウラジロ	カネコシダ
コケシノブ	キクモバホラゴケ、リュウキュウコケシノブ
イノモトソウ	スキヤクジャク、シノブホングウシダ、ヒメホングウシダ、 コウシュンシダ、ウスバイシカグマ、ヤクシマカグマ、 カワリバアマクサシダ、アシガタシダ、ヒカゲアマクサシダ、 ハマホラシノブ
シノブ	シノブ
キジノオシダ	ヤマソテツ、シマヤマソテツ
ヘゴ	クサマルハチ、チャボヘゴ、ヘゴ
オシダ	コウモリシダ、キリシマヘビノネゴザ、シマイヌワラビ（ハウライイ ヌワラビ）、ホソバシケチシダ（オオバミヤマイヌワラビ）、 テツホシダ、コバザケシダ（ジャコウシダを含む。）、アミシダ、 キノボリシダ、アオイガワラビ、ヤクシマワラビ、ツクシイワヘゴ、 ハウライヒメワラビ、ホオノカワシダ、 オオヤグルマシダ（マキヒレシダ）、ヒロハアツイタ、 アツイタ、サクラジマイノデ、コモチイシデ、オリズルシダ、 シマジュウモンジシダ
シシガシラ	ヒリュウシダ、オオギミシダ、ホソバオオカグマ
チャセンシダ	オオタニワタリ、ウスバクジャク、フササジラン、 カミガモシダ、ヤクシマシダ
ウラボシ	タイワンクリハラン、ヒメタカノハウラボシ、オニマメヅタ、 イワオモダカ
ソテツ	ソテツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン（ミヤマハイビャクシン）

科 名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては、属名）
ツチトリモチ ナデシコ	ツチトリモチ、ミヤマツチトリモチ、キイレツチトリモチ フジナデシコ（ハマナデシコ）、ヒメハマナデシコ、 ワチガイソウ
キンポウゲ	ハマカズラ（ハナヅル）、タンナトリカブト、ウンゼントリカブト、タ カネハンショウヅル、オオゴカヨウオウレン、 オキナグサ、ヒメウマノアシガタ
ツヅラフジ	ミヤコジマツヅラフジ
コショウ	サダソウ
ウマノスズグサ	クワイバカンアオイ、ヤクシマアオイ
ヤッコソウ	ヤッコソウ
オトギリソウ	ヤクシマコオトギリ
モウセンゴケ	モウセンゴケ、コモウセンゴケ
ケシ	ホザキキケマン
ベンケイソウ	ツメレンゲ
ユキノシタ	ヤクシマショウマ、ヒメチャルメルソウ、オオチャルメルソウ、 ウメバチソウ、ダイモンジソウ（ウチワダイモンジソウ、ヤクシマダ イモンジソウを含む。）
バラ	シモツケソウ（アカバナシモツケソウを含む。）、 シロバナヘビイチゴ（モリイチゴ）、イワキンバイ
マメ	ハカマカヅラ
カワゴケソウ	ヤクシマカワゴロモ
カタバミ	コミヤマカタバミ
フウロソウ	ヤクシマフウロ
アオイ	ハマボウ
スマレ	キバナノコマノツメ、ヒメミヤマスマレ、ヤクシマスマレ、 キスマレ、シコクスミレ（ハコネスミレ）、コケスマレ
ノボタン	ミヤマハシカンボク、ヒメノボタン（クサノボタン）
セリ	ツクシゼリ（ヒナボウフウ）、ヤクシマノダケ
イワウメ	イワカガミ（コイワカガミ、オオイワカガミを含む。）、 ヒメコイワカガミ
イチャクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ（アキノギ ンリョウソウ）、ギンリョウソウ
ツツジ	ヨウラクツツジ、サツキ（サツキツツジ）、ヒカゲツツジ、 ヤクシマヒカゲツツジ、ミヤマキリシマ、ヤクシマシャクナゲ、 サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ、サタツツジ、

科 名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては、属名）
サクラソウ	マルバサツキ、サクラツツジ、ヤクシマツツジ（ヤクシマヤマツツジ）、シロドウダン（ベニドウダンを含む。）
リンドウ	シマギンレイソウ、ホザキザクラ
アカネ	シマセンブリ（ホウライセンブリ）、キリシマリンドウ、リンドウ、ハルリンドウ、ヤクシマリンドウ、センブリ、ムラサキセンブリ、ヘツカリンドウ、イヌセンブリ
クマツヅラ	サツマイナモリ、チャボイナモリ（ヤエヤマイナモリ）、シラタマカズラ
シソ	トサムラサキ（ヤクシマコムラサキを含む。）
ゴマノハグサ	ヒロハテンニンソウ（オオマルバノテンニンソウ、ツクシミカエリソウ、トサミカエリソウ）
イワタバコ	クモイコゴメグサ、シコクママコナ、ヤクシマママコナ、ヤクシマシオガマ、ツクシシオガマ、トラノオスズカケ
ハマウツボ	イワタバコ、シシンラン、タマザキヤマビワソウ
タヌキモ	キヨスミウツボ
マツムシソウ	ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
キキョウ	マツムシソウ
キク	サワギキョウ、キキョウ
ホンゴウソウ	リュウキュウハグマ（モミジキッコウハグマ）、ホソバハグマ、タンナヤハズハハコ、ハマベノギク（イソノギク）、シオン、ウラギク（ハマシオン）、ツクシコウモリソウ、ノジギク、オイランアザミ、ヤクシマアザミ、ヤクシマヒヨドリ、カンツワブキ、コケセンボンギク、ハンカイソウ、ヒメキクタビラコ、キリシマヒゴタイ、イッスンキンカ、オオハマグルマ
ユリ	ホンゴウソウ
ビャクブ	ケイビラン（ヤクシマケイビランを含む。）、ヤクシマノギラン、ヤマラッキョウ、シライトソウ、チャボシライトソウ（ヒナシライトソウ）、キキョウラン、ツクシショウジョウバカマ、ヤクシマショウジョウバカマ、キスゲ（ユウスゲ）、ハマカンゾウ、ノヒメユリ（スゲユリ）、コオニユリ、ハナゼキショウ（イワゼキショウ、ヤクシマチャボゼキショウ）、
ヒガンバナ	タマガワホトトギス、チャボホトトギス
	ヒメナベワリ
	ハマオモト（ハマユウ）

科 名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては、属名）
ヒナノシヤクジョウ	ヒナノシヤクジョウ、シロシヤクジョウ、ルリシヤクジョウ、 キリシマシヤクジョウ、タヌキノシヨクダイ、キリシマタヌキノシヨクダイ
ホシクサイネ	タンナイスノヒゲ、ヤクシマホシクサ、ツクシクロイスノヒゲ シマノガリヤス（キリシマノガリヤス）、ヤクシマノガリヤス、 コメススキ、コオニシバ
サトイモ	ヒメテンナンショウ、シコクヒロハテンナンショウ、 ヤクシマテンナンショウ
カヤツリグサ	ヤクシマスゲ、コイワカンスゲ、ハナビスゲ（ジュウモンジスゲ）、コ タヌキラン、ヤチカワズスゲ、チャボカワズスゲ（ヤクシマカワズス ゲ）、ツルカミカワズスゲ、ツクシテンツキ、 ミカヅキグサ、イスノハナヒゲ、マネキシシユガヤ、 オオキシシユガヤ
ラン	タイワンアオイラン、ナゴラン、オキナワチドリ、タネガシマムショ ウラン、ヤクシマラン、マメズタラン（マメラン）、 ムギラン、 シコウラン、キリシマエビネ、レンギョウエビネ（タカネエビネ、ビ ゼンエビネを含む。）、ヒロハノカラン（ダルマエビネ）、 ツルラン（カラン）（ユウズルエビネ、オオダルマエビネを含む。）、オ ナガエビネ（リュウキュウエビネを含む。）サクラジマエビネ、ナツエ ビネ、キエビネ（オオエビネ、サツマエビネ、ヒゴエビネを含む。）、 サルメンエビネ、トクサラン、 ヒメノヤガラ、リュウキュウカイロラン（アカバシユスラン、タネガ シマカイロラン）、ミヤマムギラン、サイハイラン、 ヘツカラン、シュンラン（ホクロ）、カンラン、ナギラン、 マヤラン（サガミラン）、ホウサイ、クマガイソウ、セッコク、 キバナノセッコク、コカゲラン、アオスズラン（エゾスズラン）、 カキラン、タシロラン、オオオサラン（ホザキオサラン）、 オサラン、イモネヤガラ、ツチアケビ、ヤツシロラン（アキザキヤツ シロラン）、オニノヤガラ、ハルザキヤツシロラン、 アケボノシユスラン、ハチジョウシユスラン、カゴメラン（シライト シユスラン、ヤクシマシユスラン、リュウキュウシユスランを含む。）、 シマシユスラン、ツリシユスラン、 キンギンソウ、ミヤマウズラ、シユスラン、ムカゴトンボ、 タカサゴサギソウ、ヒメクリソラン、ムカゴソウ、ヤクシマアカシユ

科 名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては、属名）
	ラン、ムヨウラン、クロムヨウラン（ムラサキヨウラン）、ギボウシラン、ユウコ克蘭、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克蘭、ササバラン、チケイラン、ヒメフタバラン、アオフタバラン、ボウラン、ニラバラン、ツクシアリドオシラン、フウラン、ヨウラクラン、オオバヨウラクラン、イナバラン、ウチヨウラン、コケイラン、ガンゼキラン（ホシケイランを含む。）カ克蘭（カクチョウラン）、ニイタカチドリ（ツクシチドリ）、ジンバイソウ、ヤマザキソウ、マイサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、ヤクシチドリ、トキソウ、ヤマトキソウ、マツゲカラヤン、カシノキラン、ベニカラヤン（マツラン）、カヤラン、ヒメトケンラン、ヒトツボクロ、ヤクシマネッタイル、イイヌマムカゴ、ヤクシマヒメアリドオシラン、ショウキラン、キヌラン

(2) 過去の経緯

昭和9年3月16日	公園区域の指定（霧島国立公園）
昭和13年12月17日	特別地域の指定
昭和37年12月7日	特別地域の指定
昭和39年3月16日	公園区域の変更（錦江湾地域及び屋久島地域の追加） 名称を霧島屋久国立公園に改称 特別地域の指定（追加区域にかかる追加指定） 特別保護地区の指定（追加区域にかかる追加指定）
昭和42年3月23日	特別保護地区の指定（霧島地域）
昭和60年9月5日	霧島地域の公園区域及び公園計画の全般的な見直し （再検討）
平成2年12月1日	乗入れ規制地域に関する公園計画の変更
平成4年8月26日	九州自然歩道に関する公園計画の変更
平成18年12月26日	霧島地域の公園計画の見直し

(3) 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表6：公園区域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
宮 崎 県	都城市内 国有林大淀川森林計画区宮崎森林管理署都城支署 225 林班から 231 林班まで、233 林班から 243 林班まで、249 林班及び 251 林 班の全部、並びに 223 林班、253 林班、282 林班及び 2083 林班 の各一部	
	都城市 高野町、夏尾町、御池町及び吉之元町の各一部	3,431
	小林市内 国有林大淀川森林計画区宮崎森林管理署都城支署 2099 林班、 2100 林班、2102 林班、2103 林班、2106 林班及び 2108 林班から 2117 林班までの全部、並びに 2094 林班、2097 林班、2104 林班、 2105 林班、2107 林班及び 2118 林班の各一部	
	小林市 大字細野の一部	4,348
	えびの市内 国有林大淀川森林計画区宮崎森林管理署都城支署 2119 林班から 2122 林班まで、3051 林班から 3053 林班まで及び 3056 林班の全 部、並びに 2118 林班、3054 林班、3055 林班、3057 林班から 3066 林班までの各一部	
	えびの市 大字末永の一部	3,174
	西諸県郡高原町内 国有林大淀川森林計画区宮崎森林管理署都城支署 2084 林班、 2086 林班から 2093 林班まで、2095 林班、2096 林班、2098 林班 及び 2101 林班の全部、並びに 2082 林班、2083 林班、2085 林班 及び 2097 林班の各一部	
	西諸県郡高原町 大字蒲牟田の一部	2,053
	小 計	13,006

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	霧島市内 国有林始良森林計画区鹿児島森林管理署 1042 林班、1044 林班から 1066 林班まで、1074 林班及び 1077 林班から 1085 林班までの全部、並びに 1067 林班から 1073 林班まで、1075 林班、1076 林班及び 3055 林班の各一部	6,346
	霧島市 牧園町大字三体堂、大字高千穂、大字万膳、大字持松及び霧島田口の各一部	
	始良郡湧水町内 国有林始良森林計画区鹿児島森林管理署 1034 林班から 1037 林班まで、1040 林班、1041 林班及び 1043 林班の全部、並びに 1039 林班及び 3073 林班の各一部	1,034
	始良郡湧水町 大字木場の一部	
	小 計	7,380
	合 計	20,386

(4) 規制計画

保護規制計画は次のとおりである。

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表 7 : 特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
宮 崎 県	都城市内 国有林大淀川森林計画区宮崎森林管理署都城支署 225 林班及び 243 林班の全部、並びに 226 林班から 230 林班まで、233 林班、 236 林班から 240 林班まで、253 林班、282 林班及び 2083 林班の 各一部 都城市 夏尾町、御池町及び吉之元町の各一部	1,110
	小林市内 国有林大淀川森林計画区宮崎森林管理署都城支署 2094 林班、 2100 林班及び 2104 林班から 2118 林班までの各一 部	1,911
	えびの市内 国有林大淀川森林計画区宮崎森林管理署都城支署 2119 林班から 2122 林班まで及び 3052 林班から 3065 林班までの各一部 えびの市 大字末永の一部	1,451
	西諸県郡高原町内 国有林大淀川森林計画区宮崎森林管理署都城支署 2082 林班から 2084 林班まで、2086 林班から 2089 林班まで、2092 林班、2093 林班及び 2095 林班の各一部 西諸県郡高原町 大字蒲牟田の一部	833
	小 計	5,305

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	霧島市内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1052 林班、1060 林班から 1064 林班まで、1074 林班及び 1077 林班から 1085 林班までの全部、並びに 1042 林班、1050 林班、1053 林班、1055 林班、1057 林班から 1059 林班まで、1065 林班から 1067 林班まで、1069 林班から 1073 林班まで、1075 林班、1076 林班及び 3055 林班の各一部 霧島市 牧園町大字三体堂、大字高千穂、大字万膳、大字持松及び霧島田口の各一部	3,727
	始良郡湧水町内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1034 林班の一部 始良郡湧水町 大字木場の一部	141
	小 計	3,868
合 計		9,173

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表 8 : 特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
宮崎県	都城市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 225 林班及び 282 林班の各一部	404
	小林市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2094 林班、2100 林班、2104 林班から 2109 林班まで及び 2111 林班から 2118 林班までの各一部	475
	えびの市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2119 林班から 2122 林班まで及び 3052 林班から 3055 林班までの各一部 えびの市 大字末永の一部	409
	西諸県郡高原町内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2087 林班の一部	276
	小 計	1,564
鹿児島県	霧島市内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1061 林班の全部並びに 1052 林班、1053 林班、1055 林班、1057 林班から 1060 林班まで、1062 林班、1073 林班から 1076 林班まで、1085 林班及び 3055 林班の各一部 霧島市 牧園町大字高千穂及び霧島田口の各一部	808
	小 計	808
合 計		2,372

(表 9 : 特別保護地区内訳表)

名 称	区 域
甌岳・六観音池	宮崎県えびの市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2120 林班から 2122 林班まで及び 3052 林班から 3055 林班までの各一部 宮崎県えびの市 大字末永の一部
夷守岳・大幡山	宮崎県小林市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2094 林班、2100 林班、2104 林班から 2109 林班まで及び 2111 林班から 2115 林班までの各一部
霧島山群	宮崎県小林市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2094 林班及び 2115 林班から 2118 林班までの各一部 宮崎県えびの市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2119 林班、2120 林班及び 3055 林班の各一部 鹿児島県霧島市内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1061 林班の全部並びに 1052 林班、1053 林班、1055 林班、1057 林班から 1060 林班まで、1062 林班、1073 林班から 1076 林班まで、1085 林班及び 3055 林班の各一部 鹿児島県霧島市 牧園町大字高千穂及び霧島田口の各一部
高千穂峰	宮崎県都城市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 225 林班及び 282 林班の各一部 宮崎県小林市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2094 林班の一部 宮崎県西諸県郡高原町内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2087 林班の一部 鹿児島県霧島市 霧島田口の一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
山頂に浅い皿型の火口跡をもつ、成層火山の甑岳、火口湖である六観音池、白紫池の典型的な火山地形とそれを被うモミ、ツガ、ブナ等の原生林からなり、原始的な自然景観を有している。 甑岳火口跡は湿原になっている。	185
成層火山の夷守岳、小カルデラを有する大幡山、爆裂火口の大幡池等の典型的な火山地形とモミ、ツガ、アカマツ等の原生林からなり、原始性の高い自然景観を有している。	176
韓国岳、大浪池、獅子戸岳、新燃岳、中岳等、霧島火山群の核心的地域である。 韓国岳は、山群の最高峰（標高 1700m）で、山頂部に大火口を持つ火山砕屑丘であり、北側山腹の硫黄岳は、現在も噴気活動を続けている。 大浪池は、ほぼ正円形の火口湖で山頂湖としては、我が国最大といわれる。 獅子戸岳は、山群中比較的古い火山であり、これに隣接する新燃岳は活動的な火山で、しばしば噴火を起こしている。 山頂部一帯の植生は、火山活動の影響と厳しい気象条件によって、ススキ草原が多く、ミヤマキリシマの大群落が各所にみられる。 大浪池周辺は、モミ、ツガを主とする原生林に被われ、我が国の南限に近いブナ、ミズナラあるいはハリモミも見られる。 このように当該地域は、火山の陳列場ともいえる典型的な火山地形とそれを被う草原、森林によって、原始性の高い自然環境を有し、景観的にも特に優れている。	1,233
複成火山である高千穂峰は、頂上部が鋭く尖った秀麗な円錐形の山容を呈している。また、西側山腹の寄生火山である御鉢は、新燃岳と共に活動を繰り返している。山頂部は、裸地又は火山性の草原に被われミヤマキリシマ群落が発達し、東側山麓はシイ、カシの原生林が見られ、原始性の高い自然環境を有するとともに、景観的にも特に優れている。	778

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表10：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
宮崎県	都城市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 225 林班、226 林班及び 2083 林班の各一部 都城市 夏尾町の一部	114
	小林市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2094 林班、2100 林班及び 2104 林班から 2118 林班までの各一部	1,360
	えびの市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2119 林班、2120 林班から 2122 林班まで及び 3052 林班から 3055 林班までの各一部 えびの市 大字末永の一部	408
	西諸県郡高原町内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2082 林班から 2084 林班まで、2086 林班から 2088 林班まで、 2092 林班、2093 林班及び 2095 林班の各一部 西諸県郡高原町 大字蒲牟田の一部	400
	小 計	2,282
鹿児島県	霧島市内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1052 林班、1053 林班、1055 林班、1057 林班から 1059 林班 まで、1062 林班、1064 林班から 1066 林班まで、1072 林班から 1075 林班まで、1077 林班から 1079 林班まで、1085 林班及び 3055 林班の各一部 霧島市 牧園町大字高千穂及び霧島田口の各一部	659
	小 計	659
合 計		2,941

(表 11：第 1 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
甌岳北斜面	宮崎県えびの市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2121 林班、2122 林班及び 3052 林班から 3054 林班までの各一部
えびの高原	宮崎県えびの市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2120 林班及び 3055 林班の各一部 宮崎県えびの市 大字末永の一部
霧島山東斜面	宮崎県小林市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2094 林班、2100 林班及び 2104 林班から 2118 林班までの各一部 宮崎県えびの市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2119 林班及び 2120 林班の各一部 宮崎県西諸県郡高原町内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2084 林班、2086 林班から 2088 林班まで、2092 林班、2093 林班及び 2095 林班の各一部
韓国岳西斜面	鹿児島県霧島市内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1052 林班、1053 林班、1055 林班、1057 林班から 1059 林班まで及び 3055 林班の各一部 鹿児島県霧島市 牧園町大字高千穂の一部
大浪池南東・新燃岳南西斜面	鹿児島県霧島市内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1062 林班、1065 林班、1066 林班、1072 林班から 1075 林班まで、1077 林班から 1079 林班まで及び 1085 林班の各一部 鹿児島県霧島市 霧島田口の一部
丸尾	鹿児島県霧島市内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1064 林班の一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
甌岳の山腹で、モミ、ツガ、イスノキ等の自然林が生育し、特に優れた自然環境を有している。	168
韓国岳北麓の、えびの高原から赤松千本原にかけての地域である。 硫黄山の硫気の影響で、えびね色に染まるススキ草原や、アカマツ等の自然林及び赤松千本原湿原があり、優れた自然環境を有するとともに、火口湖の不動池もあって、景観的にも優れている。	209
霧島火山群の東側山腹斜面で、特別保護地区に連なり、モミ、ツガ、アカマツ等の自然林に被われ、原始性の高い自然環境を有している。	1,719
韓国岳、大浪池周辺の特別保護地区に隣接する山腹斜面で、モミ、ツガを主とする自然林に被われ、特に優れた自然環境を有している。	191
霧島火山群の特別保護地区に隣接する南東側山腹斜面で、モミ、ツガ、アカマツ等の自然林に被われ、特に優れた自然環境を有している。	428
霧島温泉に隣接する山腹斜面で、モミ等を混じえた常緑広葉樹に被われ、公園利用地の周辺にあって、特に優れた自然環境を有している。	40

名 称	区 域
御池・小池	宮崎県都城市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 225 林班及び 226 林班の各一部 宮崎県都城市 夏尾町の一部 宮崎県西諸県郡高原町内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2082 林班及び 2083 林班の各一部 宮崎県西諸県郡高原町 大字蒲牟田の一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
火口湖である御池及び小池を中心とする地域で、シイ、カシの常緑広葉樹に被われ、優れた湖沼景観と自然環境を有している。	186

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表12：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
宮崎県	都城市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 225 林班から 230 林班まで、240 林班、282 林班及び 2083 林班の各一部 都城市 夏尾町の一部	304
	えびの市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 3056 林班から 3058 林班まで及び 3061 林班から 3064 林班までの各一部 えびの市 大字末永の一部	340
	西諸県郡高原町内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2083 林班及び 2084 林班の各一部 西諸県郡高原町 大字蒲牟田の一部	134
	小 計	779
鹿児島県	霧島市内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1063 林班の全部並びに 1042 林班、1050 林班、1052 林班、1053 林班、1055 林班、1057 林班から 1060 林班まで、1062 林班、1064 林班、1072 林班、1073 林班、1075 林班、1077 林班及び 1081 林班から 1084 林班までの各一部 霧島市 牧園町大字三体堂、大字高千穂及び霧島田口の各一部	845
	始良郡湧水町内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1034 林班の一部 始良郡湧水町 大字木場の一部	141
	小 計	986
	合 計	1,765

(表13：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域
えびの高原	宮崎県えびの市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 3056 林班から 3058 林班まで及び 3061 林班から 3064 林班までの各一部 宮崎県えびの市 大字末永の一部 鹿児島県霧島市内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1042 林班、1050 林班及び 1052 林班の各一部
栗野岳温泉	鹿児島県始良郡湧水町内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1034 林班の一部 鹿児島県始良郡湧水町 大字木場の一部
霧島スカイライン沿線	鹿児島県霧島市内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1053 林班、1055 林班及び 1057 林班から 1059 林班までの各一部
手洗温泉	鹿児島県霧島市 大字三体堂の一部
大浪池南東部	鹿児島県霧島市内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1075 林班及び 1077 林班の各一部
霧島温泉	鹿児島県霧島市内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1063 林班の全部並びに 1060 林班、1062 林班及び 1064 林班の各一部 鹿児島県霧島市 大字高千穂の一部
湯之野	鹿児島県霧島市内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1072 林班、1073 林班及び 1081 林班の各一部 鹿児島県霧島市 霧島田口の一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
集団施設地区及びその周辺の地域で、ススキ草原及びモミ、ツガ林、アカマツ林等の自然林のほか、一部に人工林もみられる。 地域的には、地域固有種であるノカイドウの自生地がある。	389
栗野岳及びその西側斜面で、モミ、ツガの自然林とスギ、ヒノキの人工林に被われている。地区内には、古くからの湯治場である栗野岳温泉があつて、地獄現象もみられる。	141
霧島地域の中心的利用車道の沿線である。	48
手洗温泉周辺の地域である。	89
特別保護地区及び第1種特別地域に隣接する韓国岳南側の山腹で、一部に人工林を含む森林である。	107
霧島地域利用の基地でもある霧島温泉郷及びその周辺地域である。	152
第1種特別地域に隣接する湯之野温泉を含む地域である。	37

名 称	区 域
霧島神宮・新湯線車道沿線、霧島神宮	鹿児島県霧島市内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1081 林班から 1084 林班までの各一部 鹿児島県霧島市 霧島田口の一部
御池	宮崎県都城市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 225 林班、226 林班、240 林班及び 2083 林班の各一部 宮崎県都城市 夏尾町の一部 宮崎県西諸県郡高原町内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2083 林班及び 2084 林班の各一部 宮崎県西諸県郡高原町 大字蒲牟田の一部
高千穂峰南斜面	宮崎県都城市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 226 林班から 230 林班まで及び 282 林班の各一部 鹿児島県霧島市 霧島田口の一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
霧島地域利用の幹線車道の沿線及び古くから人々に親しまれてきた霧島神宮の周辺地域であり、アカマツ林、常緑広葉樹林、又は、スギ、ヒノキの人工林に被われている。	237
高千穂峰の東側山麓で、御池周辺の地域である。常緑広葉樹と人工林が混在する。	258
高千穂峰の南側山腹で、集団施設地区を含む地域であり、アカマツ林等に被われている。	307

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表14：第3種特別地域総括表)

都道府県	区 域	面積 (ha)
宮崎県	都城市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 243 林班の全部並びに 226 林班から 228 林班まで、233 林班、 236 林班から 240 林班まで、253 林班及び 282 林班の各一部 都城市 夏尾町、御池町及び吉之元町の各一部	288
	小林市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2117 林班及び 2118 林班の各一部	76
	えびの市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2118 林班から 2121 林班まで、3054 林班、3057 林班、3058 林班、3064 林班及び 3065 林班の各一部 えびの市 大字末永の一部	294
	西諸県郡高原町内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2088 林班、2089 林班及び 2092 林班の各一部	22
	小 計	680
鹿児島県	霧島市内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1080 林班の全部並びに 1050 林班、1060 林班、1064 林班から 1067 林班まで、1069 林班から 1074 林班まで、1078 林班、1079 林班及び 1081 林班から 1084 林班までの各一部 霧島市 牧園町大字高千穂、大字持松及び霧島田口の各一部	1,415
	小 計	1,415
		2,095

(表15：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域
白鳥・えびの高原線車道沿線	宮崎県えびの市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 3057 林班から 3062 林班までの各一部 宮崎県えびの市 大字末永の一部
甕岳北西部	宮崎県えびの市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 3054 林班の一部
小林・霧島温泉線車道沿線	宮崎県小林市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2117 林班及び 2118 林班の各一部 宮崎県小林市 大字細野の一部 宮崎県えびの市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2118 林班から 2121 林班までの各一部 宮崎県えびの市 大字末永の一部
えびの高原	宮崎県えびの市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 3064 林班及び 3065 林班の各一部 鹿児島県霧島市内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1050 林班の一部
新湯温泉	鹿児島県霧島市内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1073 林班及び 1074 林班の各一部 鹿児島県霧島市 牧園町大字高千穂の一部
霧島温泉	鹿児島県霧島市内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1060 林班の一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
白鳥温泉周辺及び利用計画車道沿線の地域である。	158
第1種特別地域に隣接する人工林の一帯である。	23
利用計画車道沿線の地域である。	172
第2種特別地域に隣接するえびの岳山腹斜面である。	38
大浪池の山腹斜面で、人工林が多い。	107
林田温泉に隣接し、新湯に至る車道沿線の地域である。	14

名 称	区 域
霧島山南西斜面	宮崎県都城市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 282 林班の一部 鹿児島県霧島市内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1080 林班の全部並びに 1065 林班、1066 林班、1072 林班、1078 林班、1079 林班及び 1081 林班から 1084 林班までの各一部 鹿児島県霧島市 霧島田口の一部
御池霧島温泉線車道沿線	宮崎県都城市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 243 林班の全部並びに 226 林班から 228 林班まで、233 林班、236 林班から 240 林班まで及び 253 林班の各一部 宮崎県都城市 夏尾町、 御池町及び吉之元町の各一部 鹿児島県霧島市内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1064 林班から 1067 林班まで及び 1069 林班から 1071 林班までの各一部 鹿児島県霧島市 牧園町大字高千穂、大字持松及び霧島田口の各一部
高千穂峰北部	宮崎県西諸県郡高原町内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2088 林班、2089 林班及び 2092 林班の各一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
霧島火山群の南側山腹下部地域で、人工林が多い。	1,127
利用計画車道沿線の地域である。	434
高千穂峰の北側山腹の人工林である。	22

(オ) 指定湖沼

汚廃水の排出の規制に係る湖沼を次のとおりとする。

(表16：指定湖沼表)

名 称	位 置	地 域 地 区
御 池 (通称：六観音池)	宮崎県えびの市	特別保護地区
白 紫 池	宮崎県えびの市	特別保護地区
大 浪 池	鹿児島県霧島市	特別保護地区

湖 沼 の 概 要	面積 (ha)	旧計画との関係
えびの集団施設地区北部の火口湖で、周囲はモミ、ツガ等の自然林に被われた自然性の高い湖である。	14	昭和 60 年 9 月 5 日
御池（六観音池）にそそぐ火口湖で、湖岸の一部は湿原状を呈している。	8	昭和 60 年 9 月 5 日
霧島山群中の火口湖のうち正円に近く、もっとも典型的な火口湖であり、火口壁は樹林に被われ、原始性の高い湖である。	32	昭和 60 年 9 月 5 日

イ 普通地域

次の区域を普通地域とする。

(表17：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
宮崎県	都城市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 231 林班、234 林班、235 林班、241 林班、242 林班、249 林班及び 251 林班の全部並びに 223 林班、226 林班から 230 林班まで、233 林班、236 林班から 240 林班まで及び 253 林班の各一部 都城市 高野町、夏尾町、御池町及び吉之元町の各一部	2,321
	小林市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2099 林班、2102 林班及び 2103 林班の全部並びに 2094 林班、2097 林班、2100 林班及び 2104 林班から 2118 林班までの各一部 小林市 大字細野の一部	2,437
	えびの市内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 3051 林班の全部並びに 2118 林班から 2122 林班まで、3052 林班から 3054 林班まで及び 3056 林班から 3066 林班までの各一部	1,723
	西諸県郡高原町内 国有林大淀川森林計画区 宮崎森林管理署都城支署 2090 林班、2091 林班、2096 林班、2098 林班及び 2101 林班の全部並びに 2082 林班、2084 林班から 2089 林班まで、2092 林班、2093 林班、2095 林班及び 2097 林班の各一部 西諸県郡高原町 大字蒲牟田の一部	1,220
	小 計	7,701

都道府県	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	霧島市内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1044 林班から 1049 林班まで、1051 林班、1054 林班及び 1056 林班の全部並びに 1042 林班、1050 林班、1055 林班、1057 林班から 1059 林班まで及び 1065 林班から 1072 林班まで の各一部 霧島市 牧園町大字三体堂、大字高千穂、大字万膳、大字持松及び霧島田口の各一部	2,619
	始良郡湧水町内 国有林始良森林計画区 鹿児島森林管理署 1035 林班から 1037 林班まで、1040 林班、1041 林班及び 1043 林班の全部並びに 1034 林班、1039 林班及び 3073 林班の各一部 始良郡湧水町 大字木場の一部	893
	小 計	3,512
	合 計	11,213

(5) 施設計画

利用施設計画

ア 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表18：集団施設地区表)

番号	名 称	区 域	計 画 目 標
1	えびの	宮崎県えびの市 大字末永の一部	霧島地区の北西部に位置し、周囲を韓国岳、白鳥山、大浪池の火山に囲まれた高原で、アカマツ林とススキ原野が広がり、ミヤマキリシマが混生する。 沢沿いには、世界中で霧島にだけ自生するノカイドウが生育し、また、噴気、温泉等の火山現象もみられ、自然景観の多様性に富んだ地区である。 利用面では、南九州の主要利用ルートとして、霧島山群への登山、周辺に点在する火口湖探勝等の基地となっている。 これらの立地環境を生かし、霧島地区の北西部における利用拠点として、自然探勝、登山、野営、温泉保養、自然観察等のための施設を整備する。 なお、地区内に生育するノカイドウの保護には十分留意するものとする。

整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積(ha)	旧計画との関係
えびの整備計画区	霧島地域の利用拠点と位置づけ、アカマツ林、ススキ草原、ノカイドウ自生地、ミヤマキリシマ群落等のえびの高原の優れた自然景観を生かした園地、野営場の整備に合わせて、登山、散策、休養、自然観察等の利用のための宿泊施設、博物展示施設、休憩所、駐車場、広場、給油施設等を維持・整備する。 維持・整備にあたっては、長期滞在利用にも対応できるよう利便性・快適性を考え、「快適さと恵まれた自然を併せ備える施設」として維持・整備する。 ノカイドウの保護にあたっては、立入規制や動物による被害を防止するための施設を整備する。	52.7	区域 昭和32.10.1決定 詳細計画 昭和60.9.5決定
道路（歩道）	自然探勝、散策及び各施設間の連絡のための歩道を維持・整備する。		
給水施設	地区内の各施設へ給水するための施設を維持・整備する。		
面 積 合 計	国	公	私
	52.7	0	0
	52.7		

番号	名 称	区 域	計 画 目 標
2	高千穂河原	鹿児島県霧島市 霧島田口字霧島 山の一部	霧島山群の南側登山口で霧島地域の利用幹線である霧島神宮新湯線道路沿線に位置し、ミヤマキリシマ群落がみられるアカマツ林の良好な自然環境を有する地区である。 これらの立地環境を生かし、霧島南部地域の利用拠点として、自然探勝、野営、ピクニック、登山等のための施設を整備する。

整備計画区及び基盤施設	整備方針		面積(ha)	旧計画との関係
野営施設区	アカマツ林の緩傾斜地であり、林間に、ケビン、テントサイト、管理棟、炊事場、便所等を整備する。また、自動車利用に対応した園路、駐車場を整備する。 収容力は３００人程度とする。		2.4	計画決定 昭和60年９月５日
第１自然探勝区	中岳南麓のミヤマキリシマ群落を探勝するための自然探勝路を整備する。		43.0	
第２自然探勝区	高千穂峰西麓のミヤマキリシマ群落を探勝するため、歩道及び公共施設区周辺の林内散策歩道を整備する。		15.3	
休養園地区	アカマツ林の明るい雰囲気を生かして、野外レクリエーションのための広場等を整備する。		7.2	
公共施設区	地区の基盤施設である駐車場を中心に、園地、広場、休憩所等を整備する。 また、霧島地域の総合的な自然解説を行うため、博物展示施設を整備する。		3.6	
道路（歩道）	集団施設地区内の各地区を有機的に連絡する歩道を整備する。			
給水施設	集団施設地区内の各施設へ給水するための施設を整備する。			
面積合計		国	公	私
		0	0	71.5
		71.5		

イ 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表19：単独施設表)

番号	種 類	位 置
2	園 地	宮崎県都城市及び西諸県郡高原町（御池皇子港）
3	休 憩 所	宮崎県都城市及び西諸県郡高原町（御池皇子港）
4	舟 遊 場	宮崎県都城市及び西諸県郡高原町（御池皇子港）
7	園 地	宮崎県えびの市（白鳥温泉）
8	宿 舎	宮崎県えびの市（白鳥温泉）
9	園 地	宮崎県えびの市（白紫池）
10	宿 舎	宮崎県えびの市（賽ノ河原）
11	園 地	宮崎県えびの市（不動池）
13	野 営 場	宮崎県西諸県郡高原町（御池松の港）
14	園 地	鹿児島県始良郡湧水町（栗野岳温泉）
15	宿 舎	鹿児島県始良郡湧水町（栗野岳温泉）
16	避難小屋	鹿児島県霧島市（韓国岳南）
18	園 地	鹿児島県霧島市（大浪池）
19	園 地	鹿児島県霧島市（大浪池登山口）
21	宿 舎	鹿児島県霧島市（新湯）
22	園 地	鹿児島県霧島市（霧島温泉）
23	宿 舎	鹿児島県霧島市（霧島温泉）

整 備 方 針	旧計画との関係
御池周辺の自然探勝、水辺利用者のための休憩園地として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
御池周辺の自然探勝、水辺利用者のための休憩所として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
御池における水辺利用のための舟遊場として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
温泉を中心とした休養、ピクニックのための園地として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
温泉利用のための宿舎として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
ハイキング、スケート利用のための展望、休憩園地として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
温泉利用のための宿舎として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
道路利用のための展望休憩園地として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
湖畔の良好な自然環境を生かし、周辺の自然探勝及び登山利用の基地として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
周辺の自然探勝のための園地として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
温泉利用のための宿舎として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
韓国岳登山のための避難小屋として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
登山利用のための展望休憩園地として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
韓国岳、大浪池登山利用の休憩及び入口園地として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
温泉利用のための宿舎として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
温泉利用者等のための休憩園地として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
温泉利用者等のための宿泊基地として整備する。	昭 60. 9. 5 告示

番号	種 類	位 置
24	休 憩 所	鹿児島県霧島市（霧島温泉）
25	駐 車 場	鹿児島県霧島市（霧島温泉）
26	宿 舎	鹿児島県霧島市（湯の谷）
27	休 憩 所	鹿児島県霧島市（湯の谷）
28	園 地	鹿児島県霧島市（湯之野）
29	宿 舎	鹿児島県霧島市（湯之野）
30	野 営 場	鹿児島県霧島市（湯之野）
31	園 地	鹿児島県霧島市（横岳）
32	園 地	鹿児島県霧島市（霧島神宮前）
33	宿 舎	鹿児島県霧島市（霧島神宮前）
34	駐 車 場	鹿児島県霧島市（霧島神宮前）
35	避難小屋	宮崎県都城市及び西諸県郡高原町（高千穂峰山頂）

整 備 方 針	旧計画との関係
温泉利用者等のための休憩所として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
温泉利用者等のための駐車場として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
温泉利用のための宿舎として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
温泉利用のための休憩所として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
温泉利用及び霧島山群への登山利用のための休憩園地として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
温泉利用及び霧島山群への登山利用のための宿舎として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
霧島山群への登山のための野営場として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
烏帽子岳の登山利用及び御池霧島温泉線車道の展望休憩のための園地として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
霧島神宮参拝のための園地として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
霧島神宮参拝及び地域南部の自然探勝のための宿舎として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
霧島神宮参拝等地域利用者のための駐車場として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
登山者の安全を確保する避難施設として避難小屋を整備する。	新 規

ウ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表 20：道路（車道）表)

番号	路 線 名	区 間
1	小林霧島温泉線	起点：宮崎県小林市（環野・国立公園境界） 終点：鹿児島県霧島市（丸尾・車道合流点）
2	白鳥えびの高原線	起点：宮崎県えびの市（上門前・国立公園境界） 終点：宮崎県えびの市（えびの集団施設地区・車道合流点）
3	御池霧島温泉線	起点：宮崎県西諸県郡高原町（祓川・国立公園境界） 終点：鹿児島県霧島市（霧島神宮・国立公園境界） 終点：鹿児島県霧島市（竜石・国立公園境界）
4	御池線	起点：宮崎県西諸県郡高原町（御池東方車道分岐点） 終点：宮崎県西諸県郡高原町（御池西方）
5	栗野牧園線	起点：鹿児島県始良郡湧水町（栗野岳温泉西方・国立公園境界） 終点：鹿児島県霧島市（鉾投温泉南方・国立公園境界）
6	霧島神宮新湯線	起点：鹿児島県霧島市（霧島神宮入口・車道分岐点） 終点：鹿児島県霧島市（新湯・国立公園境界）
7	永池湯之野線	起点：鹿児島県霧島市（永池） 終点：鹿児島県霧島市（湯之野）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
えびの高原 霧島温泉	霧島地区を南北に縦断する基幹車道として、展望に配慮して整備する。	昭 60. 9. 5 告示
白鳥温泉	えびの市側からえびの高原への到達道路として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
御池 霧島神宮	霧島山南麓を通る基幹車道として、展望に配慮して整備する。	昭 60. 9. 5 告示
	野営場等への到達車道として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
栗野岳温泉	栗野岳、栗野岳温泉への到達路として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
高千穂河原 湯之野	霧島山南部地域を通る基幹道路として、展望に配慮して整備する。	昭 60. 9. 5 告示
千里滝	霧島地域の南部の利用拠点である霧島神宮とえびの高原を結ぶ幹線利用道路として整備する。	平 18. 12. 26 告示

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 21：道路（歩道）表)

番号	路 線 名	区 間
2	生駒大幡山線	起点：宮崎県小林市（生駒・国立公園境界） 終点：宮崎県小林市（獅子戸岳山頂・歩道合流点） 終点：宮崎県小林市（新燃岳北・歩道合流点）
5	夷守台大幡池線	起点：宮崎県小林市（夷守台） 終点：宮崎県小林市（大幡池・歩道合流点）
7	甑岳登山線	起点：宮崎県えびの市（不動池・歩道合流点） 終点：宮崎県えびの市（甑岳山頂）
8	六観音御池・白紫池周 回線	起点：宮崎県えびの市（えびの集団施設地区） 終点：宮崎県えびの市（白紫池東・歩道合流点） 終点：宮崎県えびの市（不動池南・歩道合流点） 終点：宮崎県えびの市（えびの集団施設地区）
9	白鳥えびの高原線	起点：宮崎県えびの市（白鳥温泉） 終点：宮崎県えびの市（賽ノ河原・歩道合流点）
10	赤松千本原線	起点：宮崎県えびの市（えびの集団施設地区） 終点：宮崎県えびの市（御池南・歩道合流点）
11	えびの岳周回線	起点：宮崎県えびの市（えびの集団施設地区） 終点：宮崎県えびの市（えびの集団施設地区）
12	霧島山縦走線	起点：宮崎県えびの市（えびの集団施設地区） 終点：宮崎県小林市（新燃岳南・歩道合流点）
13	えびの高原大浪池線	起点：宮崎県えびの市（えびの集団施設地区） 終点：鹿児島県霧島市（大浪池北・歩道合流点）
14	皇子原高千穂河原線	起点：宮崎県西諸県郡高原町（皇子原） 終点：鹿児島県霧島市（高千穂河原集団施設地区）
15	皇子原高千穂峰線	起点：宮崎県西諸県郡高原町（皇子原 5 号堰堤） 終点：宮崎県西諸県郡高原町（二ツ石西・歩道合流点）
16	栗野岳温泉えびの高原 線	起点：鹿児島県始良郡湧水町（栗野岳温泉） 終点：鹿児島県始良郡湧水町（レクリエーション村） 終点：宮崎県えびの市（えびの集団施設地区）
17	霧島温泉大浪池線	起点：鹿児島県霧島市（霧島温泉） 終点：鹿児島県霧島市（大浪池南・歩道合流点）
18	新湯坊主小屋線	起点：鹿児島県霧島市（新湯） 終点：宮崎県小林市（坊主小屋・歩道合流点）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
夷守岳 大幡池 大幡山	夷守岳、大幡山一帯に広がる天然林等の探勝歩道及び生駒高原と霧島山縦走線歩道を結ぶ登山道として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
	夷守台から大幡池への登山路として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
	甕岳への登山路及び天然林、湿原等の自然探勝路として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
不動池 白紫池 六観音御池	えびの集団施設地区を起終点とする回遊路で、火口湖等の自然探勝路として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
	白鳥温泉からえびの高原への登山道として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
硫黄山 賽ノ河原 赤松千本原	えびの集団施設地区から硫黄山、赤松千本原を回遊する自然探勝路として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
えびの岳	えびの集団施設地区からえびの岳への登山路として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
韓国岳 獅子戸岳 新燃岳	九州自然歩道の一部とともに霧島山群の登山利用の基幹歩道として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
	えびの高原から大浪池への登山路として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
坊主小屋	皇子原から高千穂河原に至る登山路として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
	皇子原から高千穂峰に至る登山道として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
栗野岳	栗野岳、えびの高原に至る登山道として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
	霧島温泉から大浪池への登山道として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
新燃岳獅子戸 岳鞍部	新湯及び坊主小屋から霧島山縦走線歩道に至る登山道として整備する。	昭 60. 9. 5 告示

番号	路 線 名	区 間
19	烏帽子岳登山線	起点：鹿児島県霧島市（横岳） 終点：鹿児島県霧島市（新湯）
20	霧島神宮高千穂河原線	起点：鹿児島県霧島市（霧島神宮北・歩道合流点） 終点：鹿児島県霧島市（高千穂河原集団施設地区）
21	九州自然歩道	起点：鹿児島県霧島市（霧島神宮・国立公園境界） 終点：宮崎県西諸県郡高原町（祓川・国立公園境界） 終点：宮崎県西諸県郡高原町（御池松の港・歩道合流点） 終点：宮崎県都城市（小池） 終点：宮崎県都城市（小池南方）
22	夢が丘高千穂峰線	起点：宮崎県都城市（御池） 終点：宮崎県都城市（高千穂峰東・歩道合流点）
23	矢岳竜王登山線	起点：宮崎県西諸県郡高原町（坊主小屋・歩道分岐点） 終点：宮崎県西諸県郡高原町（矢岳山頂）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
烏帽子岳	横岳及び新湯から烏帽子岳への登山路として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
	霧島神宮前と高千穂河原集団施設地区を結ぶ良好な自然環境を生かした自然探勝歩道として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
霧島神宮 湯之野温泉 中岳 高千穂河原 高千穂峰 御池	九州自然歩道の一環として整備する。	昭 60. 9. 5 告示
	夢が丘から高千穂峰への登山路として整備する。	新 規
	矢岳への登山路として整備する。	新 規

4 生態系維持回復計画

生態系維持回復計画を次のとおりとする。

(表22：生態系維持回復事業表)

番号	名 称	位 置
1	霧島生態系維持回復事業	霧島錦江湾国立公園 霧島地域全域

事業の実施方針
霧島地域において、キュウシュウジカの生息数増加とともに、絶滅のおそれのある植物種の減少、植生の単純化が確認される等、本公園の生態系に大きな影響を与えるおそれが出てきている。このため、本事業では、本地域の生態系の維持又は回復を図るため、キュウシュウジカの防除、植生の保護等を実施する。また、事業の効果を検証するため、キュウシュウジカの生息状況等のモニタリングを実施し、より効果的な事業実施に向けて実証試験を行う。

霧島錦江湾国立公園
(錦江湾地域)

指 定 書

(公園区域の一部変更)

1 変更する区域

霧島錦江湾国立公園（錦江湾地域）の区域の一部を、次のとおり変更する。

（表 1：公園区域（陸域）変更表）

番号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
1	拡 張	鹿児島県垂水市 大字中俣の一部
2	拡 張	鹿児島県霧島市 隼人町真孝及び野久美田の各一部
3	拡 張	鹿児島県霧島市 国分敷根及び福山町福山の各一部
4	拡 張	鹿児島県始良市 大字平松の一部
5	拡 張	鹿児島県始良市 大字脇元の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
錦江湾の展望地としても優れており、その風致を維持するため、高隈山県立自然公園から振り替えて国立公園の区域に編入する。	23 $\left[\begin{array}{r} \text{国} \quad 0 \\ \text{公} \quad 23 \\ \text{私} \quad 0 \end{array} \right]$
錦江湾に浮かぶ島の風致を維持するため、国立公園の区域に編入する。	25 $\left[\begin{array}{r} \text{国} \quad 0 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \quad 25 \end{array} \right]$
錦江湾に接する半島の風致を維持するため、国立公園の区域に編入する。	64 $\left[\begin{array}{r} \text{国} \quad 0 \\ \text{公} \quad 14 \\ \text{私} \quad 50 \end{array} \right]$
海水浴場として利用されている自然海岸であり、地先の干潟とともに風致の維持及び適正な利用を図るため、国立公園の区域に編入する。	1 $\left[\begin{array}{r} \text{国} \quad 0 \\ \text{公} \quad 1 \\ \text{私} \quad 0 \end{array} \right]$
既存の公園区域に隣接して一体として風致を保全するため、国立公園の区域に編入する。	246 $\left[\begin{array}{r} \text{国} \quad 2 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \quad 244 \end{array} \right]$

番号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
6	削 除	鹿児島県指宿市 十二町の一部

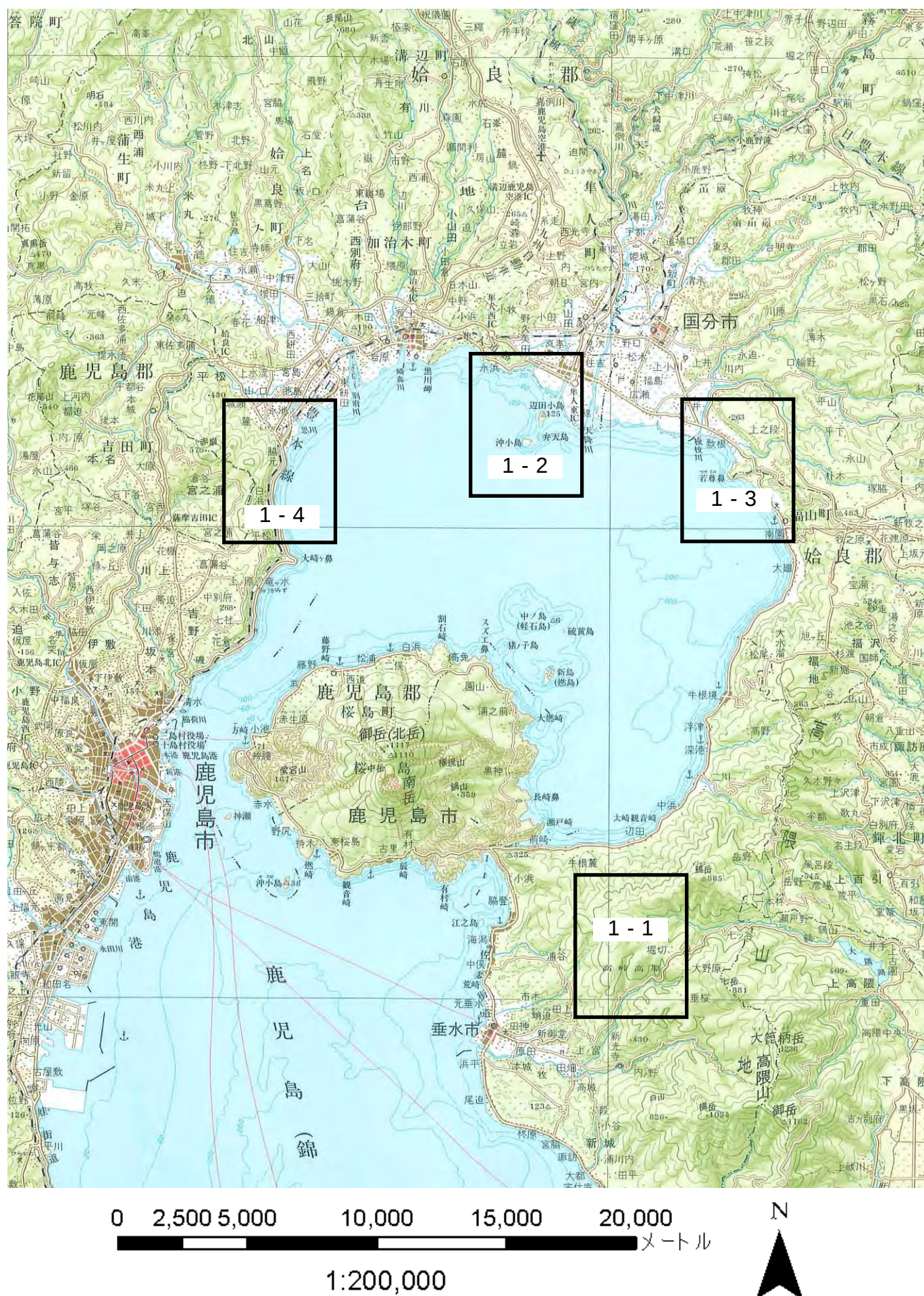
変 更 理 由	面積 (ha)
公園境界となっている道路に平行して都市計画道路が新設され、新設道路と既存道路との間の住宅地が分断され風致の保全を図る必要性が乏しくなったため国立公園の区域から削除する。	△ 1 国 0 公 0 私 1
変 更 部 分 面 積 計	358 国 2 公 38 私 318
変 更 前 公 園 (陸 域) 面 積	15,842 国 1,750 公 3,066 私 11,026
変 更 後 公 園 (陸 域) 面 積	16,200 国 1,752 公 3,104 私 11,344

(表 2 : 公園区域 (海域) 変更表)

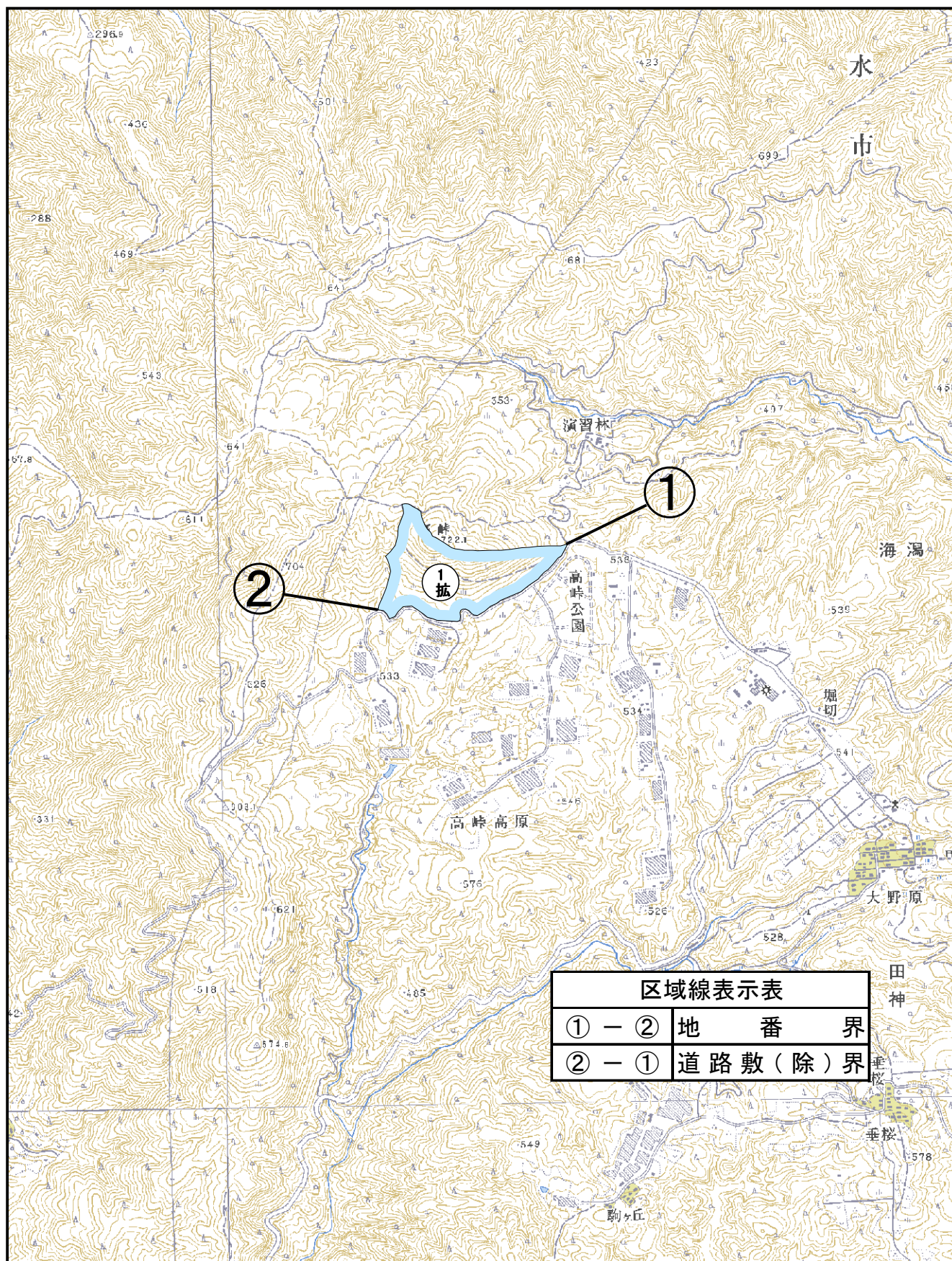
番号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
7	拡 張	鹿児島県鹿児島市及び垂水市の海域の各一部並びに霧島市及び始良市の海域

変 更 理 由	面積 (ha)
桜島と一体となった始良カルデラの風景の保全を図るため、海域の区域一帯を国立公園の区域に編入する。	21,846
変 更 部 分 面 積 計	21,846
変 更 前 公 園 (海 域) 面 積	16,009
変 更 後 公 園 (海 域) 面 積	37,855

霧島屋久国立公園（錦江湾地域）区域変更位置図 1（錦江湾奥部陸域）



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)区域変更図1-1

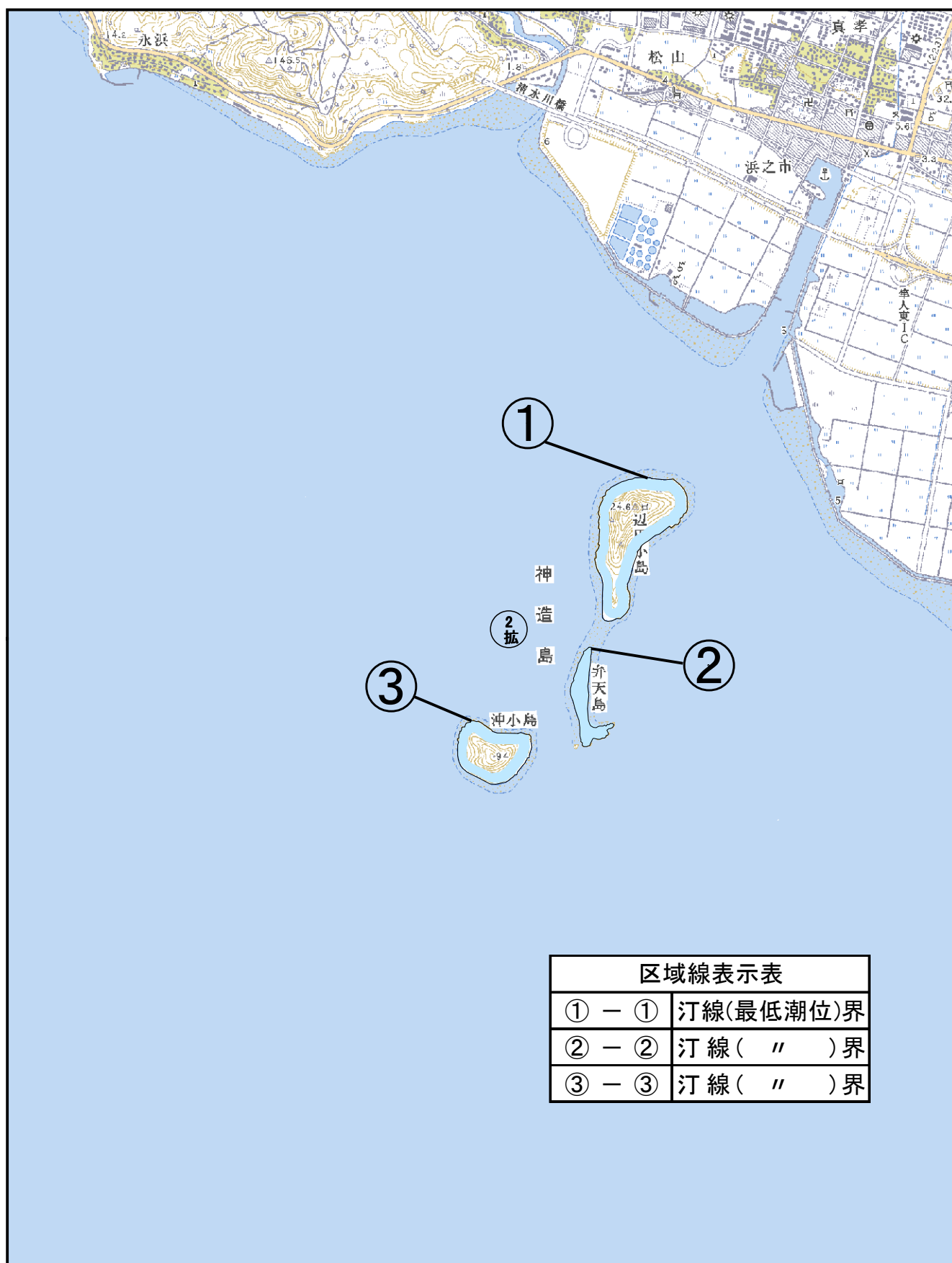


0 500 1,000 2,000 3,000 メートル

1:25,000



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)区域変更図1-2



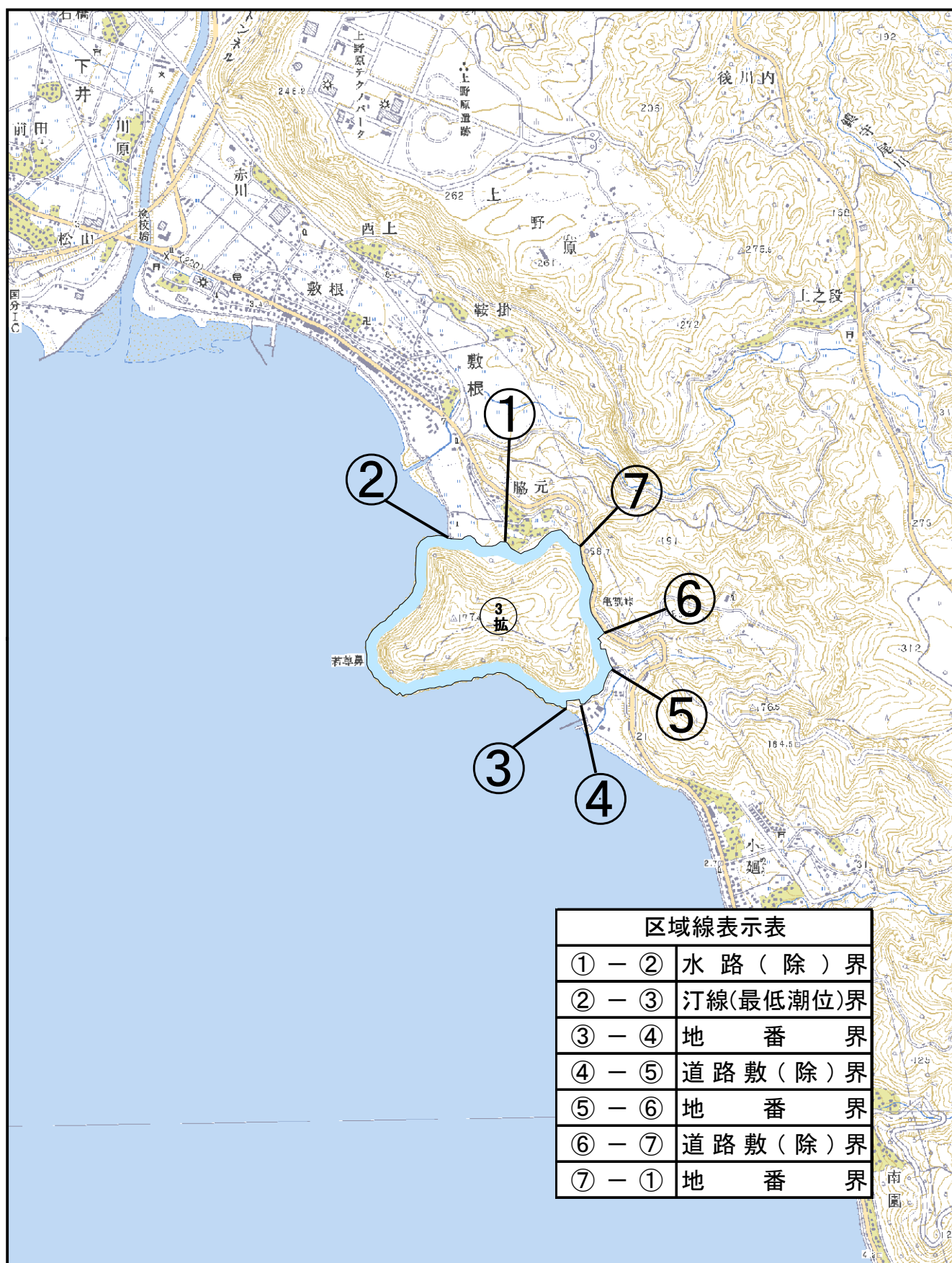
区域線表示表	
① - ①	汀線(最低潮位)界
② - ②	汀線(")界
③ - ③	汀線(")界

0 500 1,000 2,000 3,000 メートル

1:25,000



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)区域変更図1-3



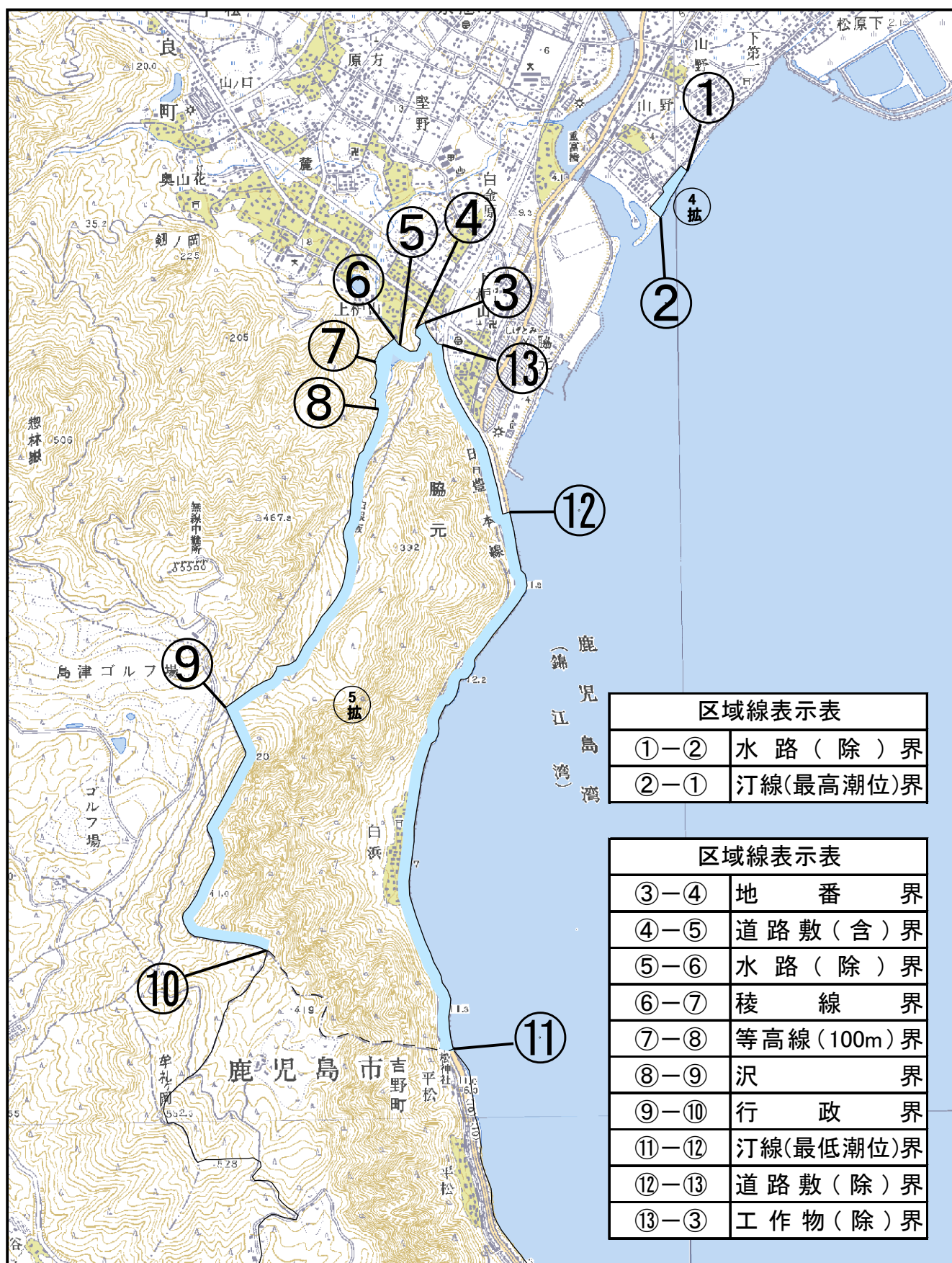
0 500 1,000 2,000 3,000 メートル

1:25,000

N



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)区域変更図1-4



区域線表示表

①-②	水路(除)界
②-①	汀線(最高潮位)界

区域線表示表

③-④	地番界
④-⑤	道路敷(含)界
⑤-⑥	水路(除)界
⑥-⑦	稜線界
⑦-⑧	等高線(100m)界
⑧-⑨	沢界
⑨-⑩	行政界
⑪-⑫	汀線(最低潮位)界
⑫-⑬	道路敷(除)界
⑬-③	工作物(除)界

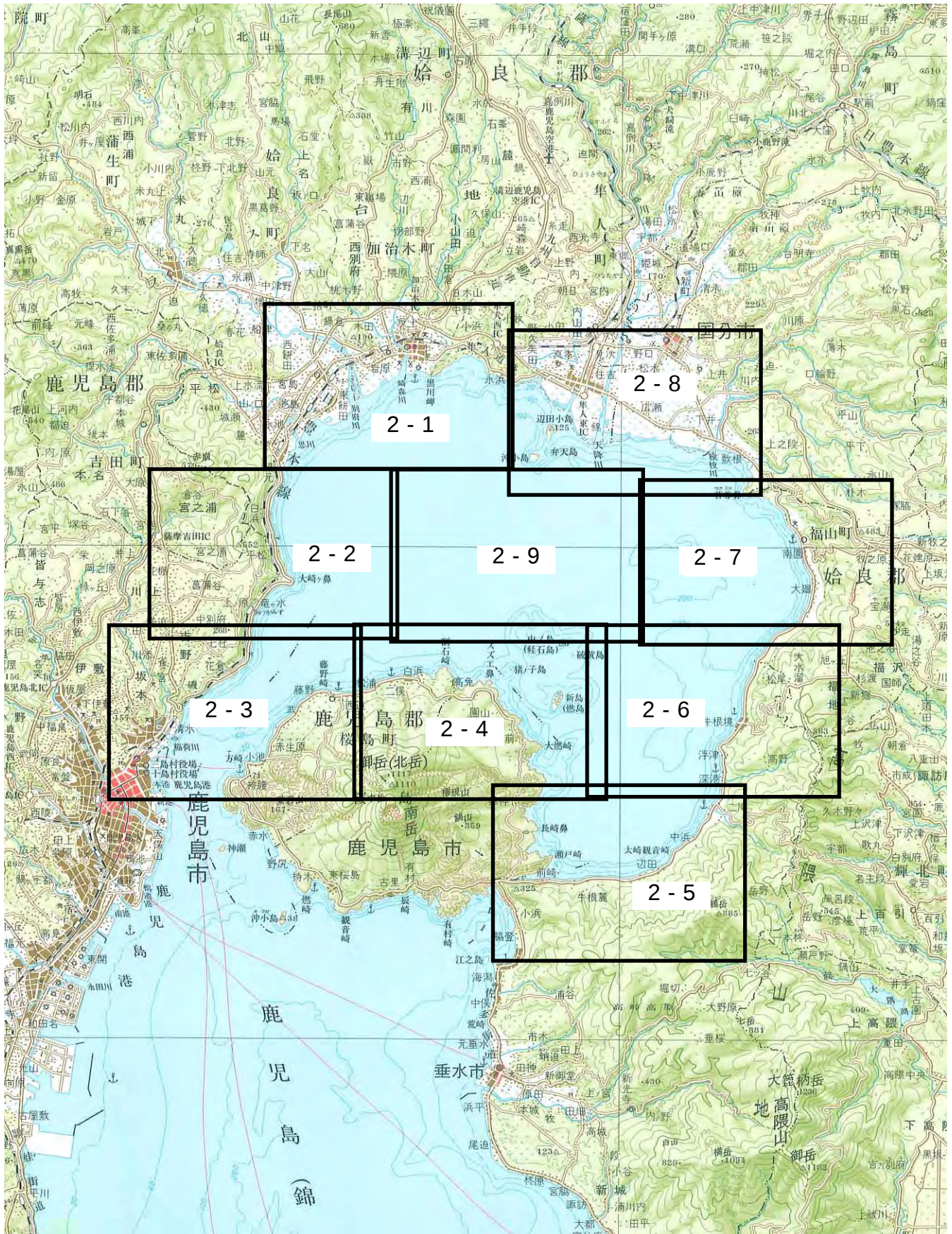
0 500 1,000 2,000 3,000
メートル

1:25,000

N



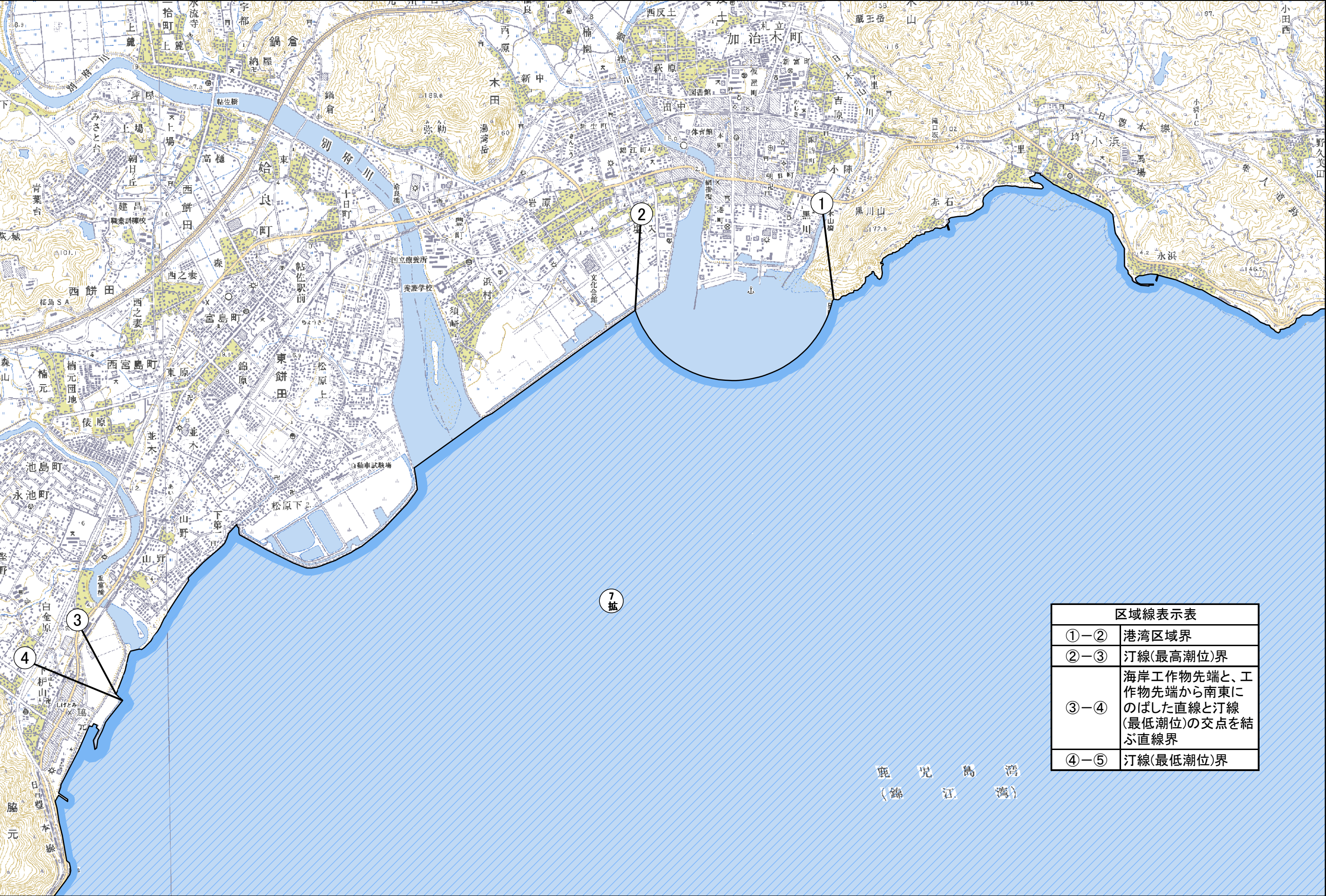
霧島屋久国立公園（錦江湾地域）区域変更位置図 2



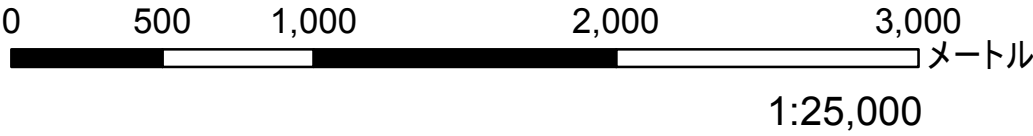
0 2,500 5,000 10,000 15,000 20,000 メートル

1:200,000

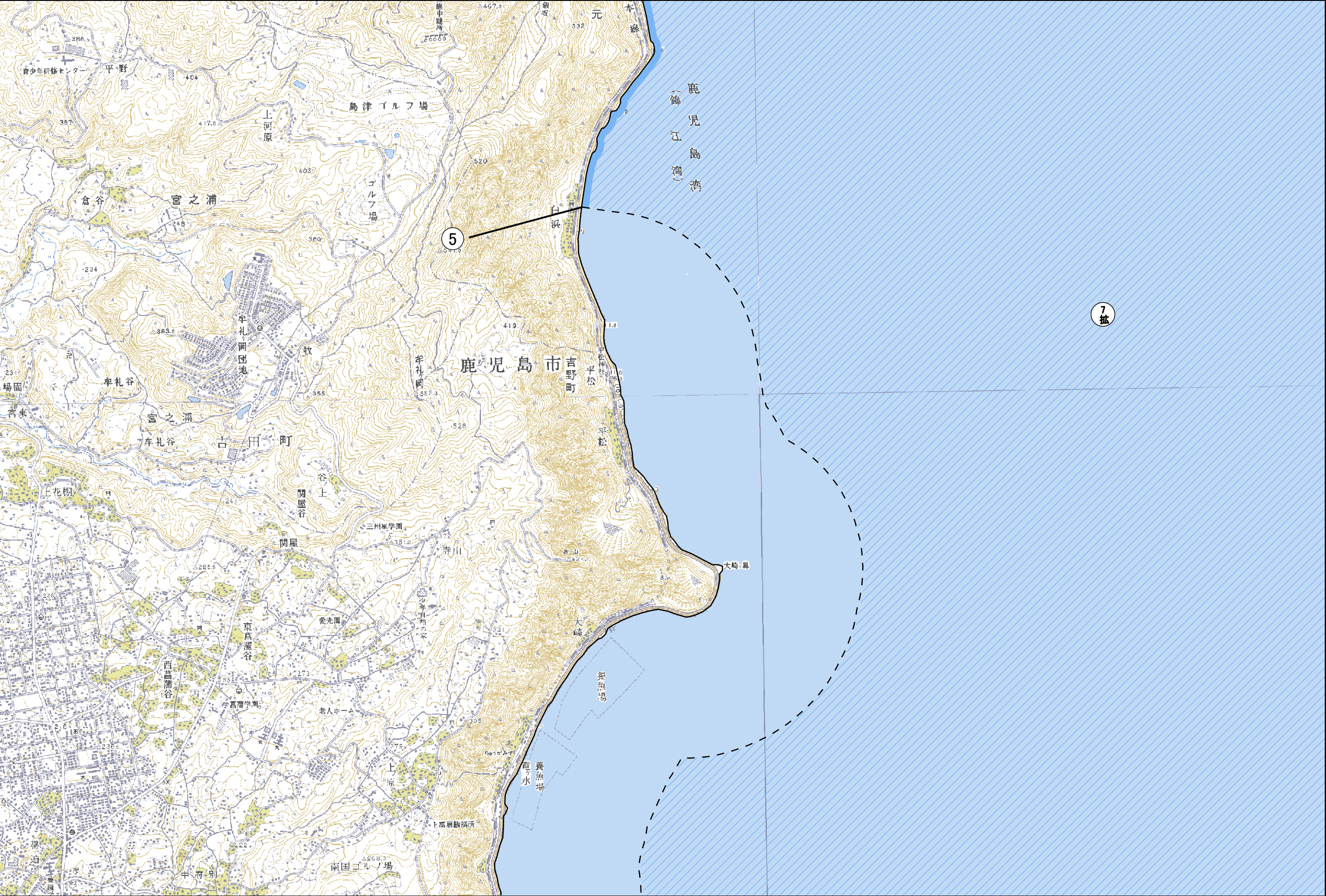
霧島屋久国立公園(錦江湾地域)区域変更図2-1



区域線表示表	
①－②	港湾区域界
②－③	汀線(最高潮位)界
③－④	海岸工作物先端と、工 作物先端から南東に のばした直線と汀線 (最低潮位)の交点を結 ぶ直線界
④－⑤	汀線(最低潮位)界



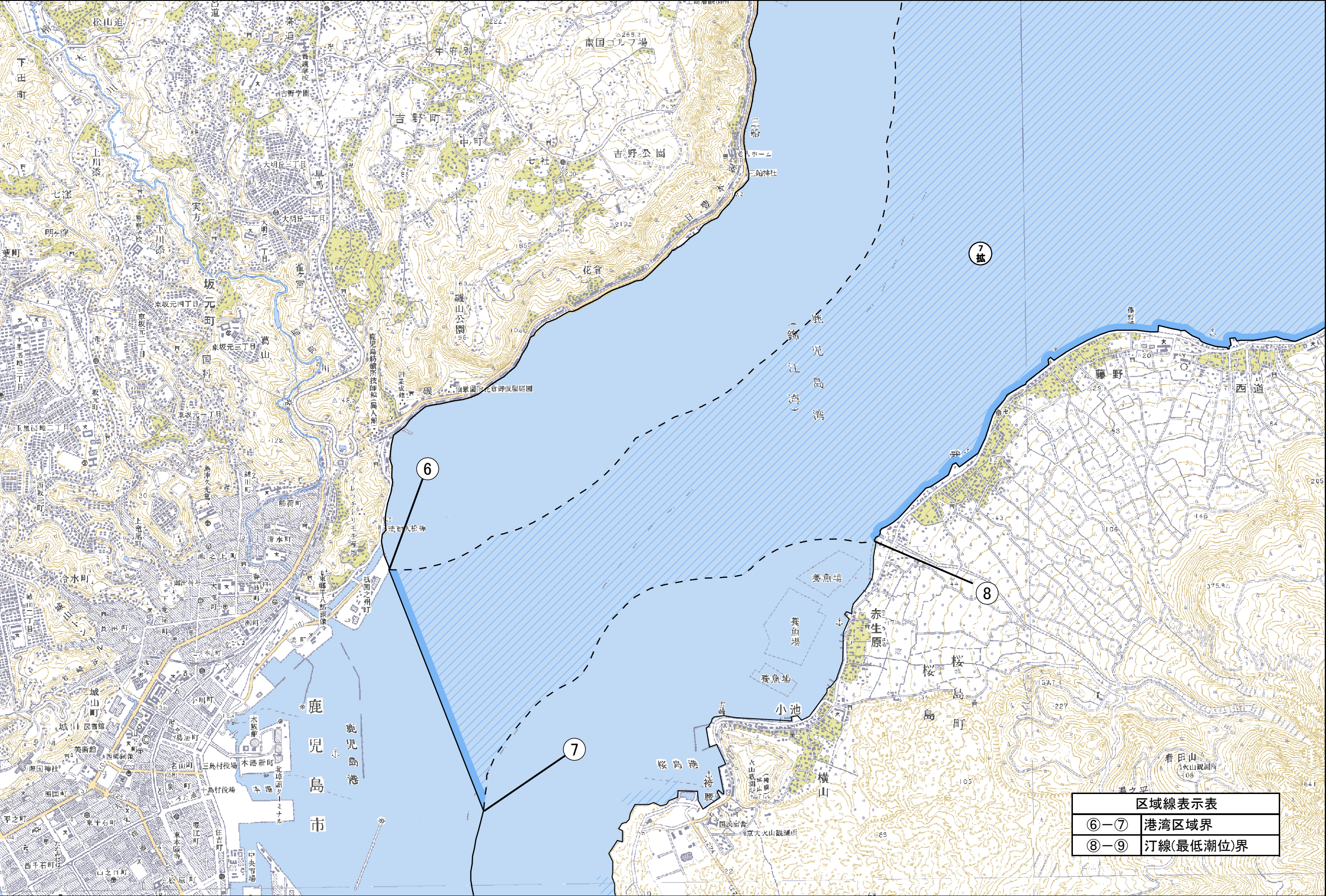
霧島屋久国立公園(錦江湾地域)区域変更図2-2



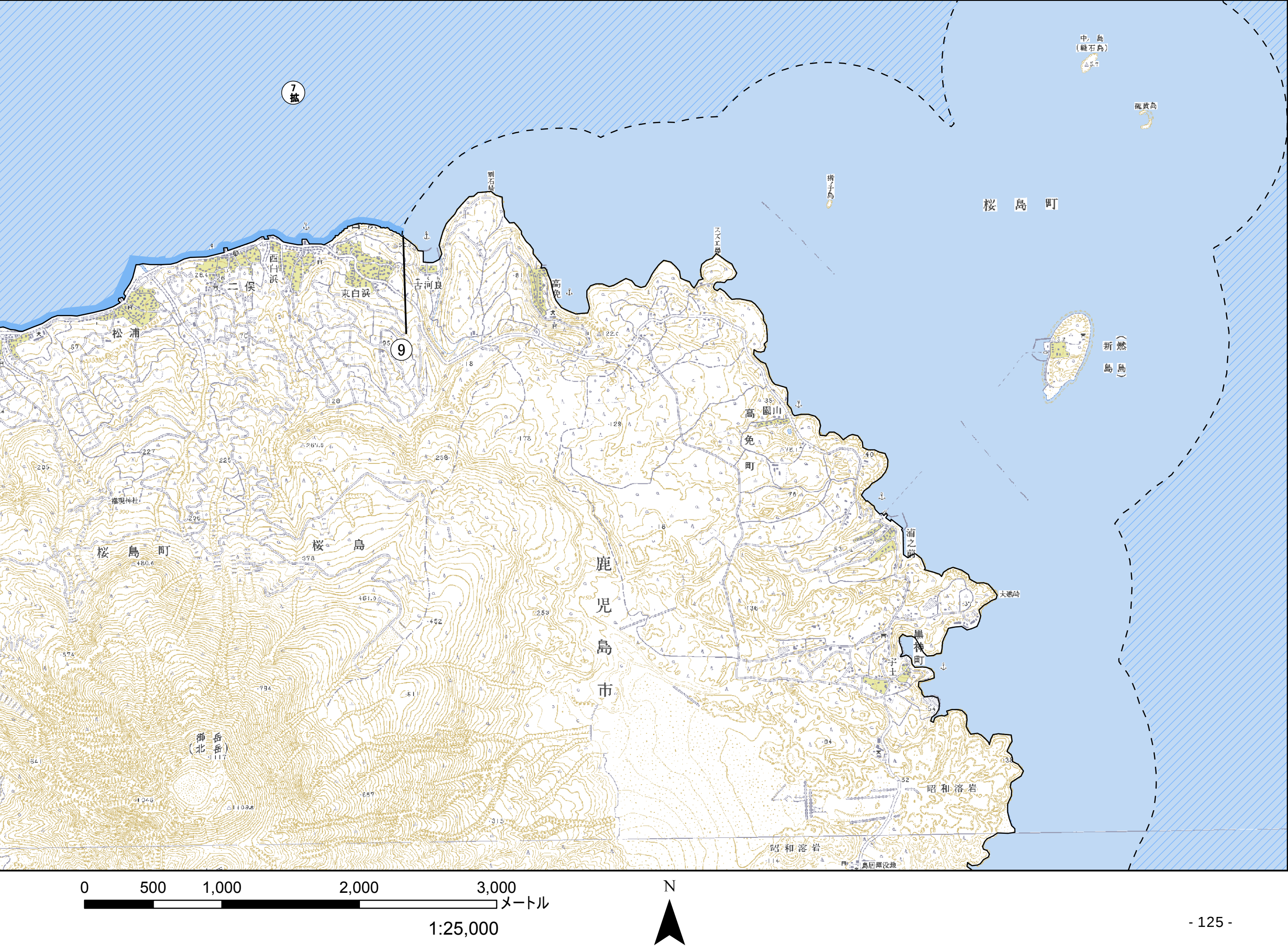
0 500 1,000 2,000 3,000
メートル
1:25,000



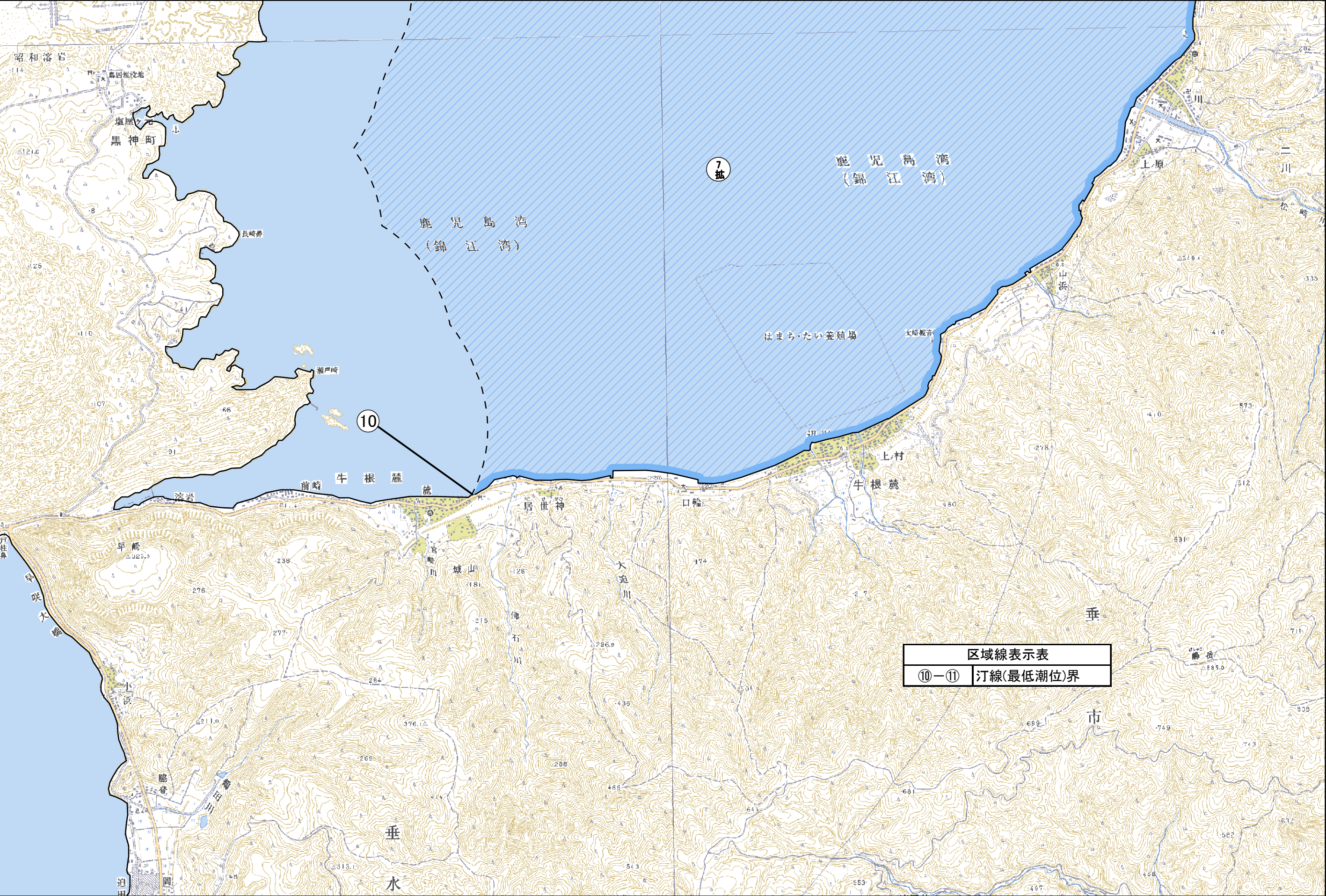
霧島屋久国立公園(錦江湾地域)区域変更図2-3



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)区域変更図2-4



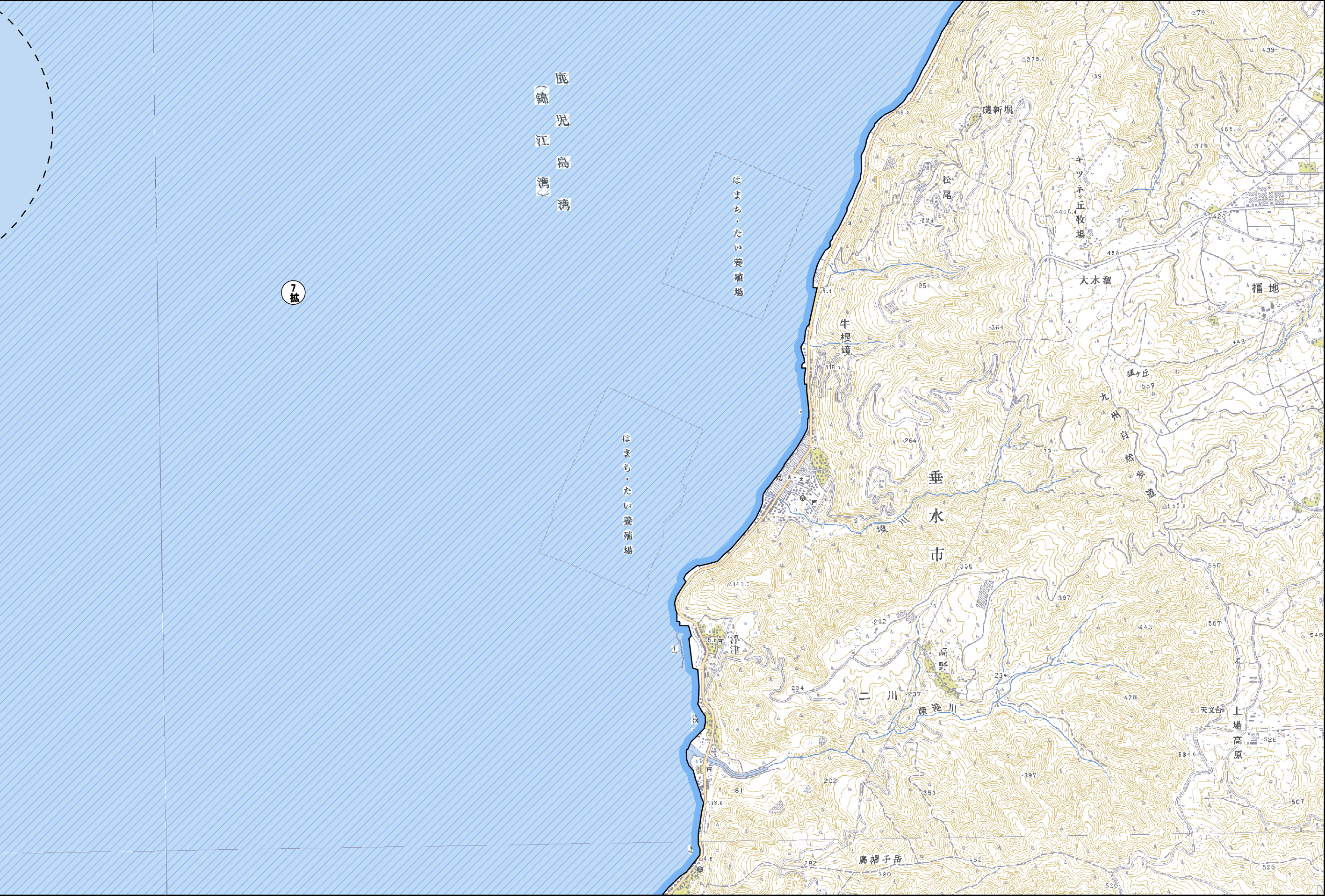
霧島屋久国立公園(錦江湾地域)区域変更図2-5



0 500 1,000 2,000 3,000メートル
1:25,000



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)区域変更図2-6



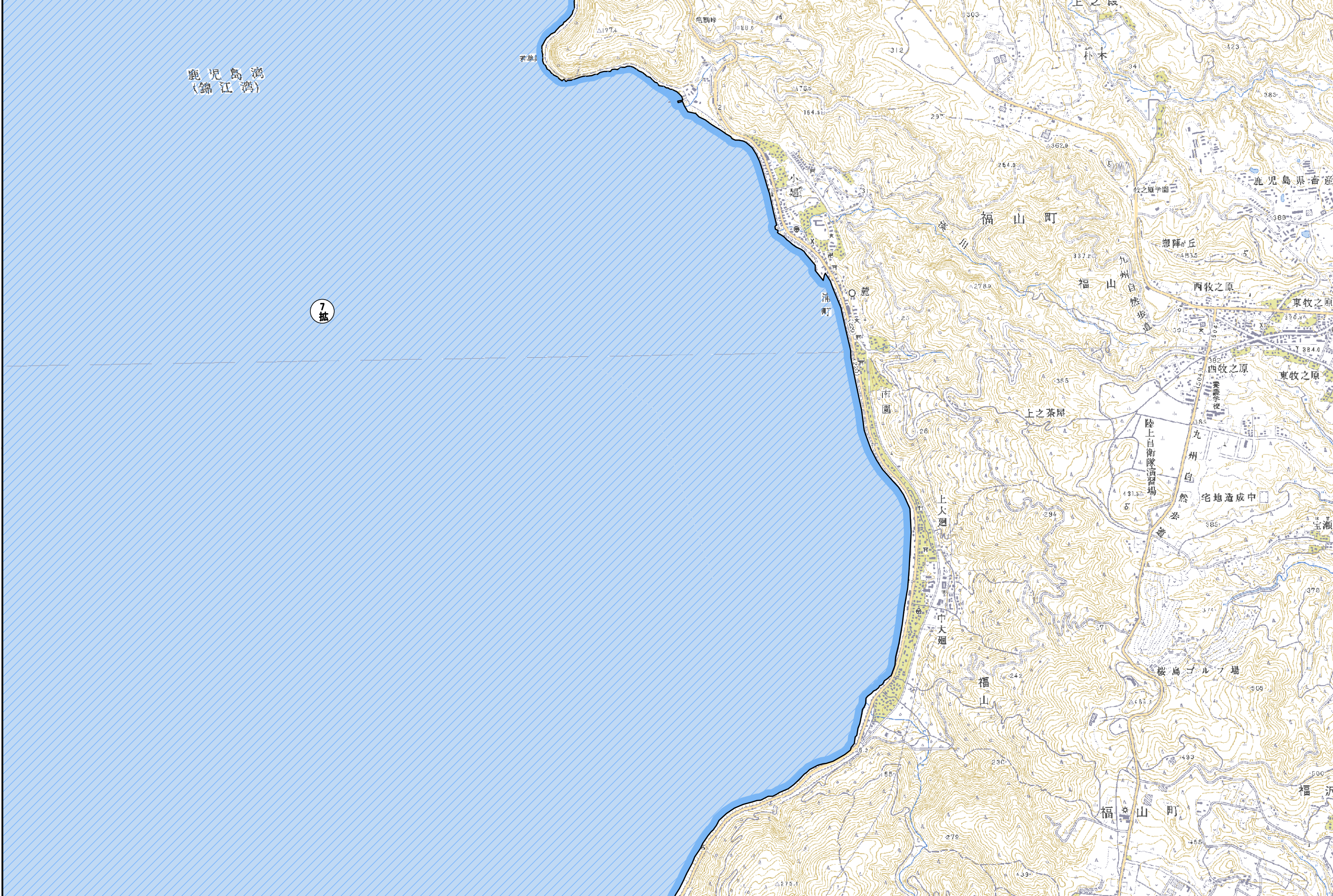
0 500 1,000 2,000 3,000メートル

1:25,000

N



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)区域変更図2-7

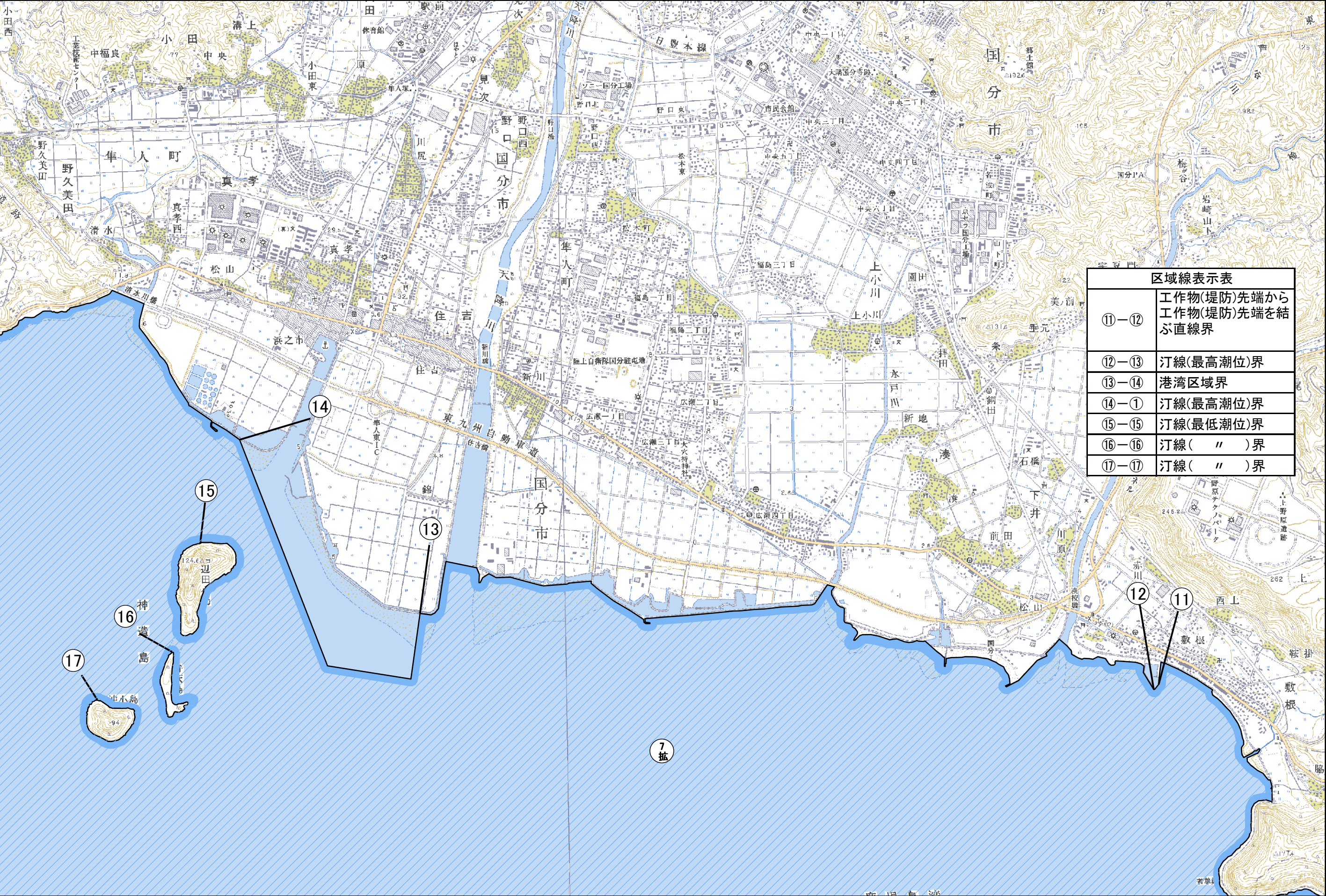


0 500 1,000 2,000 3,000メートル

1:25,000

N

霧島屋久国立公園(錦江湾地域)区域変更図2-8



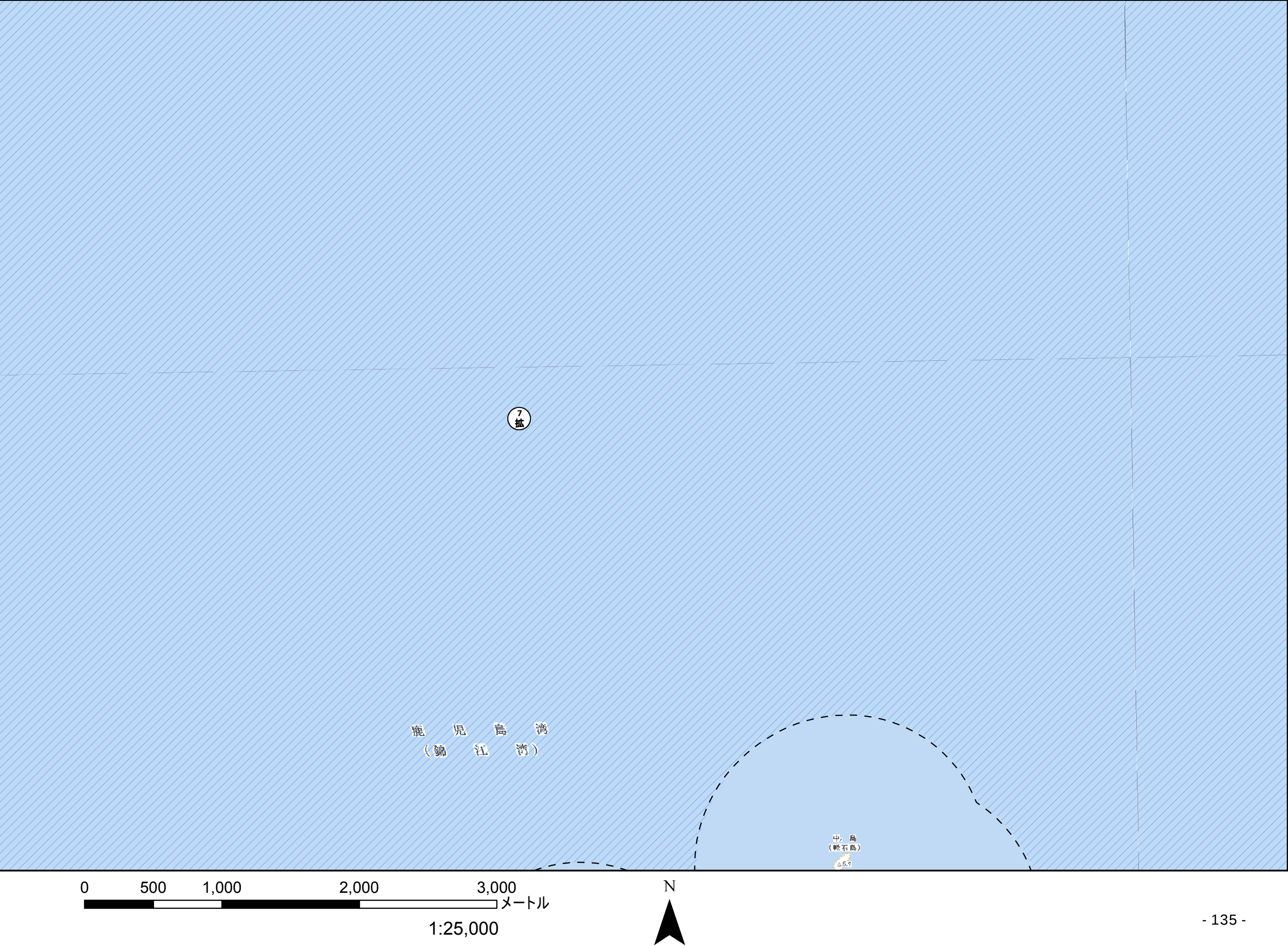
区域線表示表	
⑪-⑫	工作物(堤防)先端から 工作物(堤防)先端を結 ぶ直線界
⑫-⑬	汀線(最高潮位)界
⑬-⑭	港湾区域界
⑭-①	汀線(最高潮位)界
⑮-⑮	汀線(最低潮位)界
⑯-⑯	汀線(")界
⑰-⑰	汀線(")界

0 500 1,000 2,000 3,000メートル

1:25,000



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)区域変更図2－9



霧島屋久国立公園（錦江湾地域）区域変更位置図 3

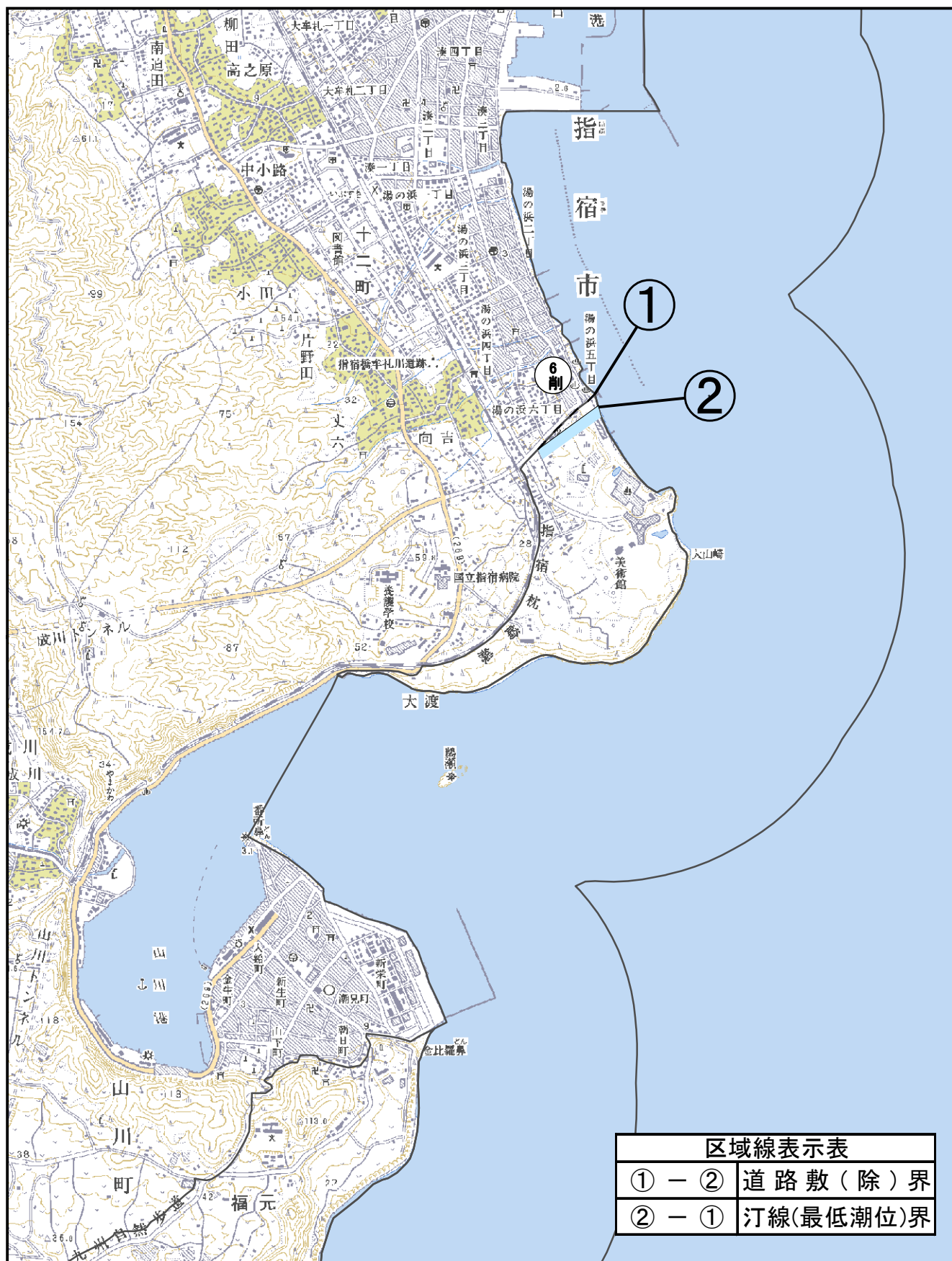


0 2,500 5,000 10,000 15,000 20,000 メートル

1:200,000



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)区域変更図3



0 500 1,000 2,000 3,000
メートル

1:25,000



霧島錦江湾国立公園
(錦江湾地域)

公園計画書
(公園計画の一部変更)

1 規制計画

(1) 保護規制計画

保護規制計画の区域の一部を、次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 3 : 特別地域変更表)

番号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
1	拡 張	鹿児島県垂水市 大字中俣の一部
2	拡 張	鹿児島県霧島市 隼人町真孝及び野久美田の各一部
3	拡 張	鹿児島県霧島市 国分敷根及び福山町福山の各一部
4	拡 張	鹿児島県始良市 大字平松の一部
5	拡 張	鹿児島県始良市 大字脇元の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
錦江湾の展望地としても優れており、その風致を維持するため、高隈山県立自然公園から振り替えて特別地域とする。	23 〔 国 0 〕 〔 公 23 〕 〔 私 0 〕
錦江湾に浮かぶ島の風致を維持するため、特別地域とする。	25 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 25 〕
錦江湾に接する半島の風致を維持するため、特別地域とする。	64 〔 国 0 〕 〔 公 14 〕 〔 私 50 〕
海水浴場として利用されている自然海岸であり、地先の干潟とともに風致の維持及び適正な利用を図るため、特別地域とする。	1 〔 国 0 〕 〔 公 1 〕 〔 私 0 〕
既存の公園区域に隣接して一体として風致を維持するため、特別地域とする。	231 〔 国 2 〕 〔 公 0 〕 〔 私 229 〕

番号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
6	削 除	鹿児島県鹿児島市 桜島赤生原町及び桜島小池町の各一部
7	削 除	鹿児島県指宿市 十二町の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
宅地化が進み、特別地域としての風致の保全を図る必要性が乏しくなったため、特別地域から削除する。	△ 3 国 0 公 0 私 3
公園境界となっている道路に平行して都市計画道路が新設され、新設道路と既存道路との間の住宅地が分断され風致の保全を図る必要性が乏しくなったため、特別地域から削除する。	△ 1 国 0 公 0 私 1
変 更 部 分 面 積 計	340 国 2 公 38 私 300
変 更 前 特 別 地 域 面 積	15,085 国 1,748 公 3,034 私 10,303
変 更 後 特 別 地 域 面 積	15,425 国 1,750 公 3,072 私 10,603

(ア) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表4：第1種特別地域変更表)

番号	区 分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
8	削 除	第2種特別地域 への振替	竹 山	鹿児島県指宿市 山川大字福元の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
審査指針施行前に許可された分譲地で宅地となっていることから、第1種特別地域としての保全が困難であるため、第2種特別地域として風致の維持を図るもの。	△ 4 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 4 〕
変 更 部 分 面 積 計	△ 4 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 4 〕
変 更 前 第 1 種 特 別 地 域 面 積	801 〔 国 55 〕 〔 公 366 〕 〔 私 380 〕
変 更 後 第 1 種 特 別 地 域 面 積	797 〔 国 55 〕 〔 公 366 〕 〔 私 376 〕

(イ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：第2種特別地域変更表)

番号	区 分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
8	拡張	第1種特別地域 からの振替	竹 山	鹿児島県指宿市 山川大字福元の一部
1	拡張	特別地域の拡張	高 峠	鹿児島県垂水市 大字中俣の一部
2	拡張	特別地域の拡張	神造島	鹿児島県霧島市 隼人町真孝及び野久美田の各一部
3	拡張	特別地域の拡張	若尊鼻	鹿児島県霧島市 国分敷根及び福山町福山の各一部
4	拡張	特別地域の拡張	重富海岸	鹿児島県姶良市 大字平松の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
審査指針施行前に許可された分譲地で宅地となっていることから、第1種特別地域としての保全が困難であるため、第2種特別地域として風致の維持を図るもの。	4 国 0 公 0 私 4
錦江湾の展望地としても優れており、その風致を維持するため、第2種特別地域とする。	23 国 0 公 23 私 0
錦江湾に浮かぶ島の風致を維持するため、第2種特別地域とする。	25 国 0 公 0 私 25
錦江湾に接する半島の風致を維持するため、第2種特別地域とする。	64 国 0 公 14 私 50
海水浴場として利用されている自然海岸であり、地先の干潟とともに風致の維持及び適正な利用を図るため、第2種特別地域とする。	1 国 0 公 1 私 0

番号	区 分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
5	拡張	特別地域の拡張	脇 元	鹿児島県姶良市 大字脇元の一部
7	削除	特別地域の縮小	指宿東部	鹿児島県指宿市 十二町の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
既存の公園区域に隣接して一体として風致を維持するため、第2種特別地域とする。	231 [国 2 公 0 私 229]
公園境界となっている道路に平行して都市計画道路が新設され、新設道路と既存道路との間の住宅地が分断され風致の保全を図る必要性が乏しくなったため、第2種特別地域から削除する。	△ 1 [国 0 公 0 私 1]
変 更 部 分 面 積 計	347 [国 2 公 38 私 307]
変 更 前 第 2 種 特 別 地 域 面 積	8,341 [国 504 公 2,041 私 5,796]
変 更 後 第 2 種 特 別 地 域 面 積	8,688 [国 506 公 2,079 私 6,103]

(ウ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6：第3種特別地域変更表)

番号	区 分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
6	削除	特別地域の縮小	桜 島	鹿児島県鹿児島市 桜島赤生原町及び桜島小池町の各一部

変 更 理 由	面積 (ha)
宅地化が進み、第3種特別地域としての風致の保全を図る必要性が乏しくなったため、普通地域とするもの。	△ 3 [国 0 公 0 私 3]
変 更 部 分 面 積 計	△ 3 [国 0 公 0 私 3]
変 更 前 第 3 種 特 別 地 域 面 積	3,354 [国 374 公 399 私 2,581]
変 更 後 第 3 種 特 別 地 域 面 積	3,351 [国 374 公 399 私 2,578]

イ 海域公園地区

① 追加

次の海域公園地区を追加する。

(表 7 : 海域公園地区追加表)

番号	名 称	位 置
5	神瀬海域公園地区	鹿児島県鹿児島市 桜島横山町神瀬地先
6	神造島海域公園地区	鹿児島県霧島市 隼人町地先
7	若尊鼻海域公園地区	鹿児島県霧島市 国分及び福山町地先
8	若尊海山海域公園地区	鹿児島県霧島市 福山町地先
9	重富干潟海域公園地区	鹿児島県始良市 大字平松地先

地 区 の 概 要	面積 (ha)
錦江湾を代表する海藻の生育地である。水深は浅く、大型の海藻であるホンダワラ類が塊状のテーブルサンゴと混在して生育している。また、ダイビングで利用されている。	83.0
神造島と一体となった優れた景観を有する海域である。底質は主として砂だが、転石が多く見られる箇所もある。ガラモ場、サンゴ類等が点在しており、ダイビングで利用されている。	103.6
若尊鼻と一体となった優れた景観を有する海域である。岩礁帯では釣り場としての利用も多い。	19.7
水深約80m～100m付近に円錐の形をした海底丘陵があり、東側に世界的に極めてまれな浅海熱水系でチムニーを伴った熱水噴出孔がある。噴出孔の周辺には、世界で最も浅い場所に生息するハオリムシの一種であるとされるサツマハオリムシの大群集が、海底丘陵の周辺部の灰白色粗粒砂底には、二枚貝類がみられる。また、熱水噴出孔上の海面に形成される“たぎり”が特異な海上景観を呈しており、これをシーカヤックで体験観察する利用が行われている。	170.7
重富海岸と一体となった優れた景観を有する海域。錦江湾最大の干潟であり、ハクセンシオマネキ、ミサゴ等の貴重な生物が生息し、渡りの季節にはクロツラヘラサギ等の多くの野鳥が見られる。また、干潟の地先には海藻が広くみられる。干潟は自然観察会等で利用されている。	38.2

② 変更

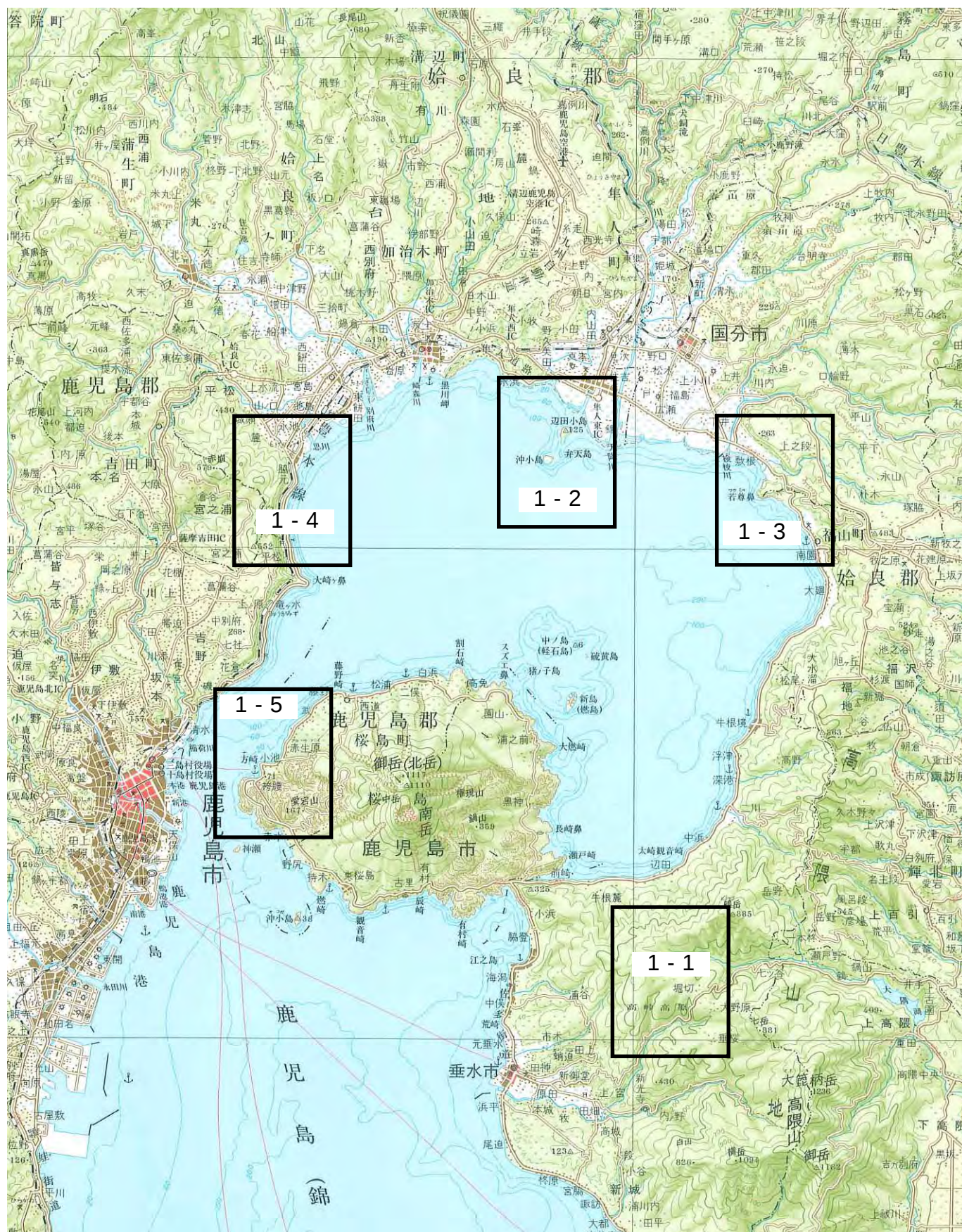
次の海域公園地区の区域の一部を変更する。

(表 8 : 海域公園地区変更表)

番号	区分	名 称	位 置	告示年月日
1	拡張	桜島海域公園地区（1号）	鹿児島県鹿児島市 桜島横山町地先	昭45.7.1
2	拡張	桜島海域公園地区（2号）	鹿児島県鹿児島市 桜島横山町地先	昭45.7.1

変 更 理 由	変更面積 (ha)	変更後面積 (ha)
袴腰大正溶岩原の地先海域である。大正溶岩流により形成された、起伏に富んだ海底地形をなしている。シコロサンゴ、ミドリイシ類等が優占するほか、多くのサンゴ類が見られる。また、ダイビング及びシーカヤックで利用されている。	35.3	41.8
桜島の南西海上に浮かぶ沖小島の北側海域である。西岸は海底の傾斜がゆるく底質は主として砂であるが、転石もある。多くのサンゴが混在するとともに、ガラモ類及びヤツマタモクが密生している箇所が多く見られる。また、ダイビングで利用されている。	10.7	18.9

霧島屋久国立公園（錦江湾地域）保護規制計画変更位置図 1

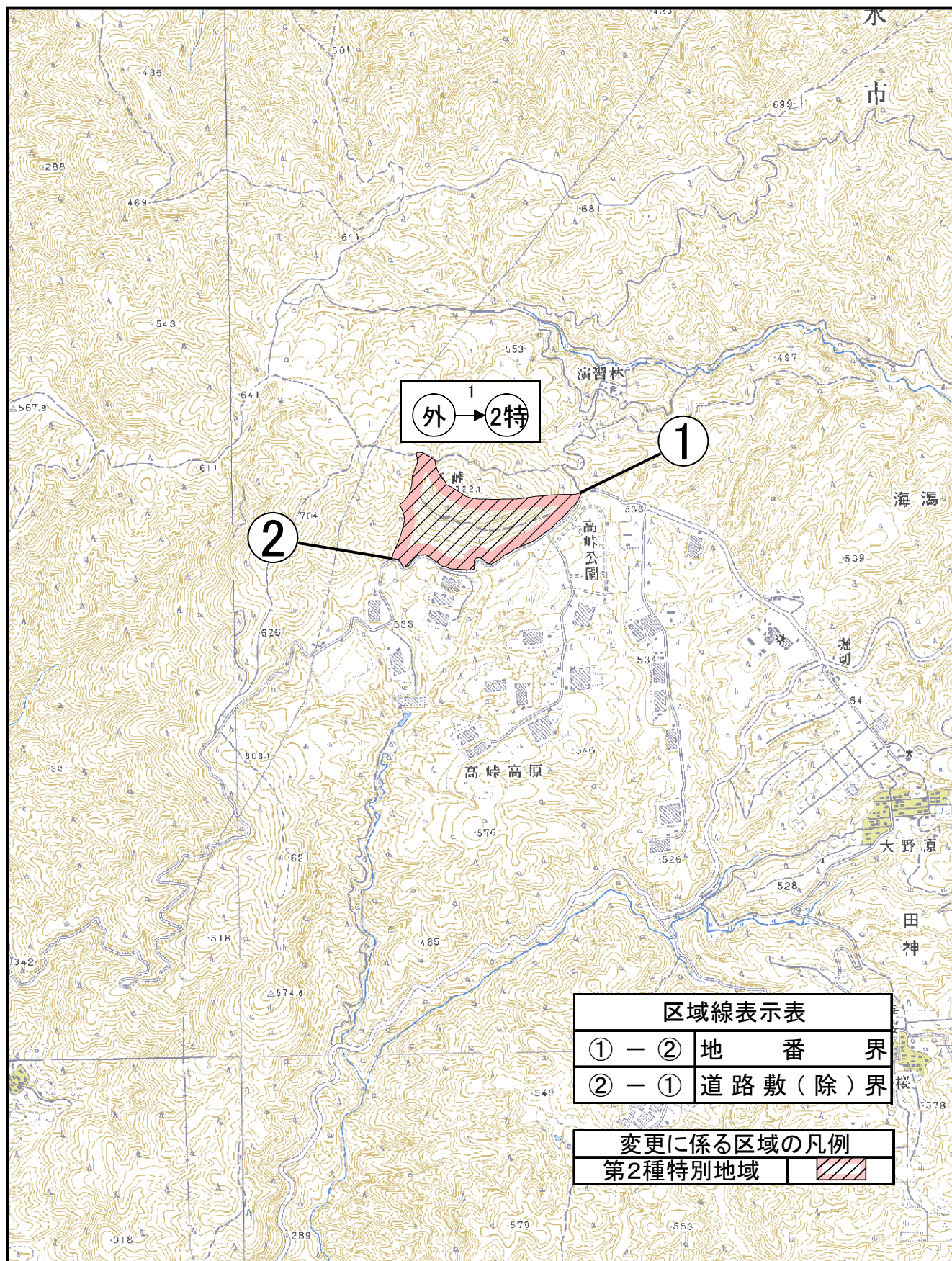


0 2,500 5,000 10,000 15,000 20,000 メートル

1:200,000



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更図1-1

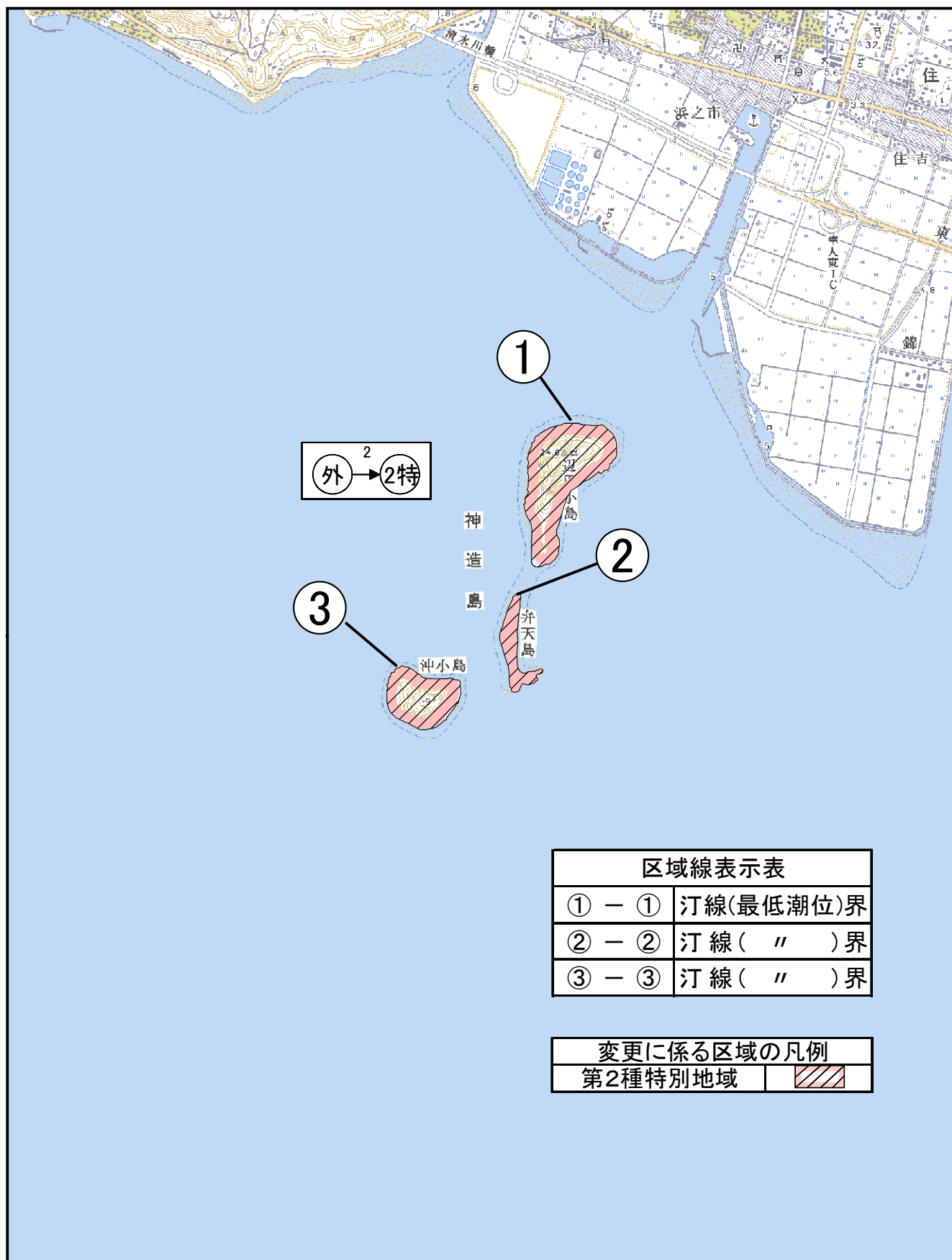


0 250 500 1,000 1,500 2,000
メートル

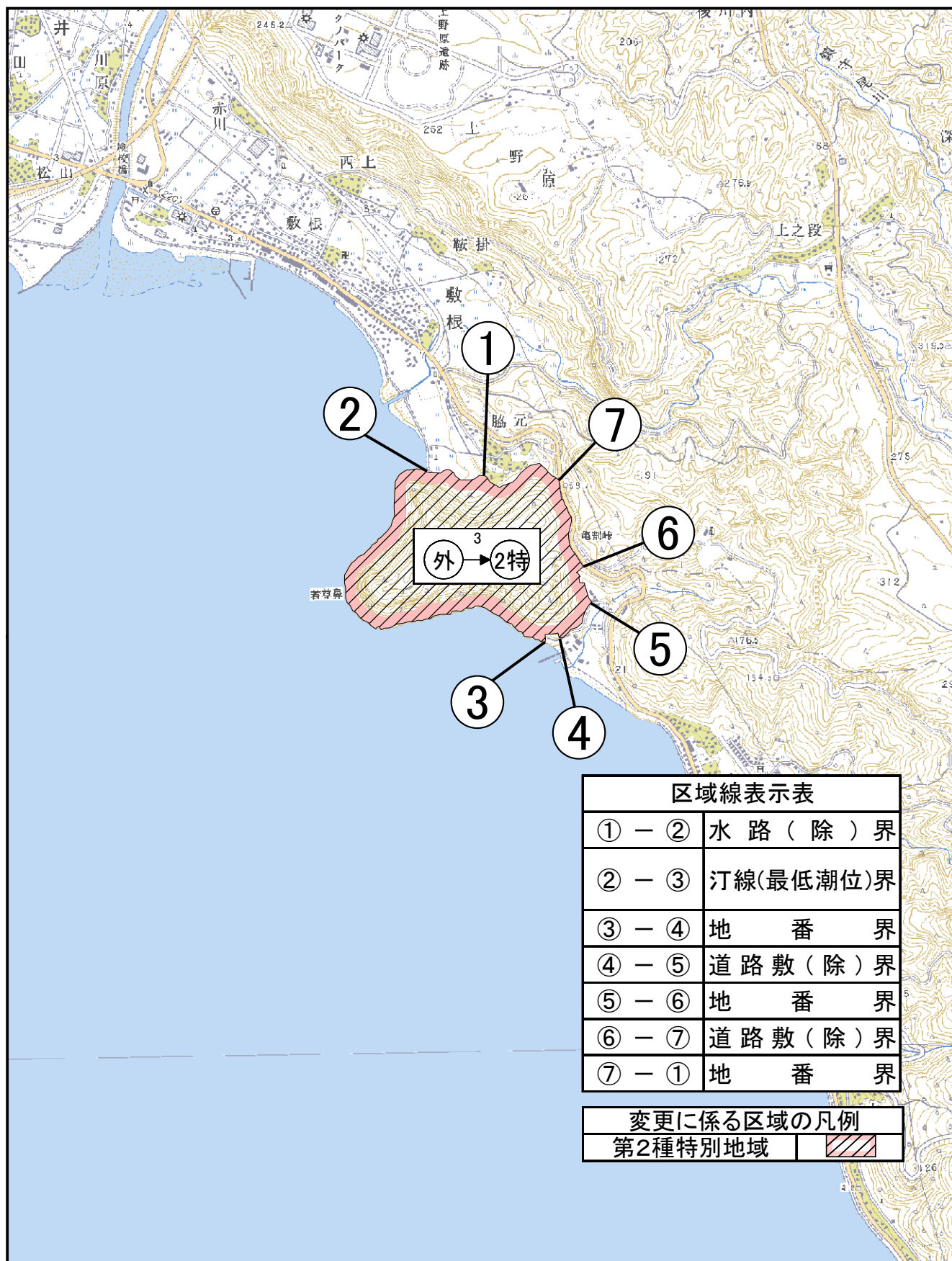
1:25,000



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更図1-2



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更図1-3



区域線表示表

① - ②	水路(除)界
② - ③	汀線(最低潮位)界
③ - ④	地番界
④ - ⑤	道路敷(除)界
⑤ - ⑥	地番界
⑥ - ⑦	道路敷(除)界
⑦ - ①	地番界

変更に係る区域の凡例

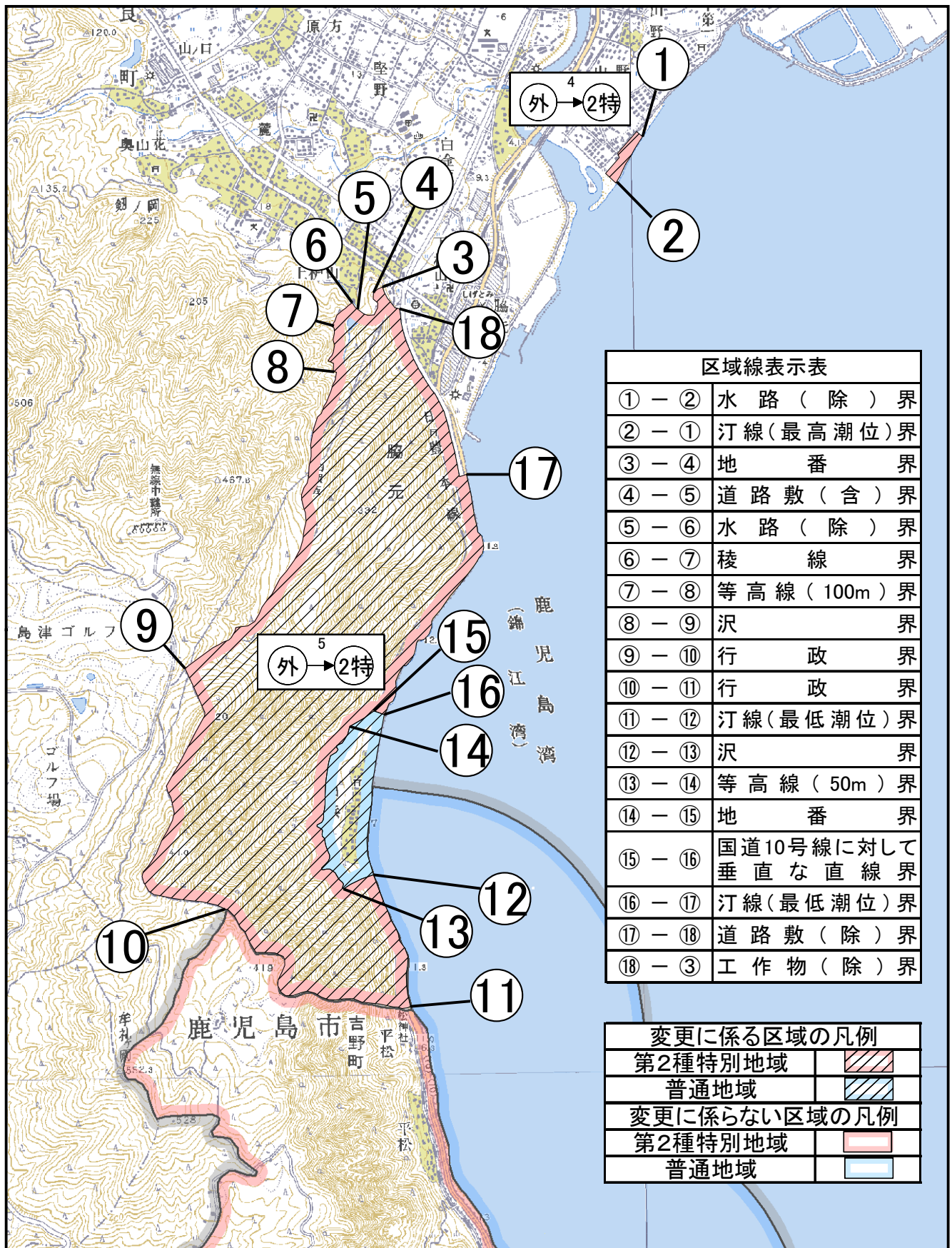
第2種特別地域



0 250 500 1,000 1,500 2,000
メートル

1:25,000

霧島屋久国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更図1-4

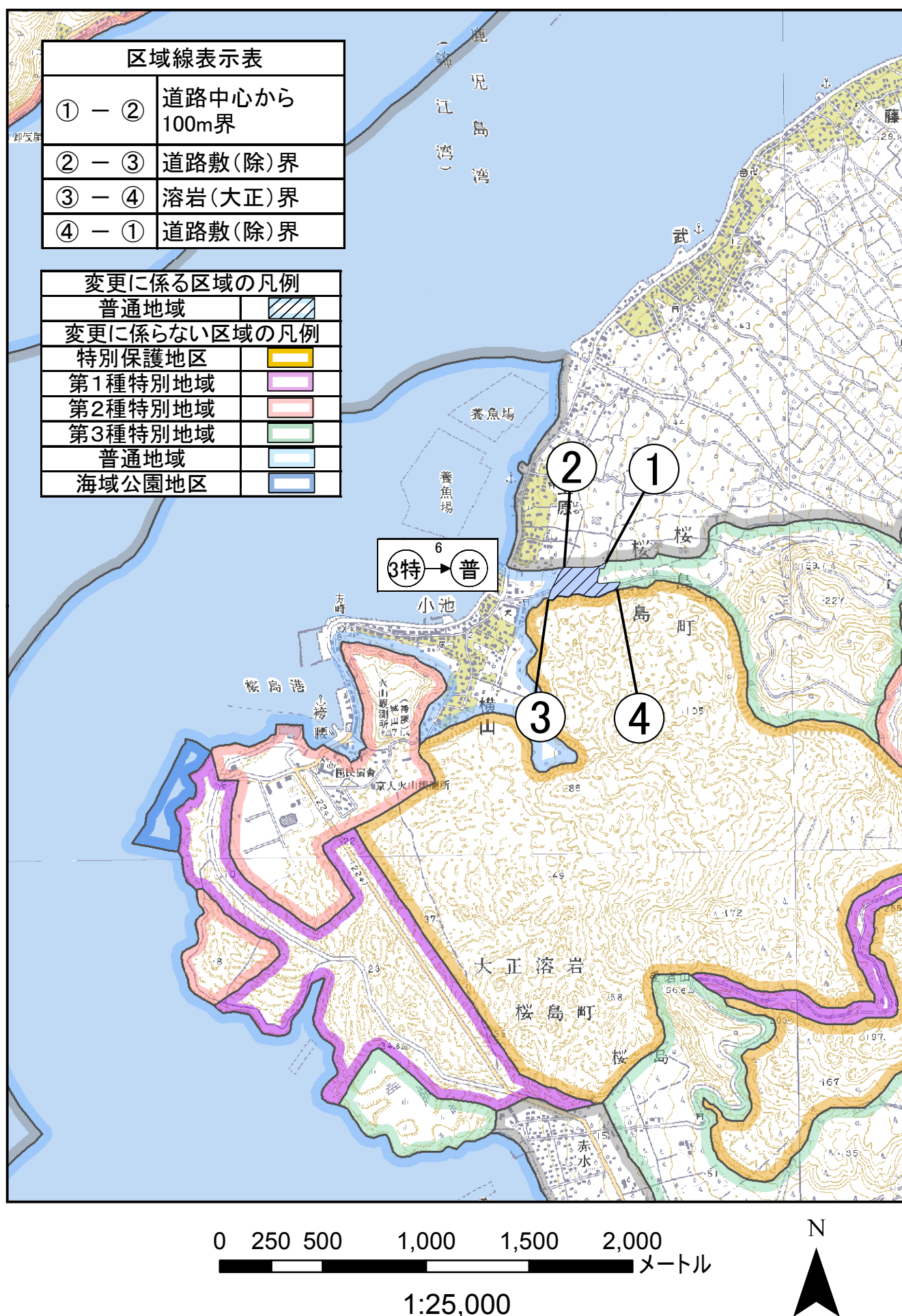


0 250 500 1,000 1,500 2,000 2,500
メートル

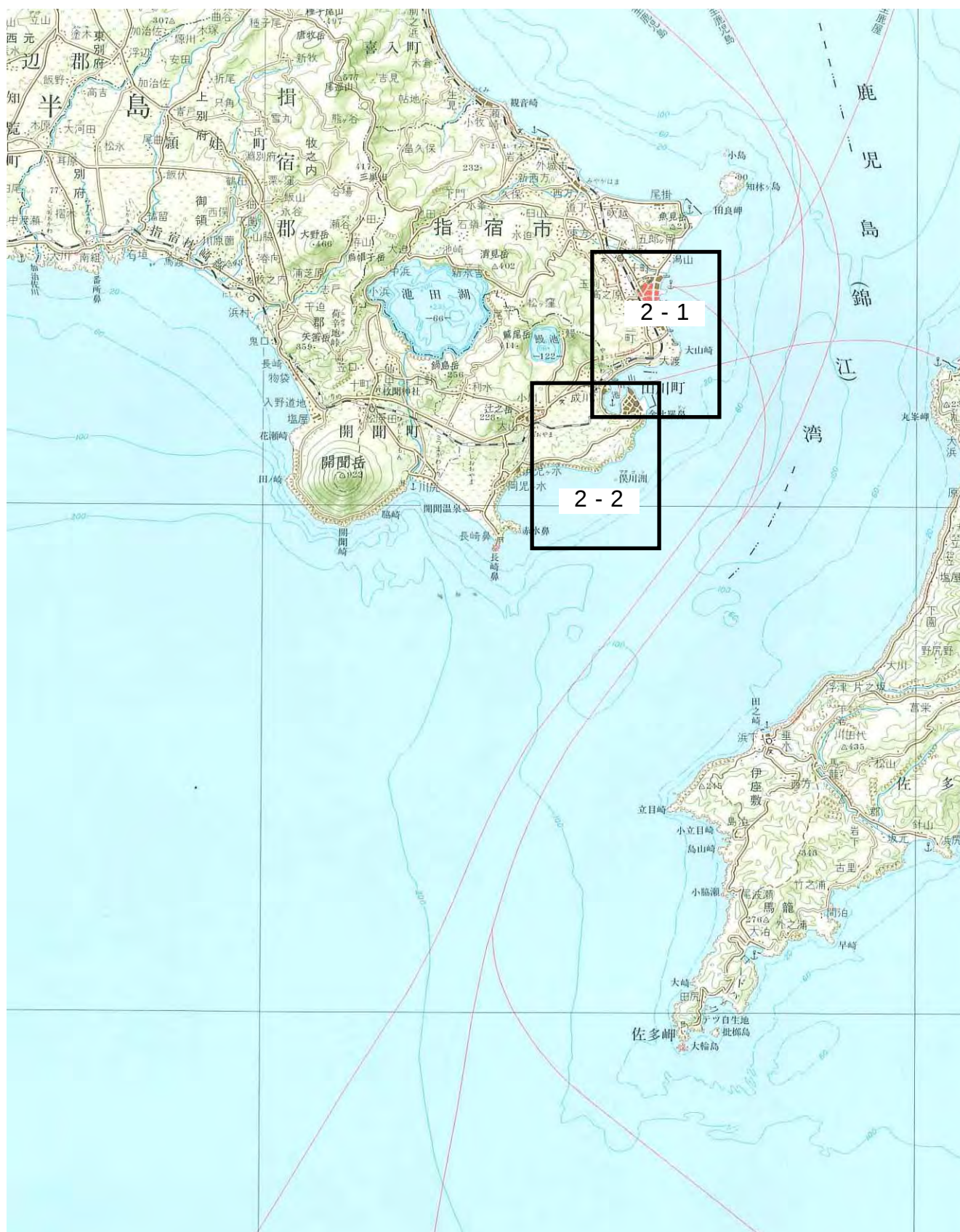
1:25,000



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更図1-5



霧島屋久国立公園（錦江湾地域）保護規制計画変更位置図 2

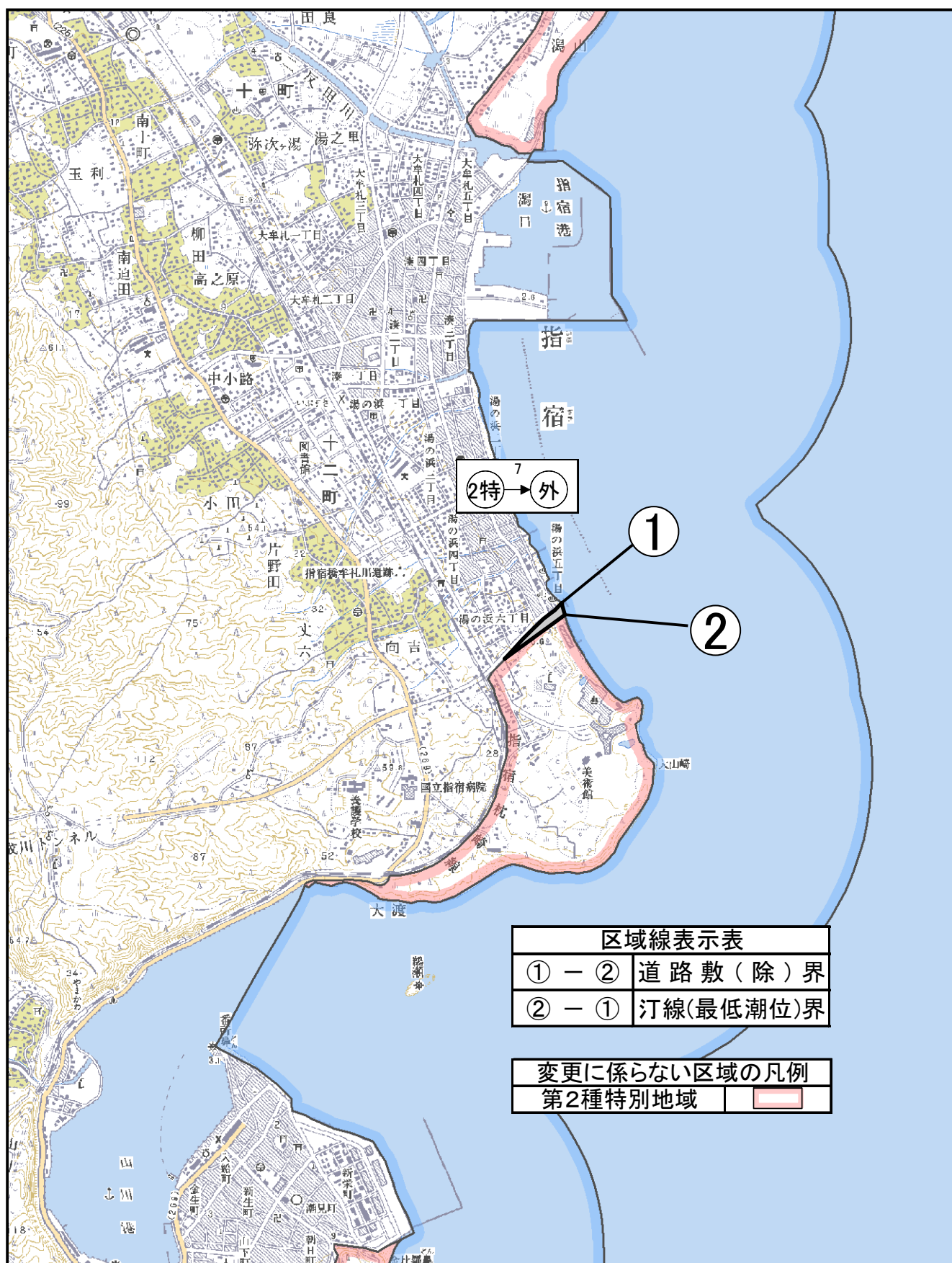


0 2,500 5,000 10,000 15,000 20,000 メートル

1:200,000



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更図2-1

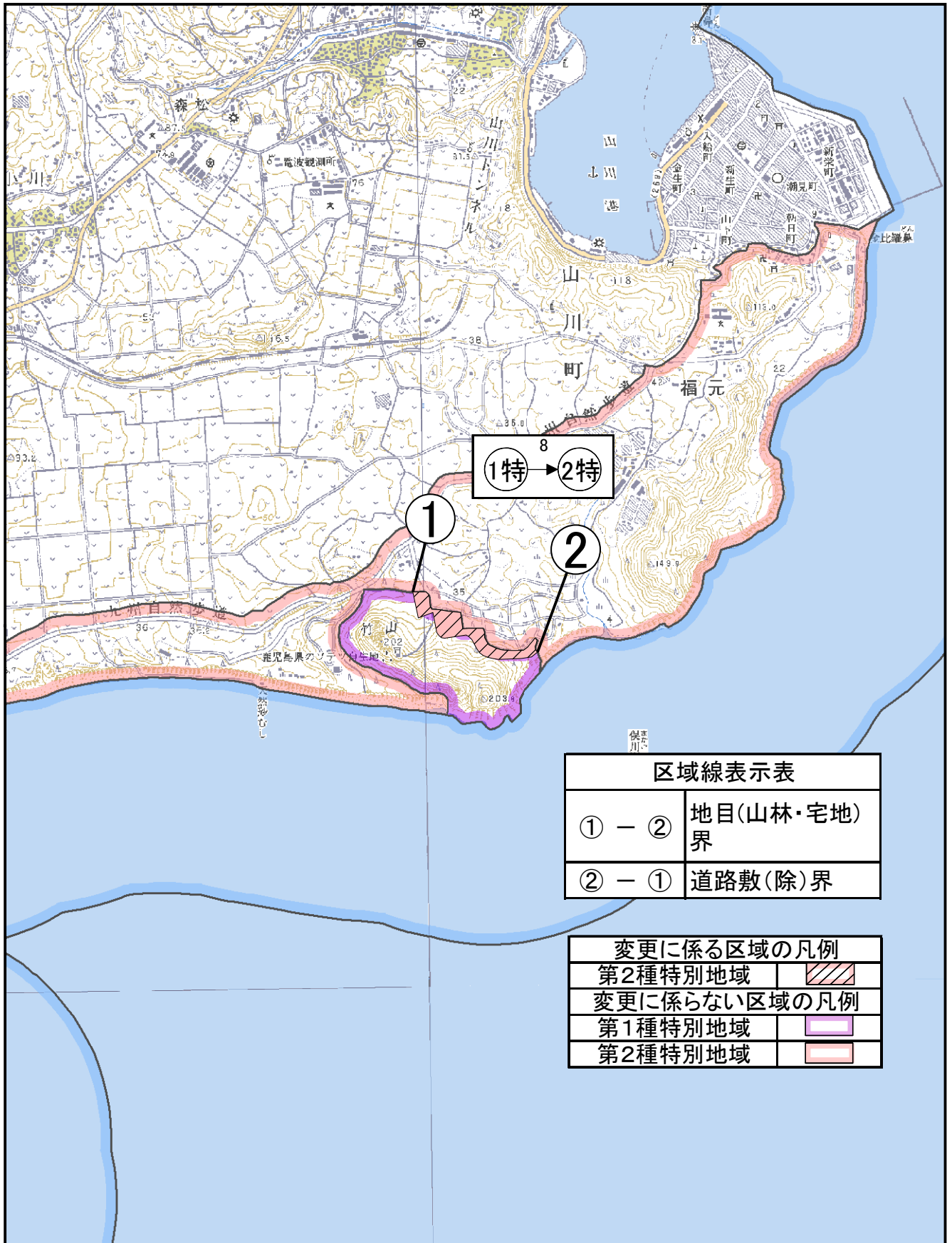


0 250 500 1,000 1,500 2,000 メートル

1:25,000



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更図2-2



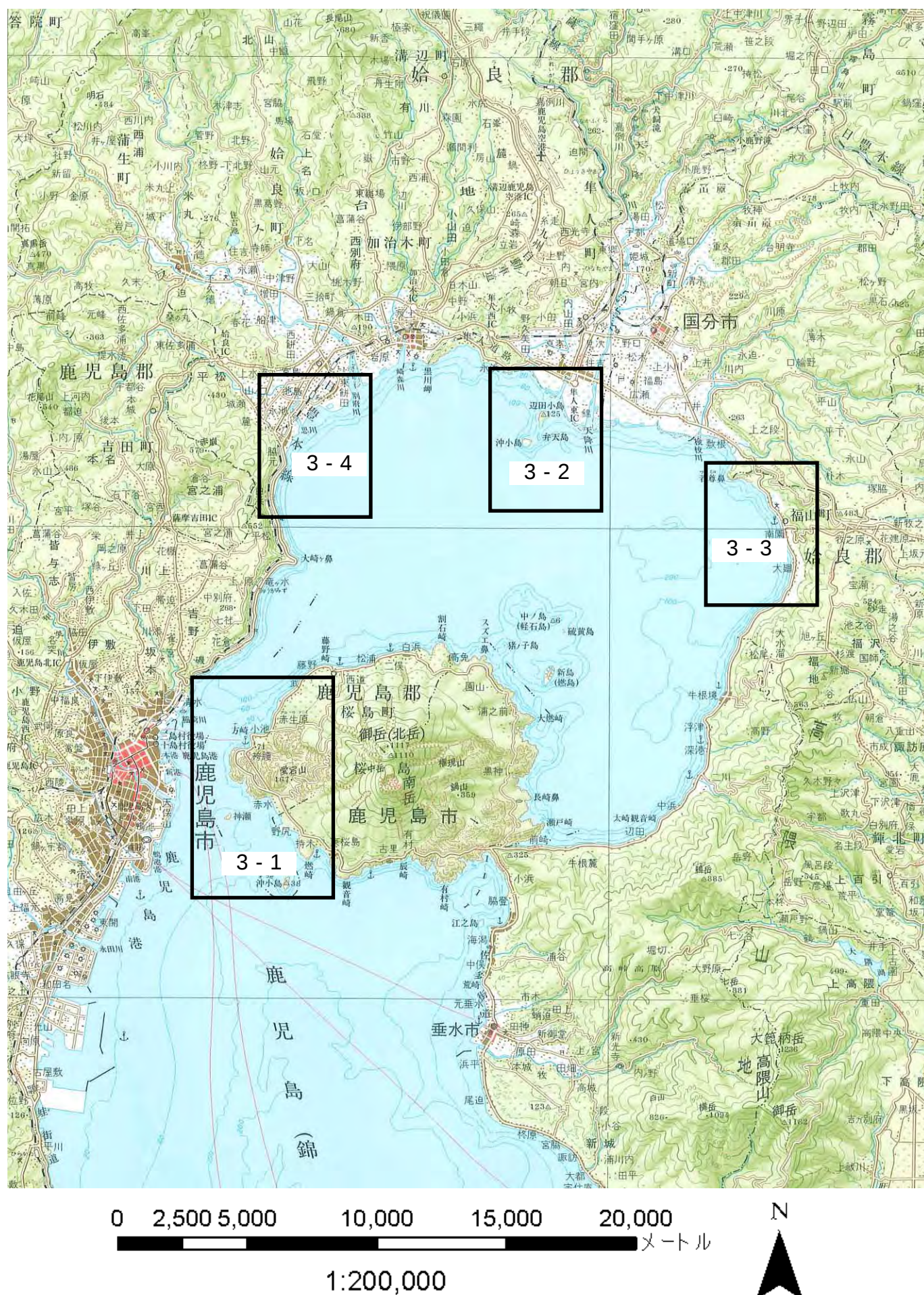
0 250 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000 3,500 メートル

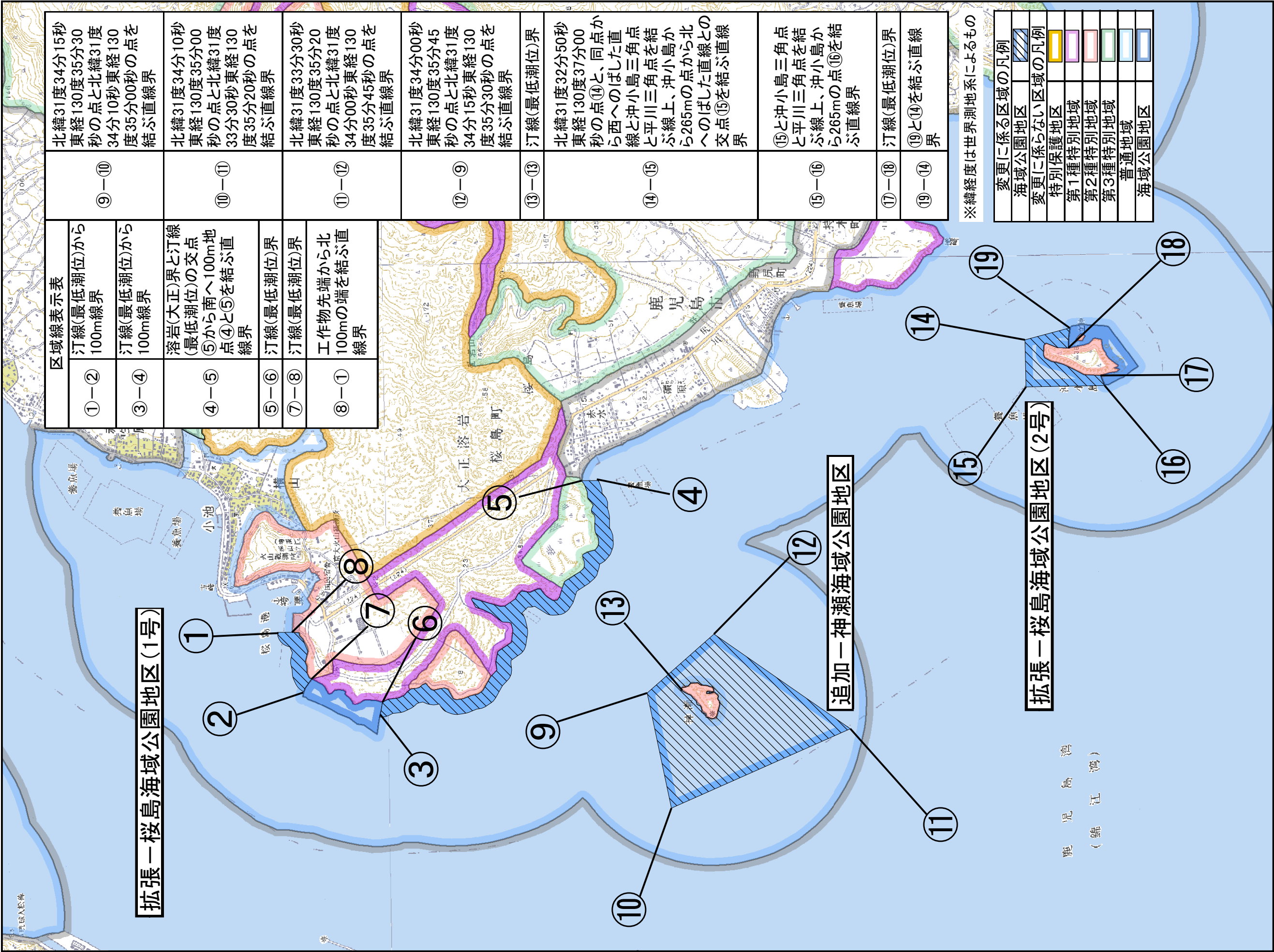
1:25,000

N

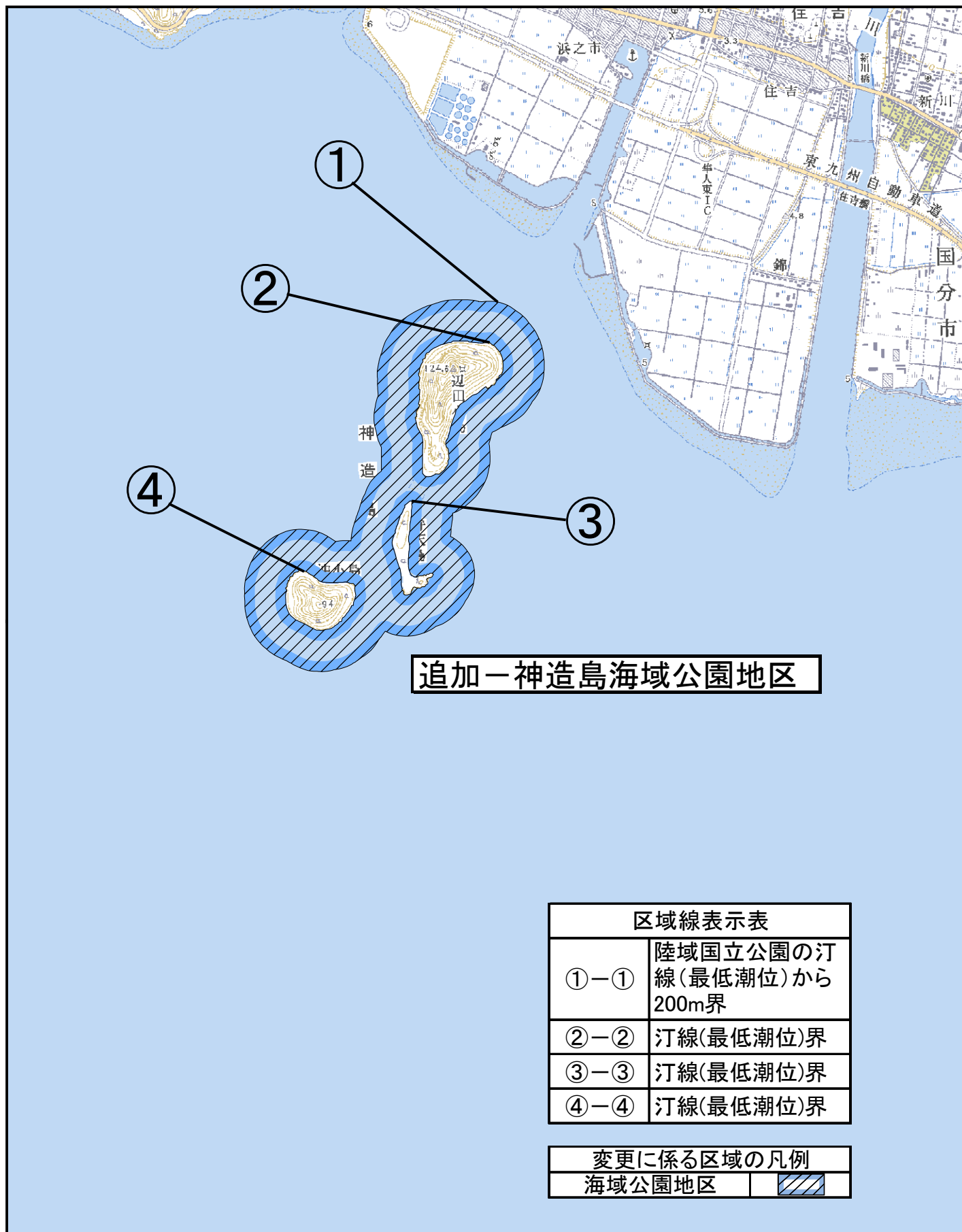


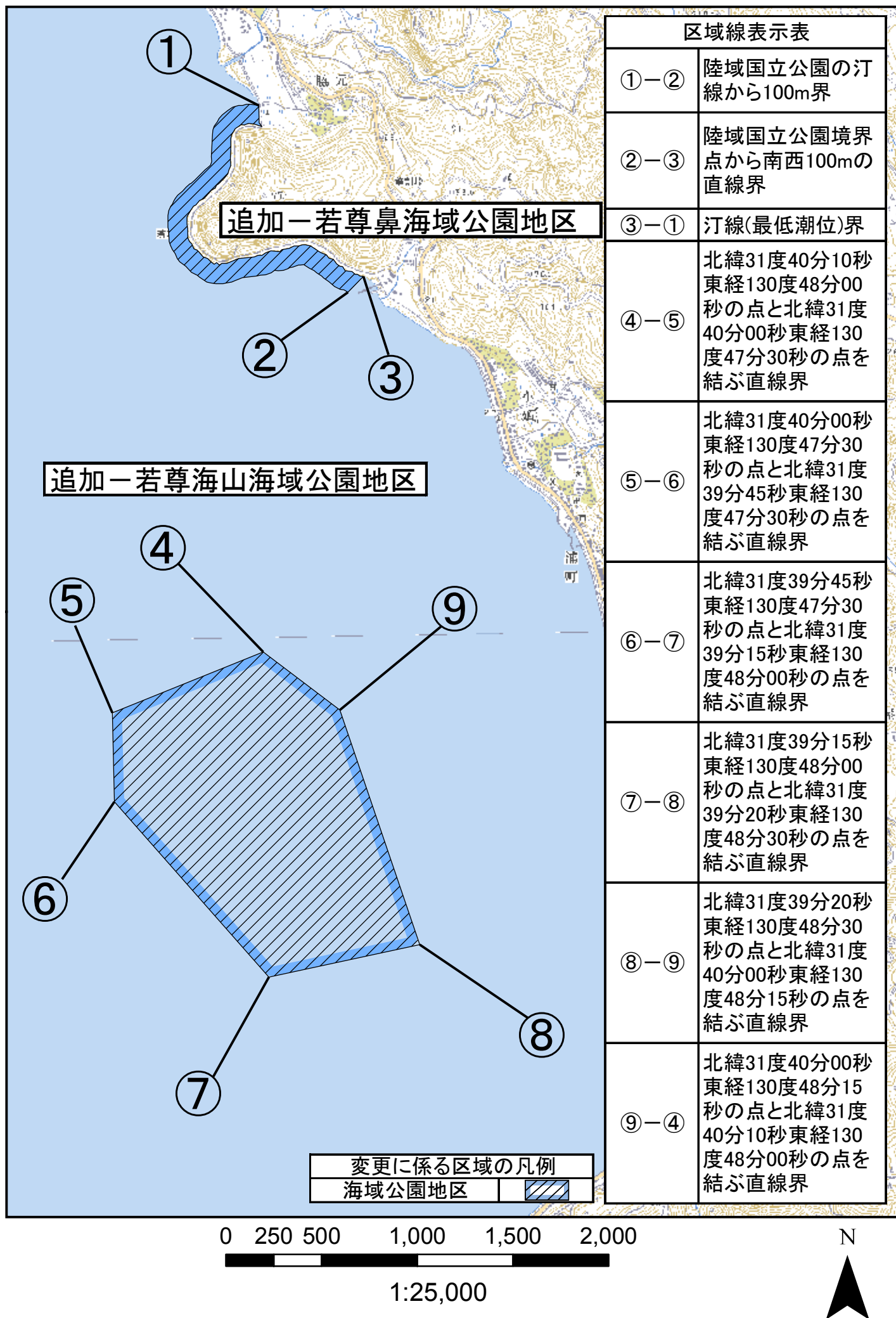
霧島屋久国立公園（錦江湾地域）保護規制計画変更位置図 3



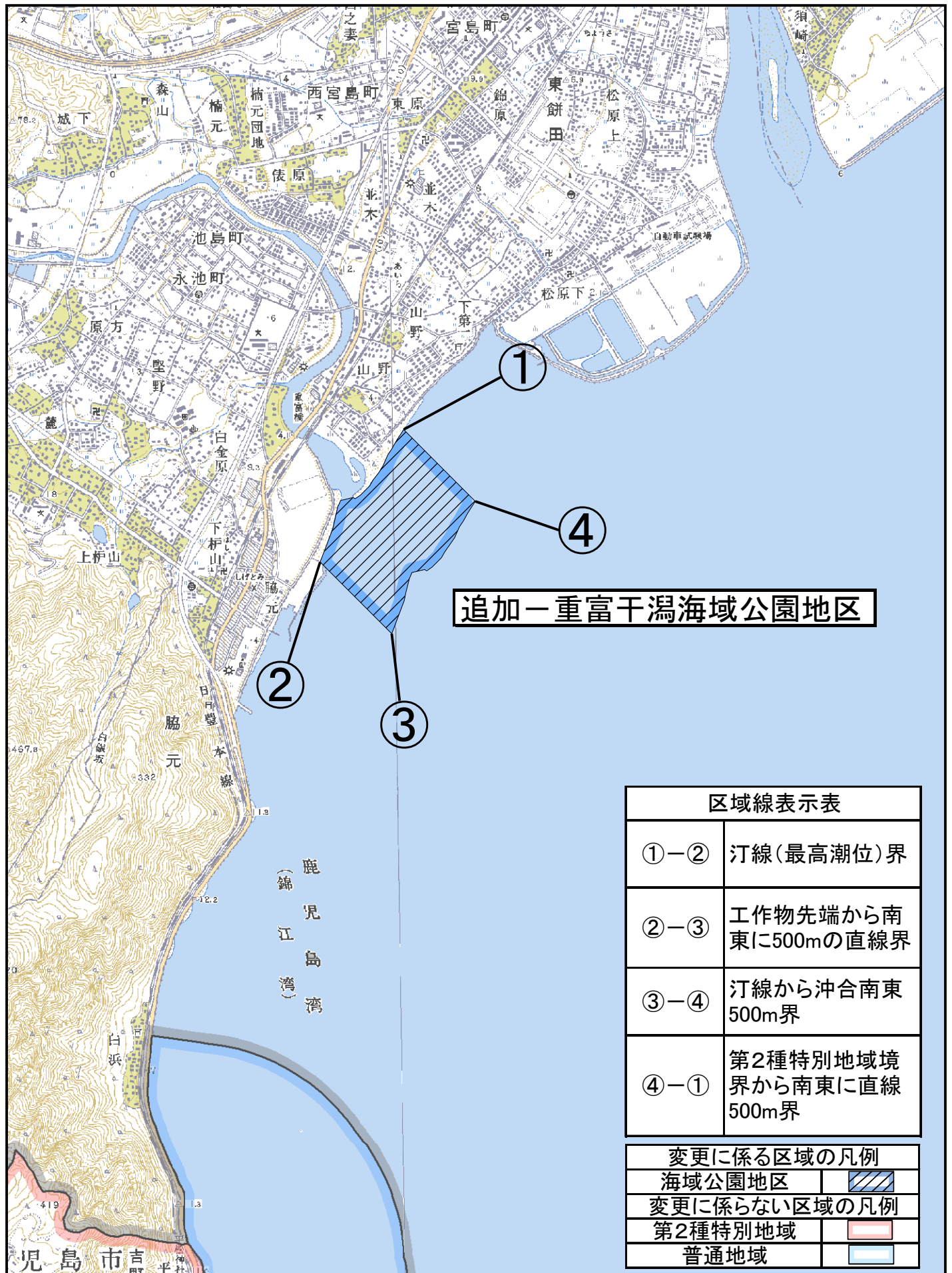


霧島屋久国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更図3-2





霧島屋久国立公園(錦江湾地域)保護規制計画変更図3-4



0 250 500 1,000 1,500 2,000
メートル

1:25,000



ウ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積（変更後）

(表 9 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

地 域 区 分		特 別 地 域											
地 種 区 分		特別保護地区			第 1 種特別地域			第 2 種特別地域			第 3 種特別地		
土 地 所 有 別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
合 計	土地所有別面積	815	228	1,546	55	366	376	506	2,079	6,103	374	399	2,578
	地種区分別面積 (比率)	2,589 (16.0)			797 (4.9)			8,688 (53.6)			3,351 (20.7)		
	地域地区別面積 (比率)				12,836 (79.2)								
	地域別面積 (比率)	15,425 (95.2)											

(単位：面積 ha、比率 %)

普通地域 (陸 域)			合 計 (陸 域)			普通地域 (海域)	海域公園 地区	合計 (海域)	合計 (陸域及び海域)
国	公	私	国	公	私				
2	32	741	1,752	3,104	11,344				
775 (4.8)			16,200 (100.0)						
						37,367	9か所 487.7	37,855	54,055

(イ) 地域地区別市町別面積

(表10：地域地区別市町別面積総括表)

			現行									
地域地区 市 町 名			特 別 地 域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	普通 地域 (海域)	海域公 園地区	合計 (海域) (A')
			特保	第1種	第2種	第3種	小計					
鹿 児 島 県	鹿 児 島 市		2,158	749	1,842	2,241	6,990	292	7,282	6,367	26.5	6,382
	指 宿 市		219	52	3,885	957	5,113	36	5,149	4,660	-	4,660
	垂 水 市		-	-	47	-	47	-	47	-	-	-
	霧 島 市		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	始 良 市		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	肝 属 郡	南大隅町	212	-	2,567	156	2,935	429	3,364	4,955	11.8	4,967
合 計			2,589	801	8,341	3,354	15,085	757	15,842	15,982	38.3	16,009

(単位：ha)

変 更 後										増 減	
特 別 地 域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	普通 地域 (海域)	海域公 園地区	合計 (海域) (B')	陸域 (B-A)	海域 (B' -A')
特保	第1種	第2種	第3種	小計							
2,158	749	1,842	2,238	6,987	295	7,282	-	-	-	-	-
219	48	3,888	957	5,112	36	5,148	-	-	-	△1	-
-	-	70	-	70	-	70	-	-	-	23	-
-	-	89	-	89	-	89	-	-	-	89	-
-	-	232	-	232	15	247	-	-	-	247	-
212	-	2,567	156	2,935	429	3,364	-	-	-	-	-
2,589	797	8,688	3,351	15,425	775	16,200	37,367	487.7	37,855	358	21,846

2 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表11：単独施設追加表)

【桜島・奥錦江湾地区】

番号	種 類	位 置
22	園 地	鹿児島県鹿児島市 (寺山)
23	園 地	鹿児島県垂水市 (高峠)
24	園 地	鹿児島県霧島市 (神造島)
25	野 営 場	鹿児島県霧島市 (神造島)
26	園 地	鹿児島県姶良市 (重富海岸)
27	博物展示施設	鹿児島県姶良市 (重富海岸)
28	園 地	鹿児島県姶良市 (布引の滝)
29	園 地	鹿児島県姶良市 (白銀坂)

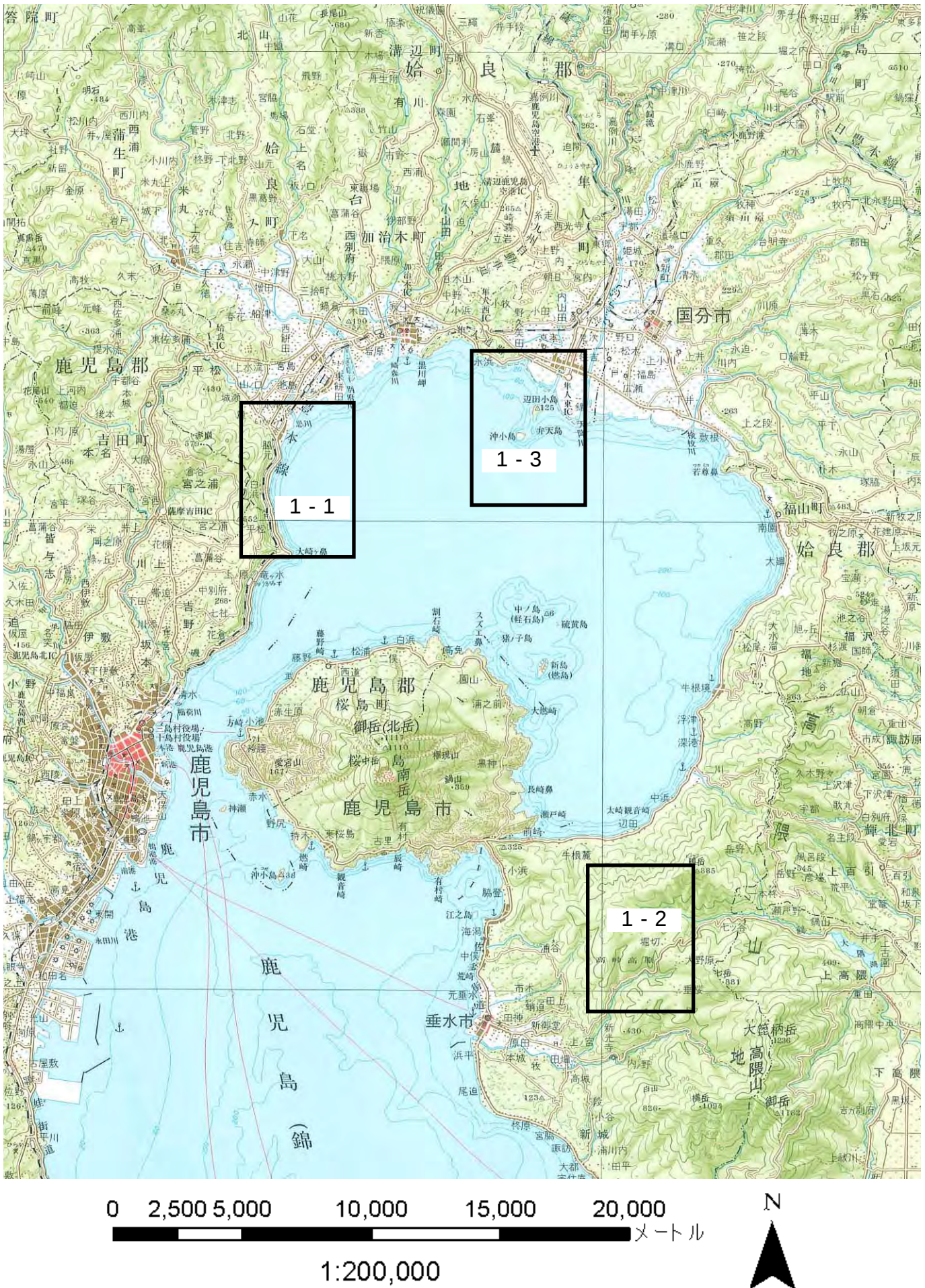
整 備 方 針	旧計画との関係
桜島及び錦江湾の展望のための園地として整備する。	新 規
錦江湾等の展望のための園地として整備する。	新 規
離島の自然とのふれあいのための園地として整備する。	新 規
離島の自然とのふれあいのための野営場として整備する。	新 規
桜島及び錦江湾の展望並びに海浜及び干潟の利用のための園地として整備する。	新 規
干潟の学習及び利用のための施設を整備する。	新 規
滝周辺の自然探勝のための園地として整備する。	新 規
展望及び自然探勝のための園地として整備する。	新 規

【指宿・佐多地区】

番号	種 類	位 置
31	園 地	鹿児島県指宿市 (池田湖東部)

整 備 方 針	旧計画との関係
開聞岳、池田湖等の展望のための園地として整備する。	新 規

霧島屋久国立公園（錦江湾地域）施設計画変更位置図 1



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)施設計画変更図1-1



0 250 500 1,000 1,500 2,000
メートル

1:25,000

霧島屋久国立公園(錦江湾地域)施設計画変更図1-2



凡例	
園地	

0 250 500 1,000 1,500 2,000
メートル

1:25,000



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)施設計画変更図1-3



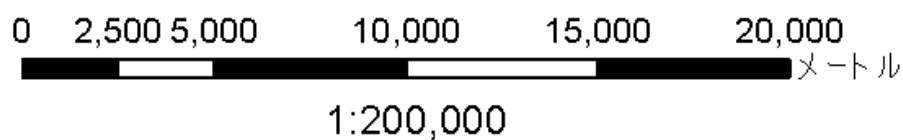
凡例	
園地	
野営場	

0 250 500 1,000 1,500 2,000
メートル

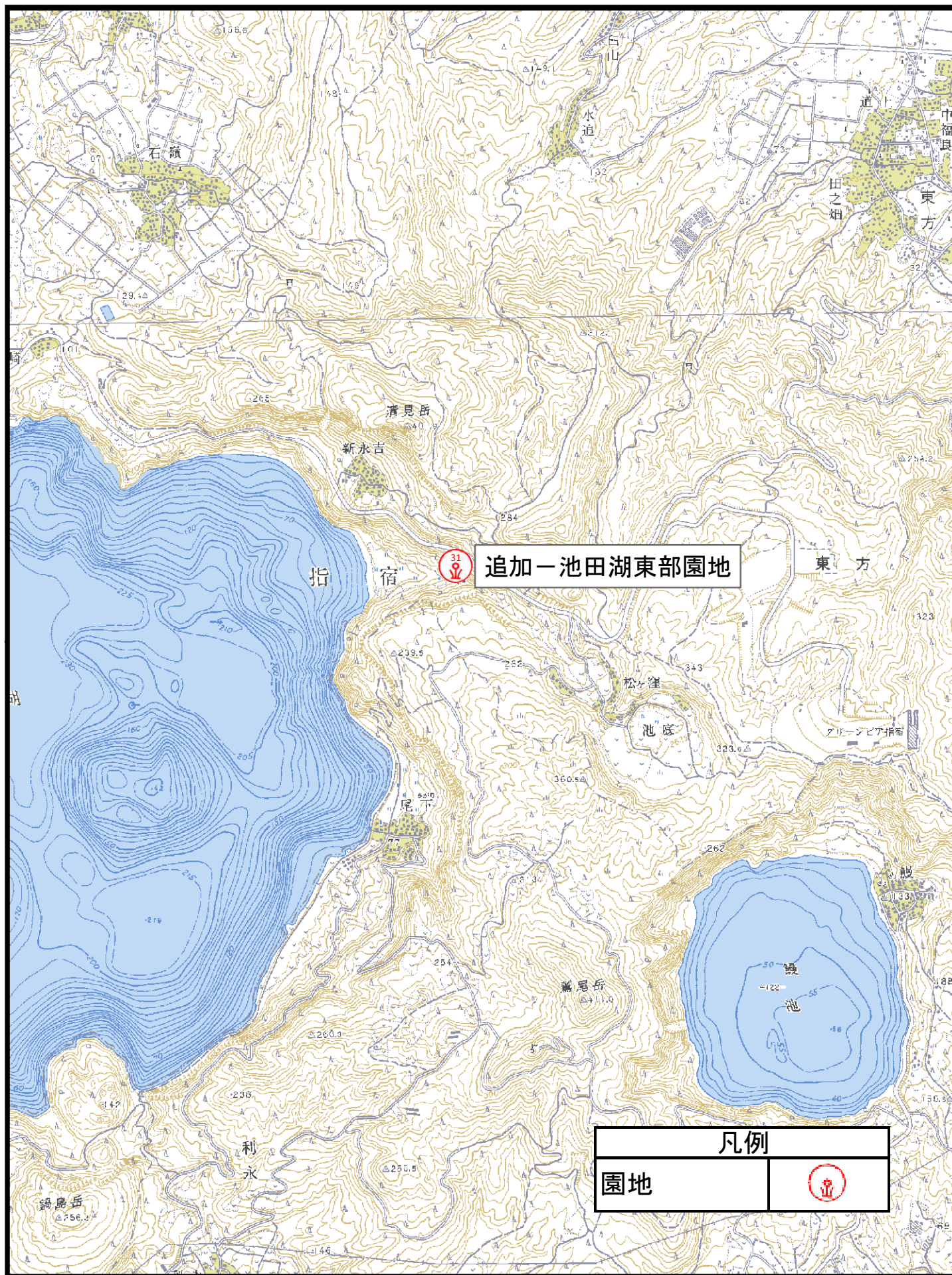
1:25,000



霧島屋久国立公園（錦江湾地域）施設計画変更位置図 2



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)施設計画変更図2



0 250 500 1,000 1,500 2,000
メートル

1:25,000

(イ) 道路

a 車道

次の車道を追加する。

(表12：道路（車道）追加表)

【指宿・佐多地区】

番号	路 線 名	区 間
6	佐多岬線	起点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (大泊・車道分岐点) 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (佐多岬)

b 歩道

① 追加

次の歩道を追加する。

(表13：道路（歩道）追加表)

【桜島・奥錦江湾地区】

番号	路 線 名	区 間
2	白銀坂線	起点—鹿児島県始良市 (尾崎・国立公園境界) 終点—鹿児島県始良市 (前ヶ原・国立公園境界)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
田尻	佐多岬有料道路運輸施設（一般自動車道）が無料化されたことから道路（車道）に振り替え、佐多岬自然探勝のための車道として整備する。	新規

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	歴史の道百選に選定されている白銀坂に相応しい探勝歩道として整備する。	新規

② 変更

次の歩道を次の通り変更する。

(表14：道路（歩道）変更表)

【指宿・佐多地区】

現 行				
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日
21	九州自然歩道 線	起点—鹿児島県指宿市 (花瀬・国立公園境界) 終点—鹿児島県指宿市 (山仲・国立公園境界) 起点—鹿児島県指宿市 (脇塩屋・国立公園境界) 終点—鹿児島県指宿市 (川尻・国立公園境界) 起点—鹿児島県指宿市 (開聞登山口・歩道分岐点) 終点—鹿児島県指宿市 (開聞岳山頂) 起点—鹿児島県指宿市 (古川尻・国立公園境界) 終点—鹿児島県指宿市 (岡兒ヶ水・国立公園境界) 起点—鹿児島県指宿市 (浜兒ヶ水・国立公園境界) 終点—鹿児島県指宿市 (福元・国立公園境界) 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (大浜・国立公園境界) 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (大久保・国立公園境界) 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (上之河原・国立公園境界) 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (垂水・国立公園境界) 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (立神・歩道分岐点)	伏目 長崎鼻 開聞岳 開聞温泉 開聞崎 花瀬崎 伊座敷 尾波瀬 大迫 辻岳 野首岳 大中尾高原 佐多岬 根占佐多断層崖	平4. 8. 26

新 規					理 由
番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	
2 1	九州自然歩道線	起点―鹿児島県指宿市 (花瀬・国立公園境界) 終点―鹿児島県指宿市 (山仲・国立公園境界) 起点―鹿児島県指宿市 (脇塩屋・国立公園境界) 終点―鹿児島県指宿市 (川尻・国立公園境界) 起点―鹿児島県指宿市 (開聞登山口・歩道分岐点) 終点―鹿児島県指宿市 (開聞岳山頂) 起点―鹿児島県指宿市 (古川尻・国立公園境界) 終点―鹿児島県指宿市 (長崎鼻) 終点―鹿児島県指宿市 (岡児ヶ水・国立公園境界) 起点―鹿児島県指宿市 (浜児ヶ水・国立公園境界) 終点―鹿児島県指宿市 (福元・国立公園境界) 起点―鹿児島県垂水市 (高峠・国立公園境界) 終点―鹿児島県垂水市 (高峠・歩道合流点) 起点―鹿児島県霧島市 (福山町福山・国立公園境界) 終点―鹿児島県霧島市 (国分敷根・国立公園境界)	伏目 長崎鼻 開聞岳 開聞温泉 開聞崎 花瀬崎 若尊鼻 高峠 伊座敷 尾波瀬 大迫 辻岳 野首岳 大中尾高原 佐多岬 根占佐多断層崖	九州自然歩道として整備する。	若 尊 鼻 区 間、高峠区 間の追加及 び長崎鼻ル ートの一部 変 更 の た め。

現 行				
番号	路線名	区 間	主要經過地	告示年月日
		終点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (下園・歩道合流点) 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (炭屋・歩道分岐点) 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (野尻野・歩道合流点) 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (伊座敷・国立公園境界) 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (島泊・国立公園境界) 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (島泊・国立公園境界) 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (外之浦・国立公園境界) 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (大泊・歩道分岐点) 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (御崎) 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (宮之元・国立公園境界) 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (船石・国立公園境界)		

新 規					理 由
番号	路線名	区 間	主要經過地	整備方針	
		起点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (大浜・国立公園境界) 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (大久保・国立公園境界) 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (上之河原・国立公園境界) 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (垂水・国立公園境界) 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (立神・歩道分岐点) 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (下園・歩道合流点) 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (炭屋・歩道分岐点) 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (野尻野・歩道合流点) 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (伊座敷・国立公園境界) 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (島泊・国立公園境界) 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (島泊・国立公園境界) 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (外之浦・国立公園境界) 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (大泊・歩道分岐点) 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (御崎) 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (宮之元・国立公園境界) 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町 (船石・国立公園境界)			

(ウ) 運輸施設

次の運輸施設を削除する。

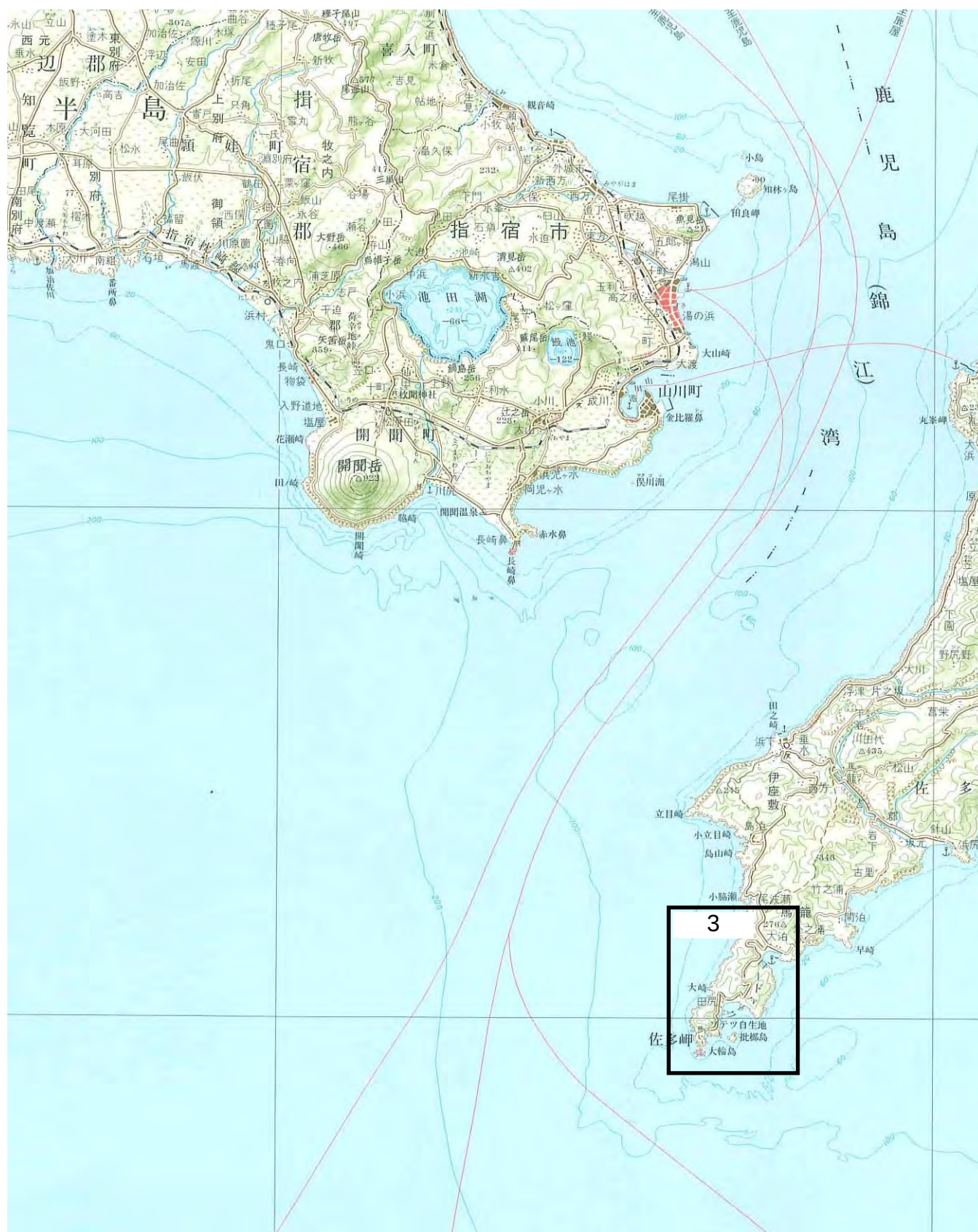
(表15：運輸施設削除表)

【指宿・佐多地区】

番号	路 線 名	種 類	位 置 又 は 区 間
1	大泊港	係留施設	鹿児島県肝属郡南大隅町（大泊）
4	佐多岬有料道路	一般自動車道	起点—鹿児島県肝属郡南大隅町 （大泊） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町 （岩崎第二隧道）

主要経過地	告示年月日	理 由
	昭62. 8. 28	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
田尻	昭62. 8. 28	佐多岬有料道路運輸施設（一般自動車道）が無料化されたことから、佐多岬線道路（車道）に振り替えるため削除する。

霧島屋久国立公園（錦江湾地域）施設計画変更位置図 3

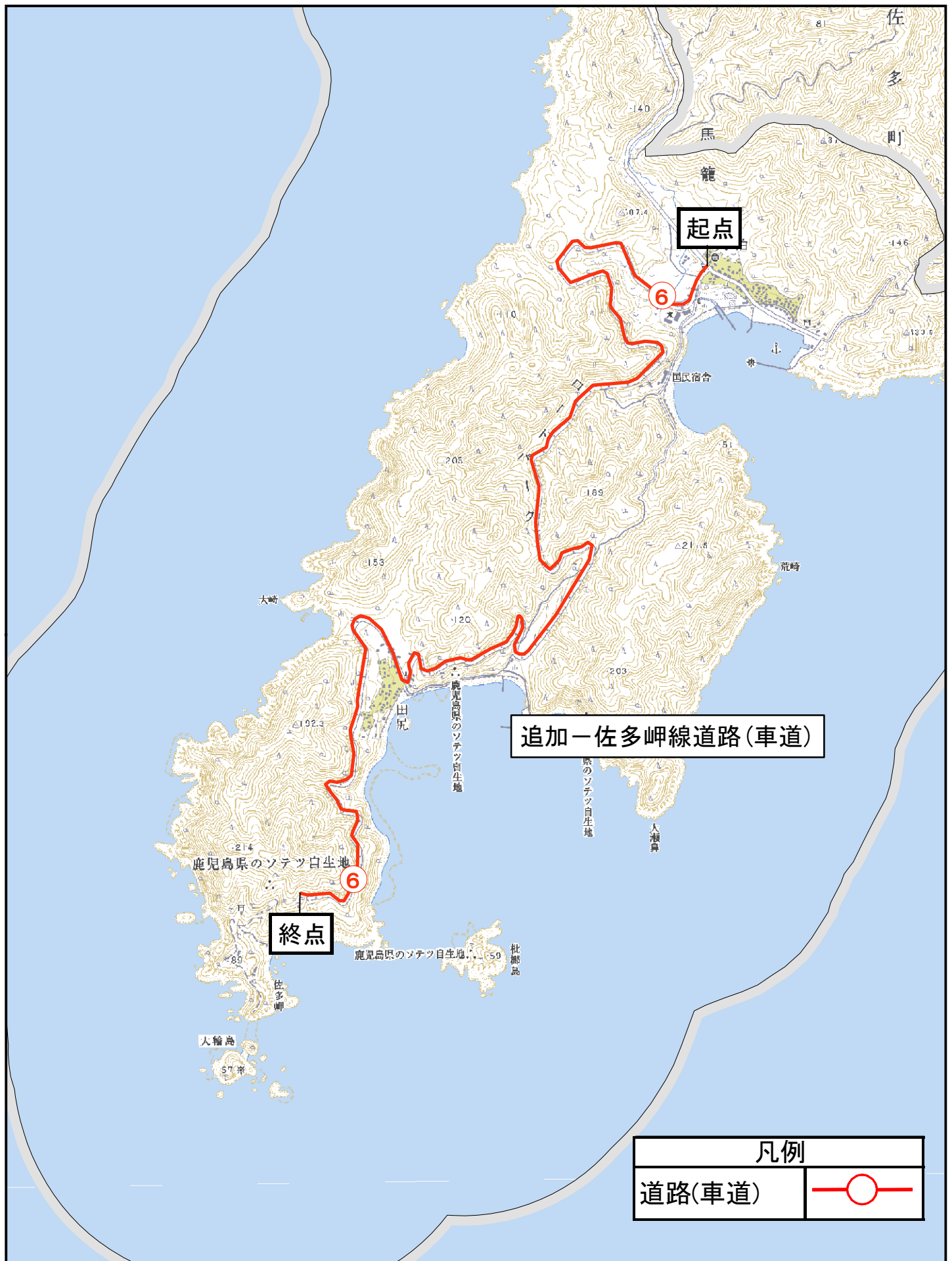


0 2,500 5,000 10,000 15,000 20,000 メートル

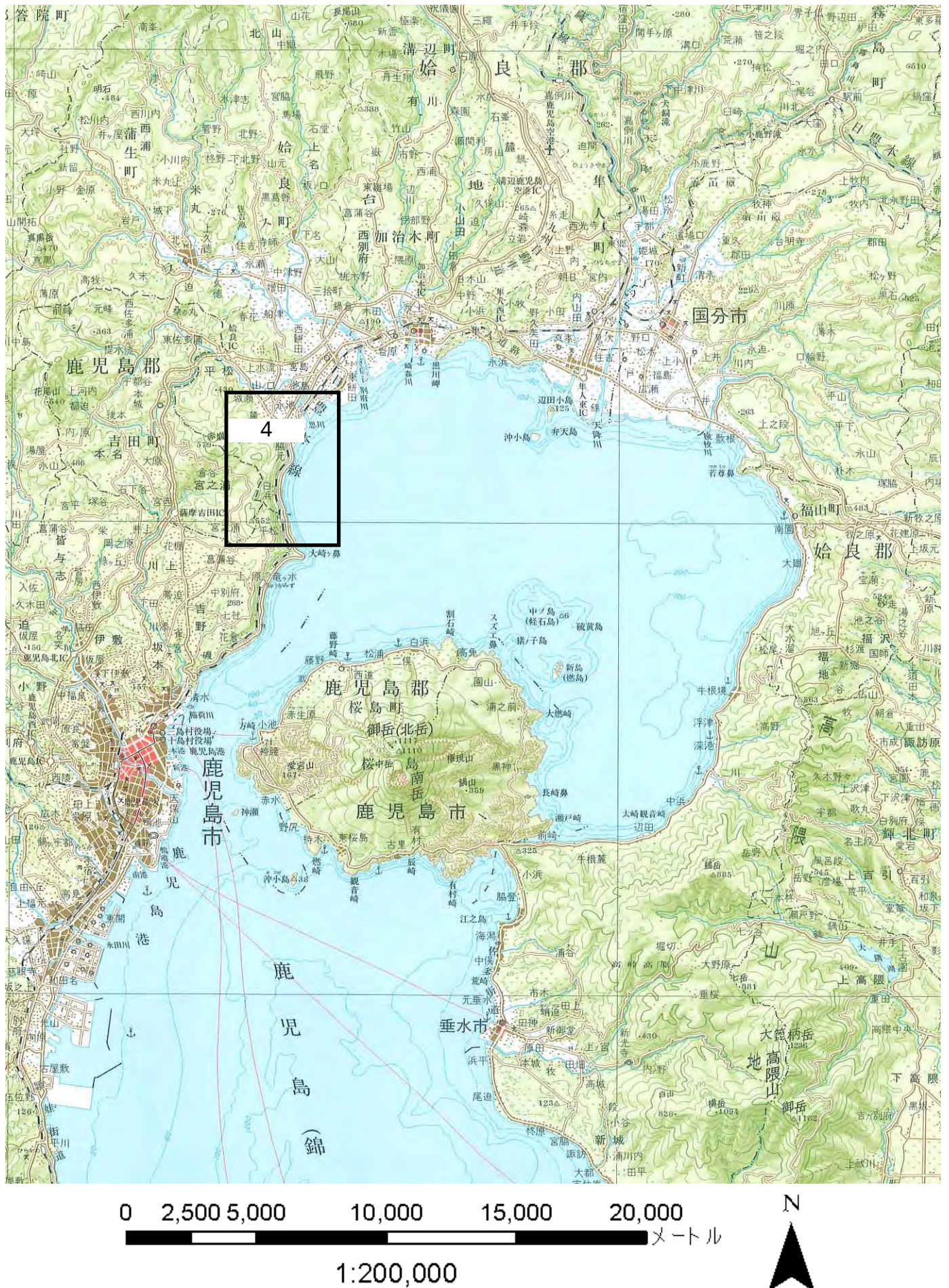
1:200,000



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)施設計画変更図3



霧島屋久国立公園（錦江湾地域）施設計画変更位置図 4



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)施設計画変更図4



0 250 500 1,000 1,500 2,000 メートル

1:25,000

霧島屋久国立公園（錦江湾地域）施設計画変更位置図 5



0 2,500 5,000 10,000 15,000 20,000 メートル

1:200,000



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)施設計画変更図5



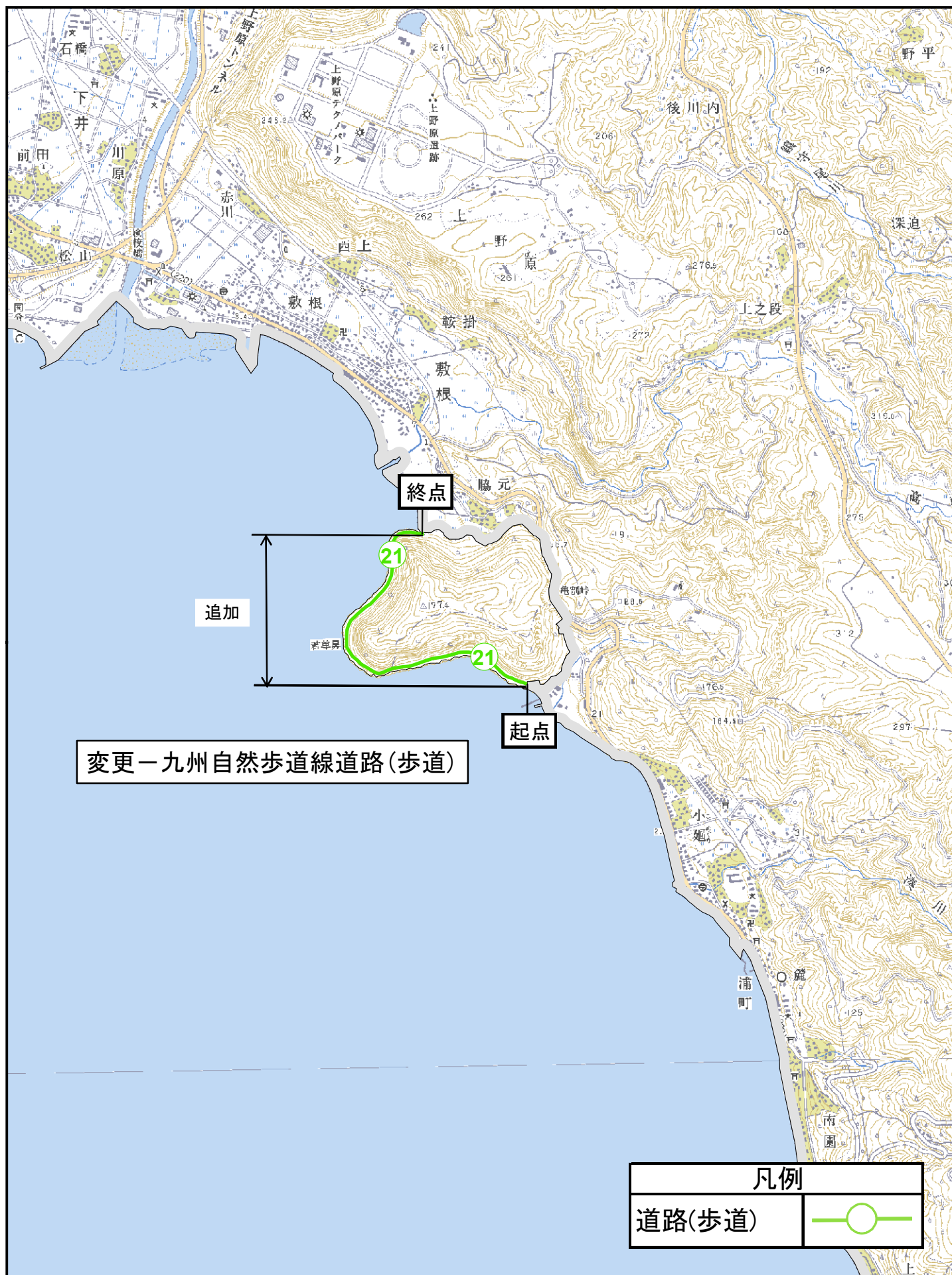
霧島屋久国立公園（錦江湾地域）施設計画変更位置図 6



0 2,500 5,000 10,000 15,000 20,000 メートル

1:200,000

霧島屋久国立公園(錦江湾地域)施設計画変更図6-1



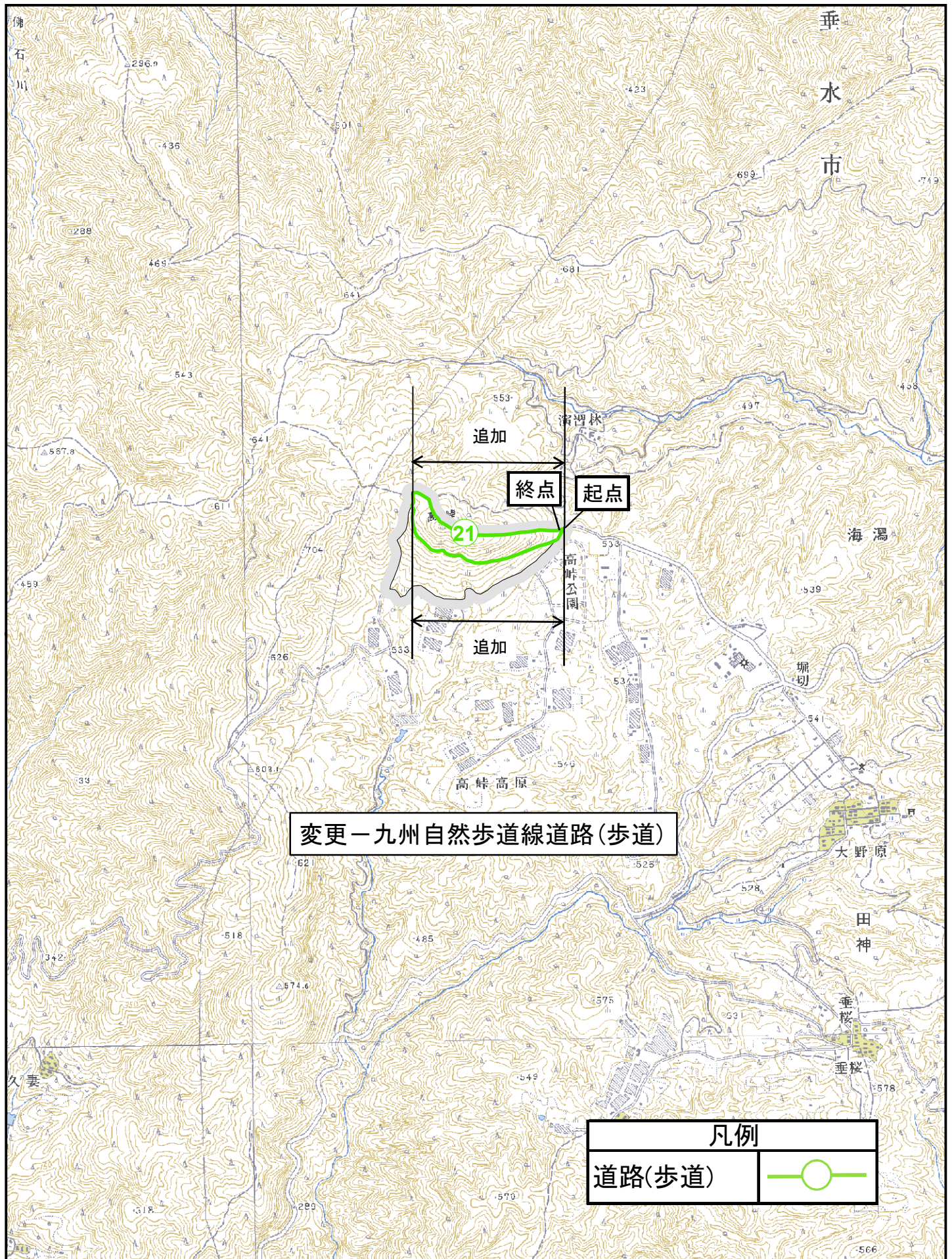
変更—九州自然歩道線道路(歩道)

凡例	
道路(歩道)	

0 250 500 1,000 1,500 2,000
メートル

1:25,000

霧島屋久国立公園(錦江湾地域)施設計画変更図6-2



霧島屋久国立公園（錦江湾地域）施設計画変更位置図7

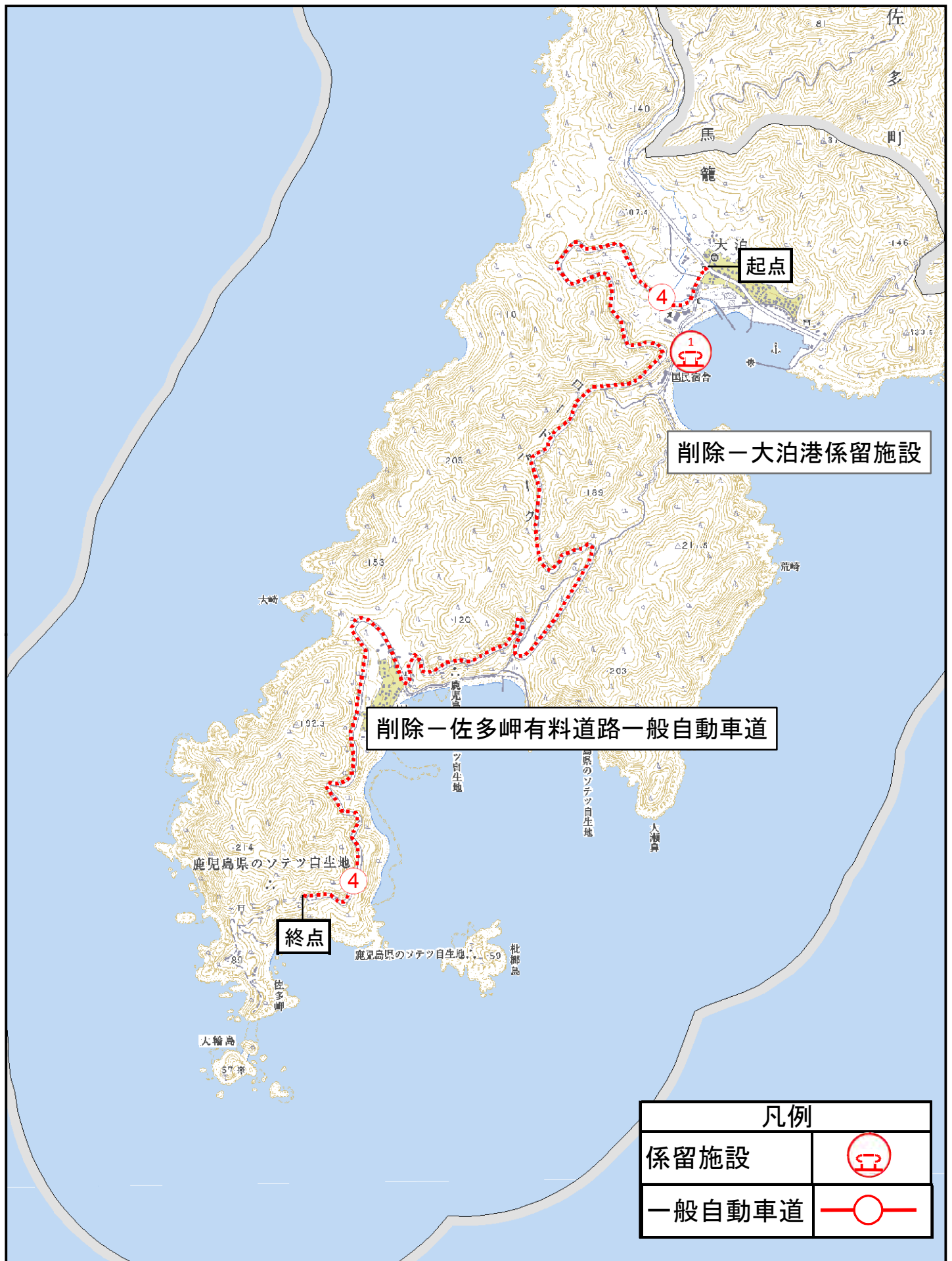


0 2,500 5,000 10,000 15,000 20,000 メートル

1:200,000



霧島屋久国立公園(錦江湾地域)施設計画変更図7



3 参考事項

(1) 指定動植物

ア 特別地域

霧島屋久国立公園の特別地域において採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表16：指定植物)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては、属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラン	マツバラン
ヒカゲノカズラ	ヒモヅル、ヒメスギラン、ヒモスギラン、マンネンスギ、ヨウラクヒバ、ホソヒモヨウラクヒバ、コスギラン、ヒモラン、タカネヒカゲノカズラ、コスギトウゲシバ
ハナヤスリ	コブラン、サクラジマハナヤスリ
リュウビンタイ	リュウビンタイ
ゼンマイ	シロヤマゼンマイ
ウラジロ	カネコシダ
コケシノブ	キクモバホラゴケ、リュウキュウコケシノブ
イノモトソウ	スキヤクジャク、シノブホングウシダ、ヒメホングウシダ、コウシュンシダ、ウスバイシカグマ、ヤクシマカグマ、カワリバアマクサシダ、アシガタシダ、ヒカゲアマクサシダ、ハマホラシノブ
シノブ	シノブ
キジノオシダ	ヤマソテツ、シマヤマソテツ
ヘゴ	クサマルハチ、チャボヘゴ、ヘゴ
オシダ	コウモリシダ、キリシマヘビノネゴザ、シマイヌワラビ (ホウライイヌワラビ) ホソバシケチシダ (オオバミヤマイヌワラビ)、テツホシダ、コバザケシダ (ヤコウシダを含む)、アミシダ、キノボリシダ、アオイガワラビ、ヤクシマワビ、ツクシイワヘゴ、ホウライヒメワラビ、ホオノカワシダ、オオヤグルマシダ (マキヒレシダ)、ヒロハアツイタ、アツイタ、サクラジマイノデ、コモチノデ、オリヅルシダ、シマジュウモンシダ
シシガシラ	ヒリュウシダ、オオギミシダ、ホソバオオカグマ
チャセンシダ	オオタニワタリ、ウスバクジャク、フササジラン、カミガモシダ、ヤクシマシダ
ウラボシ	タイワンクリハラン、ヒメタカノハウラボシ、オニマメヅタ、イワオモダカ
ソテツ	ソテツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン (ミヤマハイビャクシン)
ツチトリモチ	ツチトリモチ、ミヤマツチトリモチ、キイレツチトリモチ
ナデシコ	フジナデシコ (ハマナデシコ)、ヒメハマナデシコ、ワチガイソウ
キンポウゲ	ハナカズラ (ハナヅル)、タンナトリカブト、ウンゼントリカブト、タカネハショウヅル、オオゴカヨウオウレン、オキナグサ、ヒメウマノアシガタ
ツヅラフジ	ミヤコジマツヅラフジ

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては、属名)
コショウ	サダソウ
ウマノスズクサ	クワイバカンアオイ、ヤクシマアオイ
ヤッコウソウ	ヤッコソウ
オトギリソウ	ヤクシマコオトギリ
モウセンゴケ	モウセンゴケ、コモウセンゴケ
ケシ	ホザキケマン
ベンケイソウ	ツメレンゲ
ユキノシタ	ヤクシマショウマ、ヒメチャルメルソウ、オオチャルメルソウ、ツクシチャルメルソウ、チャルメルソウ、ウメバチソウ、ダイモンジソウ (ウチワダイモンジソウ、ヤクシマダイモンジソウを含む)
バラ	シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む)、シロバナノヘビイチゴ (モリチゴ)、イワキンバイ
マメ	ハカマカズラ
カワゴケソウ	ヤクシマカワゴロモ
カタバミ	コミヤマカタバミ
フウロソウ	ヤクシマフウロ
アオイ	ハマボウ
スミレ	キバナノコマノツメ、ヒメミヤマスミレ、ヤクシマスミレ、キスミレ、シコクスミレ (ハコネスミレ)、コケスミレ
ノボタン	ミヤマハシカンボク、ヒメノボタン (クサノボタン)
セリ	ツクシゼリ (ヒナボウフウ)、ヤクシマノダケ
イワウメ	イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む)、ヒメコイワカガミ
イチャクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ
ツツジ	ヨウラクツツジ、サツキ (サツキツツジ)、ヒカゲツツジ、ヤクシマヒカゲツツジ、ミヤマキリシマ、ヤクシマシャクナゲ、サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ、サタツツジ、マルバサツキ、サクラツツジ、ヤクシマツツジ (ヤクシマヤマツツジ)、シロドウダン (ベニドウダンを含む)
サクラソウ	シマギンレイソウ、ホザキザクラ
リンドウ	シマセンブリ (ホウライセンブリ)、キリシマリンドウ、リンドウ、ハルリンドウ、ヤクシマリンドウ、センブリ、ムラサキセンブリ、ヘツカリンドウ、イヌセンブリ
アカネ	サツマイナモリ、チャボイナモリ (ヤエヤマイナモリ)、シラタマカズラ
クマツヅラ	トサムラサキ (ヤクシマコムラサキを含む)
シソ	ヒロハテンニンソウ (オオマルバノテンニンソウ、ツクシミカエリソウ、トサミカエリソウ)
ゴマノハグサ	クモイコゴメグサ、シコクママコナ、ヤクシマママコナ、ヤクシマシオガマ、ツクシシオガマ、トラノオスズカケ

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあっては、属名)
イワタバコ	イワタバコ、シシンラン、タマザキヤマビワソウ
ハマウツボ	キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	サワギキョウ、キキョウ
キク	リュウキュウハグマ (モミジキッコウハグマ)、ホソバハグマ、タンナヤハズハ ハコ、ハマベノギク (イソノギク)、シオン、ウラギク (ハマシオン)、ツクシ コウモリソウ、ノジギク、オイランアザミ、ヤクシマアザミ、ヤクシマヒヨドリ、 カンツワブキ、コケセンボンギク、ハンカイソウ、ヒメキクタビラコ、キ リシマヒゴタイ、イッスンキンカ、オオハマグルマ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	ケイビラン (ヤクシマケイビランを含む)、ヤクシマノギラン、ヤマラッキョウ シライトソウ、チャボシライトソウ (ヒナシライトソウ)、キキョウラン、ツク シショウジョウバカマ、ヤクシマショウジョウバカマ、キスゲ (ユウスゲ)、ハ マカンゾウ、ノヒメユリ (スゲユリ)、コオニユリ、ハナゼキショウ (イワゼキ ショウ、ヤクシマチャボゼキショウ)、タマガワホトトギス、チャボホトトギス
ビャクブ	ヒメナベワリ
ヒガンバナ	ハマオモト (ハマユウ)
ヒナノシャクジ ョウ	ナノシャクジョウ、シロシャクジョウ、ルリシャクジョウ、キリシマシャク ジョウ、タヌキノシャクダイ、キリシマタヌキノショクダイ
ホシクサ	タンナイヌノヒゲ、ヤクシマホシクサ、ツクシクロイヌノヒゲ
イネ	シマノガリヤス (キリシマシマノガリヤス)、ヤクシマノガリヤス、コメススキ コオニシバ
サトイモ	ヒメテンナンショウ、シコクヒロハテンナンショウ、ヤクシマテンナンショウ
カヤツリグサ ラン	ヤクシマスゲ、コイワカンスゲ、ハナビスゲ (ジュウモンジスゲ)、コタヌキラ ン、ヤチカワズスゲ、チャボカワズスゲ (ヤクシマカワズスゲ)、ツルカミカワ スゲ、ツクシテンツキ、ミカズキグサ、イヌノハナヒゲ、マネキシンジュガヤ オオシンシュガヤ、タイワンアオイラン、ナゴラン、オキナワチドリ、タネガ シマムヨウラン、ヤクシマラン、マメズタラン (マメラン)、ムギラン、シコウ ラン、キリシマエビネ、レンギョウエビネ、エビネ (タカネエビネ、ビゼンエ ビネを含む)、ヒロハノカラン (ダルマエビネ)、ツルラン (カラン：ユウヅル エビネ、オオダルマエビネを含む)、オナガエビネ (リュウキュウエビネを含む)、 サクラジマエビネ、ナツエビネ、キエビネ (オオエビネ、サツマエネ、ヒゴエ ビネを含む)、サルメンエビネ、トクサラン、ヒメノヤガラ、リュウキュウカイロ ラン (アカバシユスラン、タネガシマカイロランを含む)、ミヤムギラン、サイ ハイルン、ヘツカラン、シュンラン (ホクロ)、カンラン、ナラン、ヤマラン (サ ガミラン)、ホウサイ、クマガイソウ、セッコク、キバナセッコク、コカゲラン、 アオスズラン (エゾスズラン)、カキラン、タシロラン

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては、属名)
ラン	オオオサラン (ホザキオサラン)、オサラン、イモネヤガラ、ツチアケビ、ヤシロラン (アキザキヤツシロラン)、オニノヤガラ、ハルザキヤツシロラン、ケボノシュスラン、ハチジョウシュスラン、カゴメラン (シライトシュスラン、ヤクシマシュスラン、リュウキュウシュスランを含む)、シマシュスラン、ツシュスラン、キンギンソウ、ミヤマウズラ、シュスラン、ムカゴトンボ、タカサゴサギソウ、ヒメクリソラン、ムカゴソウ、ヤクシマアカシュスラン、ムヨウラン、クロムヨウラン (ムラサキムヨウラン)、ギボウシラン、ユウコ克蘭、ジガバチソウ、クモクリソウ、コ克蘭、ササバラン、チケイラン、ヒメフタバラン、アオフタバラン、ボウラン、ニラバラン、ツクシアリドオシラン、フウラン、ヨウラクラン、オオバヨウラクラン、イナバラン、ウチョウラン、コケイラン、ガンゼキラン (ホシケイランを含む)、カ克蘭 (カクチョウラン)、ニイタカチドリ (ツクシチドリ)、ジンバイソウ、ヤマサギソウ、マイサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、ヤクシマチドリ、トキソウ、ヤマトキソウ、マツゲカヤラン、カシノキラン、ベニカヤラン (マツラン)、カヤラン、ヒメトケンラン、ヒトツボクロ、ヤクシマネッタイル、イヌマムカゴ、ヤクシマヒメアリドオシラン、ショウキラン、キヌラン

イ 海域公園地区

海域公園地区において捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動植物は次のとおりである。(屋久島地域を除く。)

(表17：規制動植物)

ヨウジウオ科、テンジクダイ科、スズメダイ科、チョウチョウウオ科、モンガラカワハギ科、ハコフグ科、ミナミハタンポ、キハッソク、ルリハタ、キンギョハナダイ、キタマクラ、ニシキベラ、イトヒキベラ、ミノカサゴ、ハナオコゼ、イザリウオ、ミドリイシ属、コモンサンゴ属、ハナヤサイサンゴ、シコロサンゴ、キクメイシ、ノウサンゴ、イボサンゴ、ハマサンゴ、ハナガササンゴ、カメノコキクメイシ、イボヤギ、ハナガタサンゴ、タバネサンゴ、キクメイシモドキ、トゲトサカ属、チヂミトサカ、キバナトサカ、アカバナトサカ、ハナヤギ、オオギウミヒドラ、オオウミシダ、ニッポンウミシダ、サンゴイソギンチャク、タコアシカタトサカ、ウミキノコ属、イソバナ、オキノテズルモズル、アカヒトデ、イトマキヒトデ、ラップウニ、パイプウニ、ジンガサウニ、ミル属、アヤニシキ、ウミウチワ、アントクメ、アミジグサ

平成22年11月1日環境省告示第82号に修正

(2) 過去の経緯

昭和9年3月16日	公園区域の指定（霧島国立公園）
昭和39年3月16日	錦江湾及び屋久島地域の公園区域の拡張に伴い 名称を霧島屋久国立公園に改称
昭和62年8月28日	錦江湾地域の公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）
平成4年8月26日	九州自然歩道に関する公園計画の変更
平成9年12月16日	公園計画の変更（点検1）
平成17年7月12日	公園計画の変更（点検2）

(3) 公園区域

霧島屋久国立公園（錦江湾地域）の区域を次のとおりとする。

(表18：公園区域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	【奥錦江湾地区】 鹿児島市 吉野町の一部	545
	霧島市 隼人町真孝、隼人町野久美田、国分敷根及び福山町福山の各一部	89
	姶良市 大字脇元及び大字平松の各一部	247
	【桜島地区】 鹿児島市内 国有林南薩森林計画区86林班の一部 鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、桜島小池町及び桜島横山町の全部並びに野尻町、東桜島町、古里町、持木町、桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島白浜町、桜島武町、桜島西道町、桜島藤野町、桜島二俣町及び桜島松浦町の各一部	6,737
	垂水市 大字海潟の一部	47
	【高峠地区】 垂水市 大字中俣の一部	23
	【指宿地区】 指宿市内 国有林南薩森林計画区1林班及び2林班の全部並びに85林班の一部 指宿市 大字池田、大字岩本、大字十町、大字十二町、大字西方、大字東方、山川大字小川、山川大字大山、山川大字岡見ヶ水、山川大字利永、山川大字成川、山川大字浜見ヶ水、山川大字福元、開聞大字上野、開聞大字川尻、開聞大字十町及び開聞大字仙田の各一部	5,148

	【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区81林班の全部並びに82林班、83林班、3131林班及び3132林班の各一部 肝属郡南大隅町 根占川南、根占辺田、根占山本、佐多伊座敷及び佐多馬籠の各一部	3,364
これらの地域の地先海面		37,855
合 計		54,055

(4) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表19：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	【奥錦江湾地区】 鹿児島市 吉野町の一部	545
	霧島市 隼人町真孝、隼人町野久美田、国分敷根及び福山町福山の各一部	89
	姶良市 大字脇元及び大字平松の各一部	232
	【桜島地区】 鹿児島市内 国有林南薩森林計画区86林班の一部 鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、野尻町、東桜島町、古里町、持木町、 桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島白浜町、桜島武 町、桜島西道町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町及び桜島 横山町の各一部	6,442
	垂水市 大字海潟の一部	47
	【高峠地区】 垂水市 大字中俣の一部	23
	【指宿地区】 指宿市内 国有林南薩森林計画区1林班及び2林班の全部並びに85林班の 一部 指宿市 大字池田、大字岩本、大字十町、大字十二町、大字西方、大字東 方、山川大字小川、山川大字大山、山川大字岡児ヶ水、山川大字 利永、山川大字成川、山川大字浜児ヶ水、山川大字福元、開聞大 字上野、開聞大字川尻、開聞大字十町及び開聞大字仙田の各一部	5,112

	【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区81林班の全部並びに82林班、83林班、3131林班及び3132林班の各一部 肝属郡南大隅町 根占川南、根占辺田、根占山本、佐多伊座敷及び佐多馬籠の各一部	2,935
合 計		15,425

(ア) 特別保護地区

次の区域を特別保護地区とする。

(表20：特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	【桜島地区】 鹿児島市内 国有林南薩森林計画区86林班の一部 鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、野尻町、東桜島町、持木町、桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島白浜町、桜島武町、桜島西道町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町及び桜島横山町の各一部	2,158
	【指宿地区】 指宿市内 国有林南薩森林計画区 1 林班及び 2 林班の各一部	219
	【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区81林班の全部並びに82林班、83林班及び3132林班の各一部 肝属郡南大隅町 佐多馬籠の各一部	212
合 計		2,589

(表21：特別保護地区内訳表)

名 称	区 域
桜島山頂	鹿児島県鹿児島市内 国有林南薩森林計画区86林班の一部 鹿児島県鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、東桜島町、持木町、桜島白浜町、桜島二俣町、 桜島松浦町、桜島西道町、桜島藤野町、桜島武町、桜島赤生原町、桜島 小池町、桜島横山町及び桜島赤水町の各一部
桜島東溶岩原	鹿児島県鹿児島市 有村町及び黒神町の各一部
桜島西溶岩原	鹿児島県鹿児島市 桜島赤生原町、桜島小池町、桜島横山町、桜島赤水町及び野尻町の各一部
開聞岳	鹿児島県指宿市内 国有林南薩森林計画区 1 林班及び 2 林班の各一部
辻岳	鹿児島県肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区81林班の全部並びに82林班及び83林班の各一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
本地区は、北岳、中岳、南岳の三岳を包含する桜島の山頂部である。南岳火口は、現在でも活発に噴火を繰り返している。全域裸地で荒涼とした火山景観を呈している。	405
大正（1914年）及び昭和（1946年）の噴火により、桜島の東側に流出した溶岩で形成された溶岩原である。 大正の噴火で鍋山（359m）周辺から流出した溶岩は、瀬戸、脇、有村の三つの部落を埋没し、瀬戸海峡を埋め大隅半島を連絡した。この溶岩流上には蘚苔類、クロマツ等が侵入しつつあり、植生遷移の初期の過程が観察できることから学術上も重要な地区でもある。昭和の噴火による溶岩は、鍋山の上部で2分し、一つは黒神部落の一部を埋没させ海面を埋め、黒神の北側に広大な溶岩原をつくり、もう一つの溶岩流は、鍋山川に沿って流出した。また身代湾に浮かぶ新島などの小島は、安永の噴火の時に溶岩が海底の一部を持ち上げて生じたものである。これらの溶岩流は、本公園を代表する景観を構成している。	1, 225
桜島の西山腹から流出した大正（1914年）溶岩に被われた広大な溶岩原であり、黒神、有村の溶岩原と共に、本公園を代表する景観を構成している。この地区は、桜島の利用拠点である袴腰に近く、また地形も火山活動や溶岩景観の観察や展望等の利用に適していることから、公園計画道路や展望台、園地等の利用施設が整備されており、多くの利用者が訪れている。	528
開聞岳は、海に臨んで屹立した標高922mの成層火山で、山頂に溶岩円頂丘をのせている。本地区はこのうち中腹より上部について設定している。 本岳の大規模な最終噴火は約1, 500年前と極めて新しく、従ってその森林は若いものであるが、自然性の高い景観を有している。	219
本地区の辻岳、野首岳には、スタジイ、アカガシを主とした常緑広葉樹林がよく保存され、各種鳥類の中継地としても有名で、ワシ・タカ類も飛来することがある。	107

名 称	区 域
佐多岬	鹿児島県肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区3132林班の一部 鹿児島県肝属郡南大隅町 佐多馬籠の一部（含枇榔島）
合	

地 区 の 概 要	面積 (ha)
本地区は、本州最南端で、海岸は断崖をなし、大泊から岬南端にかけては、ヘゴ、ビロウ、ソテツ、クワズイモ、フカノキ、ホルトノキ、シマウリノキ、ホルトカズラ等多くの亜熱帯性植物及び熱帯性植物が群落をなし旺盛な生育をなす景観は、本土唯一のものである。	105
計	2,589

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表22：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	【桜島地区】 鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、野尻町、東桜島町、持木町、桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島白浜町、桜島武町、桜島西道町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町及び桜島横山町の各一部	749
	【指宿地区】 指宿市 山川大字岡児字ヶ水及び大字福元の各一部	48
合 計		797

(表23：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域
桜島北斜面	鹿児島県鹿児島市 高免町、黒神町、桜島白浜町、桜島二俣町、桜島松浦町、桜島西道町、桜島藤野町、桜島武町及び桜島赤生原町の各一部
桜島港黒神線道路沿線	鹿児島県鹿児島市 黒神町の一部
桜島西溶岩原	鹿児島県鹿児島市 桜島小池町、桜島横山町及び桜島赤水町の各一部
袴腰	鹿児島県鹿児島市 桜島横山町及び桜島赤水町の各一部
桜島南斜面	鹿児島県鹿児島市 有村町、東桜島町、持木町、野尻町及び桜島赤水町の各一部
瀬戸崎	鹿児島県鹿児島市 黒神町及び有村町の各一部
燃崎	鹿児島県鹿児島市 持木町の一部
竹山	鹿児島県指宿市 山川大字福元の一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
桜島の北及び東斜面。近年の活発な火山活動のため上部では、植生が破壊され火山噴出物に被われた裸地と火山荒原植生地となっている。標高の低い火山活動の影響が少ない所では、タブの群落が出現する。	240
桜島東溶岩原特別保護地区の昭和溶岩を横切る公園計画道路（桜島港黒神線）沿線の区域である。	6
桜島西溶岩原特別保護地区を横切る公園計画車道（桜島溶岩展望線）の沿線区域である。	27
桜島西溶岩原特別保護地区から、海岸部に広がる溶岩原。大正（1914年）の噴火で流出した溶岩が、海を埋め島を呑み込んだ溶岩流の様子が容易に観察できる。桜島の利用拠点の袴腰にあり、公園計画歩道（袴腰鳥島線）や展望台等の利用施設も整備されており、利用者が多い。	97
桜島の南斜面。近年の活発な活動のため、特に南岳噴火口に近いため、火山噴出物に被われた裸地と、ススキを主体とする火山荒地植生である。	213
大正（1914年）の噴火により、瀬戸、脇、有村の三集落を埋没し、瀬戸海峡を埋め大隅半島と連結した溶岩がひろがる区域と、公園計画道路（桜島港早崎線）沿線一帯の区域である。 溶岩原にはクロマツを主体とする先駆植物が侵入を始めるなど、植生遷移過程の観察に興味が持もたれる所である。	139
文明（1471～1476年）の噴火のうち、後期（1476年）の噴火で流出し海に突入した溶岩流が、極めて良く残されている。植生はクロマツの植林地である。	27
本地区は、阿多カルデラの陥没から取り残された地域であり、火山岩尖の垂直に近い岩壁には、海岸の磯で見られるようなハマヒサカキ、トベラ、シャリンバイ、マサキなどの低木に混じって、分布の北限であるソテツの群生が見られる。	34

名 称	区 域
赤水鼻	鹿児島県指宿市 山川大字岡見ヶ水の一部
合	

地 区 の 概 要	面積 (ha)
本地区は、阿多カルデラの陥没から取り残された地域であり、黒曜石を含む溶岩からなる。 ソテツの群生が見られるとともに、海岸のタイドプールには、多数の熱帯魚やサンゴが見られる。	14
計	797

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表24：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	【奥錦江湾地区】 鹿児島市 吉野町の一部	545
	霧島市 隼人町真孝、隼人町野久美田、国分敷根及び福山町福山の各一部	89
	姶良市 大字脇元及び大字平松の各一部	232
	【桜島地区】 鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、野尻町、東桜島町、古里町、桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島白浜町、桜島武町、桜島西道町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町及び桜島横山町の各一部	1,297
	垂水市 大字海潟の一部	47
	【高峠地区】 垂水市 大字中俣の一部	23
	【指宿地区】 指宿市内 国有林南薩森林計画区2林班の全部及び85林班の一部 指宿市 大字池田、大字岩本、大字十町、大字十二町、大字西方、大字東方、山川大字小川、山川大字大山、山川大字岡児ヶ水、山川大字利永、山川大字成川、山川大字浜児ヶ水、山川大字福元、開聞大字上野、開聞大字川尻、開聞大字十町及び開聞大字仙田の各一部	3,888

	【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区3131林班及び3132林班の各一部 肝属郡南大隅町 根占川南、根占辺田、根占山本、佐多伊座敷及び佐多馬籠の各一部	2,567
合 計		8,688

(表25：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域
吉野	鹿児島県鹿児島市 吉野町の一部
新島、硫黄島	鹿児島県鹿児島市 桜島赤水町の一部
桜島北及び東斜面	鹿児島県鹿児島市 高免町、黒神町、桜島白浜町、桜島二俣町、桜島松浦町、桜島西道町、 桜島藤野町、桜島武町、桜島赤生原町及び桜島小池町の各一部
袴腰	鹿児島県鹿児島市 桜島小池町及び桜島横山町の各一部
桜島南斜面	鹿児島県鹿児島市 有村町、古里町、東桜島町及び持木町の各一部
黒神	鹿児島県鹿児島市 黒神町の一部
沖小島・神ヶ瀬	鹿児島県鹿児島市 桜島横山町の一部
有村	鹿児島県鹿児島市 有村町の一部
早崎	鹿児島県垂水市 大字海潟の一部
高峠	鹿児島県垂水市 大字中俣の一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
錦江湾を前景として、桜島を眺める絶好の地として親しまれている。カルデラ壁である崖状地には、マテバシイを主体とする森林が良く繁り、錦江湾を縁どり美しい景観をつくり出している。	545
桜島の北東の海上に浮かぶ小島群であり、これらの島々は安永（1779年）の噴火により生まれたものである。	29
桜島の東及び北側の山腹下部を占める区域である。文明（1471～1476年）、安永（1776年）を始めとする古い時代の溶岩が、重なって形成された溶岩原である。タブを主体とする森林に被われている。	669
大正（1914年）の噴火により生じた溶岩原の一部と、展望に優れた台状地の城山を含む区域である。ここは桜島の利用拠点で、多くの利用者が集散する地区であり、歩道、園地、博物展示施設等の公園利用施設が整備されている。	92
桜島の南山腹から山麓にかけての区域であり、安永（1779年）の噴火の溶岩の区域と、火山噴出物等堆積地の区域から成っている。植生は西及び南部分がクロマツ林、東側はアラカンを中心とする広葉樹林である。	407
桜島の東部、公園計画車道（桜島港黒神線）沿線の区域であり、大部分がクロマツ林である。	47
桜島の南西部の海上に浮かぶ小島、何れも火山活動によって生じた島々である。	11
鍋山川の東側海岸部、公園計画車道（桜島港早崎線）から100m隔てた区域であり、鍋山川沿いの昭和溶岩の他は、全て大正溶岩である。この区域は公園道路はもとより、溶岩展望台からの景観に重要な区域である。	42
大隅半島から突出した溶岩台地状地で、大正（1914年）の噴火により桜島と連結した地区であり大部分がクロマツ林である。	47
高隈山地の北西に位置し、南東面の山腹にはサタツツジが約100種10万本ほど自生する。頂上は展望に優れ、霧島連山、志布志湾、錦江湾、薩摩半島の山並、高隈山地、肝属山地を一望できる。	23

名 称	区 域
神造島	鹿児島県霧島市 隼人町真孝及び野久美田の各一部
若尊鼻	鹿児島県霧島市 国分敷根及び福山町福山の各一部
重富海岸	鹿児島県始良市 大字平松の一部
脇元	鹿児島県始良市 大字脇元の一部
指宿東部	鹿児島県指宿市内 国有林南薩森林計画区85林班の一部 鹿児島県指宿市 大字十町、大字十二町、大字西方及び大字東方の各一部
池田湖	鹿児島県指宿市 大字池田、大字岩本、大字東方、山川大字小川、山川大字大山、山川大字利永、山川大字成川、開聞大字上野、開聞大字十町及び開聞大字仙田の各一部
山川南部	鹿児島県指宿市 山川大字岡児ヶ水、山川大字浜児ヶ水及び山川大字福元の各一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
隼人沖の辺田小島、弁天島及び沖小島の3つの無人島である。今から100万年から50万年前に堆積した海成層とそれを貫く流紋岩から形成されている。また、島の海拔15mくらいのところにサンゴ化石を含む段丘堆積物が確認されることから10mほど隆起した島であることもわかっている。	25
国分と福山に跨る半島で、始良カルデラの一部であり、海岸線は自然の磯海岸で一部歩道が整備されている。沖には錦江湾最深の水深200mの海底火山があり、「たぎり」と呼ばれる火山ガスの噴出現象がある。	64
奥錦江湾唯一の防潮林としてクロマツが残る海岸で、海水浴場として利用されている。前面の海域は干潮時には錦江湾最大の30haにも及ぶ干潟が広がり、ハクセンシオマネキやミサゴ等も繁殖し、クロツラヘラサギの飛来も確認されている。海岸にあるNPO法人が運営するミニ博物館で、干潟の調査、観察会やゴミ拾い等の環境教育活動が行われている。	1
吉野地区から連なり、クスノキ、タブノキが優占する照葉樹林で、カルデラ壁の崖上は桜島を眺める絶好の展望地で、民間企業により園路や展望台が整備され、多くの利用がある。	231
本地区は、知林ヶ島と砂風呂で知られる摺ヶ浜を結ぶ海岸線、この地域を展望する魚見岳からなる地域で、知林ヶ島は干潮時には対岸の田良岬と連結する陸けい島である。海浜植生と低地湿原が発達している。	424
本地区は、小型カルデラの池田湖、阿多カルデラに関係をもつ鬼門平断層崖、マールの鰻池、池低、溶岩円頂丘の鷲尾岳、池田湖側に大きな地すべりを伴った鍋島岳からなり、池田湖を囲む地域である。 池田湖は、九州最大の湖で、最深部が水深200mに達し、湖低には旧火口丘があるが、その神秘的な姿から種々の伝説を有する湖でもある。	2,745
本地区は、第1種特別地域の竹山、赤水鼻に接し、東シナ海を望む長崎鼻と、これらに接する海浜部（カンラン石の海岸砂）からなる地域である。	457

名 称	区 域
開聞岳山麓	鹿児島県指宿市内 国有林南薩森林計画区2林班及び85林班の各一部 鹿児島県指宿市 開聞大字川尻及び開聞大字十町の各一部
根占佐多断層崖	鹿児島県肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区3131林班及び3132林班の各一部 鹿児島県肝属郡南大隅町 根占川南、根占辺田、根占山本、佐多伊座敷及び佐多馬籠の各一部
合	

地 区 の 概 要	面積 (ha)
本地区は、山頂部に溶岩円頂丘をのせる成層火山開聞岳の山麓と西部に連なる物袋海岸の海岸部からなる地域であり、山麓には照葉樹林が、海浜にはクロマツ林と亜熱帯植物林が発達している。 開聞岳山麓西岸の花瀬海岸には、縄状溶岩があり、その間には数多くのタイドプールがある。	262
本地区は、阿多カルデラに関係をもつ辻岳断層崖を含む根占断層地帯から、本土最南端の佐多岬へ続く水成岩を基盤とする断層崖の地域であり、自然性の高いスタジイ、アカガシを主とした常緑広葉樹林におおわれ、南部には亜熱帯植物相がみられる。	2,567
計	8,688

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表26：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	【桜島地区】 鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、野尻町、東桜島町、古里町、持木町、 桜島赤水町、桜島赤、生原町、桜島小池町、桜島白浜町、桜島武町、 桜島西道町、桜島藤野町、桜島二俣町及び桜島松浦町の各一部	2,238
	【指宿地区】 指宿市内 国有林南薩森林計画区1林班及び2林班の各一部 指宿市 開聞大字川尻、開聞大字十町及び開聞大字仙田の各一部	957
	【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区3132林班の一部 肝属郡南大隅町 佐多伊座敷の一部	156
合 計		3,351

(表27：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域
桜島北及び東麓	鹿児島県鹿児島市 高免町、黒神町、桜島白浜町、桜島二俣町、桜島松浦町、桜島西道町、 桜島藤野町、桜島武町、桜島赤生原町及び桜島小池町の各一部
燃崎	鹿児島県鹿児島市 黒神町の一部
黒神	鹿児島県鹿児島市 黒神町の一部
赤水	鹿児島県鹿児島市 桜島赤水町の一部
桜島南西麓	鹿児島県鹿児島市 古里町、東桜島町、待木町及び野尻町の各一部
有村	鹿児島県鹿児島市 有村町の一部
瀬戸	鹿児島県鹿児島市 黒神町の一部
開聞岳	鹿児島県指宿市内 国有林南薩森林計画区1林班及び2林班の各一部 鹿児島県指宿市 開聞大字川尻、開聞大字十町及び開聞大字仙田の各一部
佐多岬	鹿児島県肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区3132林班の一部
立目町有林	鹿児島県肝属郡南大隅町 佐多伊座敷の一部
合	

地 区 の 概 要	面積 (ha)
北麓は島内で火山活動の影響が最も少ない地域で、タブを主体とする樹林が育成している。東麓の部分には文明溶岩及び安永溶岩がありクロマツ林となっている。また果樹園などの農地も広がっている。	1,303
安永（1779年）の噴火により生じた大燃崎と、昭和（1946年）の溶岩流の一部を含む区域であり、いずれも海岸部はクロマツ林で内陸側は果樹園となっている。	30
大正溶岩と昭和溶岩に囲まれた地区であり、大部分がクロマツ林と畑地となっている。	39
大正（1914年）の噴火により生じた溶岩原の一部である。	23
文明（1471～1476年）安永（1779年）の溶岩流とその周辺区域であり、クロマツ林、果樹園となっているが近年の活発な火山活動により降灰の影響を受けている。	778
大正（1914年）の噴火で海に突入した溶岩流が、陸地を形成した地区である。	63
大正（1914年）の溶岩流に囲まれた地域で松林となっている。	2
本地区は、山頂部に溶岩円頂丘をのせる成層火山開聞岳中腹及び北部山麓の人工林と農地からなる地域である。	957
本地区は、佐多岬の人工林からなる地域である。	18
本地区は、立目崎に広がる人工林からなる地域である。	138
計	3,351

イ 海域公園地区

海域公園地区を次のとおりとする。

(表28：海域公園地区表)

番 号	名 称	位 置
1	桜島海域公園地区（1号）	鹿児島県鹿児島市 桜島横山町地先海面
2	桜島海域公園地区（2号）	鹿児島県鹿児島市 桜島横山町沖小島周辺海面
3	佐多岬海域公園地区（1号）	鹿児島県肝属郡南大隅町 佐多馬籠竹崎地先海面
4	佐多岬海域公園地区（2号）	鹿児島県肝属郡南大隅町 佐多馬籠枇榔島地先海面
5	神瀬	鹿児島県鹿児島市 桜島横山町神瀬周辺海面
6	神造島	鹿児島県霧島市 隼人町地先海面
7	若尊鼻	鹿児島県霧島市 国分及び福山町地先海面

地 区 の 概 要	面積 (ha)
袴腰大正溶岩原の地先海域、大正溶岩流により形成された、起伏にとんだ海底地形をなしている。ウミトサカ類の大群落、ウミウチワ等の海藻群落が見られる。シコロサンゴやミドリイシ類が優占するほか、多くのサンゴ類が見られる。また、ダイビング、シーカヤックで利用されている。	41.8
桜島の南西海上に浮かぶ沖小島の周辺海域、西岸は海底の傾斜がゆるく底質は主として砂で、転石があり、南岸は急崖で岩礁となっている。多くのサンゴが混在するとともに、ガラモ類、ヤツマタモクが密生している箇所が多く見られる。また、ダイビングで利用されている。	18.9
九州最南端に位置し、直接黒潮の影響を受けて水温が高く、また河川の流入がなく透明度はきわめて良好で、イシサンゴ類やその他の着生動物が豊富な本格的なサンゴ礁景観を呈している。	4.5
イシサンゴ類としては、ミドリイシ、ダイノウサンゴ、ハナヤサイサンゴ、シコロサンゴ等の種類が多く、色彩豊かなムラサキカイメン、ウミアザミ、海トサカ類の着生動物が群生し、コバルトスズメダイ、チョウチョウウオ等の熱帯魚類の群集も見られる。	7.3
錦江湾を代表する海藻の生育地である。水深は浅く、大型の海藻であるホンダワラ類が塊状のテーブルサンゴと混在して生育している。ダイビングで利用されている。	83.0
神造島と一体となった優れた景観を有する海域である。底質は主として砂だが、転石が多く見られる箇所もある。ガラモ場、サンゴ類等が点在しており、ダイビングで利用されている。	103.6
若尊鼻と一体となった優れた景観を有する海域である。岩礁帯では釣り場としての利用も多い。	19.7

番 号	名 称	位 置
8	若尊海山	鹿児島県霧島市 福山町地先海面
9	重富干潟	鹿児島県姶良市 大字平松地先海面
合		

地 区 の 概 要	面積 (ha)
水深約80m～100m付近に円錐の形をした海底丘陵があり、東側に世界的に極めてまれな浅海熱水系でチムニーを伴った熱水噴出孔がある。噴出孔の周辺には、世界で最も浅い場所に生息するハオリムシの一種であるとされるサツマハオリムシの大群集が、海底丘陵の周辺部の灰白色粗粒砂底には、二枚貝類がみられる。また、熱水噴出孔の上の海面に形成される“たぎり”が特異な海上景観を呈しており、これをシーカヤックで体験観察する利用が行われている。	170.7
重富海岸と一体となった優れた景観を有する海域。錦江湾最大の干潟であり、ハクセンシオマネキ、ミサゴ等の貴重な生物が生息し、渡りの季節にはクロツラヘラサギ等の多くの野鳥が見られる。また、干潟の地先には海藻が広くみられる。干潟は自然観察会等で利用されている。	38.2
計	487.7

ウ 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表29：普通地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	【奥錦江湾地区】 姶良市 大字脇元の一部	15
	【桜島地区】 鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、古里町、桜島赤生原町、桜島小池町及び桜島横山町の各一部	295
	【指宿地区】 指宿市 大字西方の一部	36
	【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区3132林班の一部 肝属郡南大隅町 根占山本、根占辺田、佐多伊座敷及び佐多馬籠の各一部	429
	【錦江湾地区】 鹿児島市、霧島市、姶良市及び垂水市の各地先海面	37,367
合 計 (陸 域)		775

(5) 利用施設計画

ア 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表30：集団施設地区表)

番号	名称	区 域	計 画 目 標
1	指宿	鹿児島県指宿市内 国有林鹿児島森林管理署 85林班の一部 鹿児島県指宿市 大字東方、大字西方及び 大字十二町の各一部	薩摩半島の南端部の海浜に位置し、気候は温暖で温泉にも恵まれている。 周辺には長崎鼻、開聞岳、池田湖等の興味地点があり車のアクセスが容易である。 この優れた自然環境や良好な立地条件を生かし、薩摩半島南部における保健休養のための利用拠点となるよう施設を計画するものとする。

整備計画区	整備方針			面積(ha)	旧計画との関係
指宿整備計画区	北部には、国民の保健休養のための宿舎、多目的園地、家族連れでも手軽に利用でき、オートキャンプも可能な野営場等や中核施設としてのビジターセンターを整備する。 中部には、団体や個人を対象とする宿泊施設を整備するとともに、暖地性の植物を中心とした園地等を整備する。 南部には、園地等を活かして休憩等のための施設を整備するとともに、温泉利用や休養のための宿泊施設等を整備する。			71.7	一般計画 昭39. 3. 16決定 区域 昭40. 10. 23決定 昭62. 8. 28変更 詳細計画 昭40. 10. 23決定 昭62. 8. 28変更 平9. 12. 16変更 平17. 7. 12変更
知林ヶ島整備計画区	大潮の干潮時には、トンボロ現象により陸続きとなる島で砂州渡りや散策ができる島である。 島の豊かな自然環境の中で自然とのふれあいを促進するため、遊歩道や展望台等を整備する。 また、島の大半が竹藪で被われているために、クロマツの植栽や照葉樹等への森づくりを進めるものとする。			52.3	
面 積 計		国	公	私	
		32.7	77.9	13.4	
		124.0			

イ 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表31：単独施設表)

【桜島・奥錦江湾地区】

番号	種 類	位 置
1	園 地	鹿児島県鹿児島市（磯）
2	博 物 館	鹿児島県鹿児島市（磯）
3	園 地	鹿児島県鹿児島市（黒神）
4	園 地	鹿児島県鹿児島市（有村）
5	園 地	鹿児島県鹿児島市（大正燃）
6	宿 舎	鹿児島県鹿児島市（湯之元）
7	園 地	鹿児島県垂水市（早崎）
8	園 地	鹿児島県鹿児島市（城山）
9	園 地	鹿児島県鹿児島市（袴腰）
10	宿 舎	鹿児島県鹿児島市（袴腰）
11	運 動 場	鹿児島県鹿児島市（袴腰）
12	舟 遊 場	鹿児島県鹿児島市（袴腰）
13	駐 車 場	鹿児島県鹿児島市（袴腰）
15	博物展示施設	鹿児島県鹿児島市（袴腰）
16	園 地	鹿児島県鹿児島市（湯之平）
17	園 地	鹿児島県鹿児島市（鶴崎）

整 備 方 針	旧計画との関係
桜島の展望と島津藩庭園の鑑賞の場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
この地方の自然、歴史、文化等を紹介する施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示
溶岩原の展望と火山の観察の場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
溶岩原の展望と火山の観察の場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
溶岩原の展望と火山の観察の場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
桜島利用者のための宿舎として整備する。	昭62. 8. 28 告示
展望及び散策の場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
展望及び散策の場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
桜島の利用拠点及び溶岩観察のための施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示
桜島の利用者のための宿舎として整備する。	昭62. 8. 28 告示
桜島の利用者のための運動施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示
桜島周辺の海洋利用者のための施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示
桜島の利用者のための駐車場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
桜島の自然等を紹介する施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示
溶岩原の展望と火山の観察の場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
溶岩原の展望と火山の観察の場として整備する。	昭62. 8. 28 告示

番号	種 類	位 置
18	野 営 場	鹿児島県鹿児島市（鶴崎）
19	園 地	鹿児島県鹿児島市（鳥島）
20	園 地	鹿児島県鹿児島市（戸柱鼻）
21	園 地	鹿児島県垂水市（江之島）
22	園 地	鹿児島県鹿児島市（寺山）
23	園 地	鹿児島県垂水市（高峠）
24	園 地	鹿児島県霧島市（神造島）
25	野 営 場	鹿児島県霧島市（神造島）
26	園 地	鹿児島県始良市（重富海岸）
27	博物展示施設	鹿児島県始良市（重富海岸）
28	園 地	鹿児島県始良市（布引の滝）
29	園 地	鹿児島県始良市（白銀坂）

整 備 方 針	旧計画との関係
桜島地区利用者のための野営場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
溶岩原の展望と火山の観察の場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
垂水市方面からの桜島の入口部における情報提供機能も兼ね備えた園地として整備する。	平 9. 12. 16 告示
鹿児島湾に浮かぶクロマツ林等が見られる良好な自然環境を生かした海水浴や磯部の自然とのふれあい利用を中心とした園地として整備する。	平 9. 12. 16 告示
桜島及び錦江湾の展望のための園地として整備する。	新 規
錦江湾等の展望のための園地として整備する。	新 規
離島の自然とのふれあいのための園地として整備する。	新 規
離島の自然とのふれあいのための野営場として整備する。	新 規
桜島及び錦江湾の展望並びに海浜及び干潟の利用のための園地として整備する。	新 規
干潟の学習及び利用のための施設を整備する。	新 規
滝周辺の自然探勝のための園地として整備する。	新 規
展望及び自然探勝のための園地として整備する。	新 規

【指宿・佐多地区】

番号	種 類	位 置
1	園 地	鹿児島県指宿市（魚見岳山頂）
2	宿 舎	鹿児島県指宿市（大山崎）
3	舟 遊 場	鹿児島県指宿市（小浜）
4	駐 車 場	鹿児島県指宿市（小浜）
5	宿 舎	鹿児島県指宿市（鰻温泉）
6	駐 車 場	鹿児島県指宿市（鰻）
7	宿 舎	鹿児島県指宿市（開聞温泉）
8	園 地	鹿児島県指宿市（長崎鼻）
9	宿 舎	鹿児島県指宿市（長崎鼻）
10	駐 車 場	鹿児島県指宿市（長崎鼻）
11	園 地	鹿児島県指宿市（物袋海岸）
12	水 泳 場	鹿児島県指宿市（物袋海岸）
13	園 地	鹿児島県揖宿郡開聞町（開聞岳登山口）
14	園 地	鹿児島県指宿市（花瀬崎）
15	園 地	鹿児島県指宿市（開聞山麓）
16	園 地	鹿児島県指宿市（開聞岳山頂）
17	園 地	鹿児島県指宿市（開聞崎）
18	園 地	鹿児島県肝属郡南大隅町（辻岳山頂）

整 備 方 針	旧計画との関係
魚見岳山頂の自然探勝、展望・休憩園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
温泉利用のための宿舎として整備する。	昭62. 8. 28 告示
池田湖遊覧探勝のための施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示
池田湖遊覧利用者のための施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示
温泉利用のための宿舎として整備する。	昭62. 8. 28 告示
鰻池自然探勝路、温泉利用者のための施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示
温泉利用のための宿舎として整備する。	昭62. 8. 28 告示
長崎鼻自然探勝・海辺利用のための展望・休憩園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
長崎鼻自然探勝・海辺利用のための宿舎として整備する。	昭62. 8. 28 告示
海岸自然探勝・海水浴利用者のための駐車場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
海岸自然探勝・海水浴利用者のための展望・休憩園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
海水浴利用者のための施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示
開聞岳登山利用のための休憩・入口園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
花瀬海岸（縄状玄武岩）自然探勝のための休憩園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
開聞岳中腹の自然探勝のための展望・休憩園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
登山利用のための展望・休憩園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
開聞岳周辺自然探勝利用者のための展望・休憩園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
登山利用のための展望・休憩園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示

番号	種 類	位 置
19	園 地	鹿児島県肝属郡南大隅町（島泊）
20	園 地	鹿児島県肝属郡南大隅町（大泊）
21	宿 舎	鹿児島県肝属郡南大隅町（大泊）
22	野 営 場	鹿児島県肝属郡南大隅町（大泊）
23	園 地	鹿児島県肝属郡南大隅町（田尻）
24	宿 舎	鹿児島県肝属郡南大隅町（田尻）
25	園 地	鹿児島県肝属郡南大隅町（枇榔島）
26	園 地	鹿児島県肝属郡南大隅町（佐多岬）
27	園 地	鹿児島県指宿市（福元）
28	野 営 場	鹿児島県指宿市（十町）
29	運 動 場	鹿児島県指宿市（十町）
30	野 営 場	鹿児島県肝属郡南大隅町（田尻）
31	園 地	鹿児島県指宿市（池田湖東部）

整 備 方 針	旧計画との関係
根占佐多線車道の展望・休憩のための園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
根占佐多線車道の展望・休憩のための園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
佐多岬自然探勝のための宿舎として整備する。	昭62. 8. 28 告示
佐多岬自然探勝及び海浜利用者のための野営場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
佐多岬自然探勝のための展望・休憩園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
佐多岬自然探勝及び海中公園自然探勝のための宿舎として整備する。	昭62. 8. 28 告示
佐多岬海中公園探勝のための展望・休憩施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示
佐多岬自然探勝のための展望・休憩園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
なだらかな海岸部に特異な形で突出する竹山の山麓部における休憩などのための園地として整備する。	平9. 12. 16 告示
開聞岳北麓のクロマツ林に囲まれた良好な自然環境を生かし、オートキャンプが可能な野営場を整備する。	平9. 12. 16 告示
開聞岳北麓のクロマツ林に囲まれた良好な自然環境を生かした運動場として整備する。	平9. 12. 16 告示
佐多岬自然探勝のための野営場として整備する。	平17. 7. 12 告示
開聞岳、池田湖等の展望のための園地として整備する。	新 規

ウ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表32：道路（車道）表)

【桜島・吉野地区】

番号	路 線 名	区 間
1	桜島港黒神線	起点—鹿児島県鹿児島市 (黒神・車道分岐点) 終点—鹿児島県鹿児島市 (高免・国立公園境界)
2	桜島溶岩展望線	起点—鹿児島県鹿児島市 (赤水・車道分岐点) 終点—鹿児島県鹿児島市 (赤水・国立公園境界) 終点—鹿児島県鹿児島市 (湯之平)
3	桜島港早崎線	起点—鹿児島県鹿児島市 (横山・車道分岐点) 終点—鹿児島県鹿児島市 (赤水・国立公園境界) 起点—鹿児島県鹿児島市 (赤水・国立公園境界) 終点—鹿児島県鹿児島市 (古里・国立公園境界) 起点—鹿児島県鹿児島市 (古里・国立公園境界) 終点—鹿児島県垂水市 (海潟・国立公園境界) 終点—鹿児島県垂水市 (海潟・国立公園境界) 終点—鹿児島県垂水市 (牛根麓・国立公園境界)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
黒神昭和溶岩	桜島の東海岸部の利用のための道路として整備する。	昭62. 8. 28 告示
袴腰	桜島の西側に広がる広大な溶岩原や南岳の展望と観察のための道路として整備する。	昭62. 8. 28 告示
袴腰溶岩 古里温泉 有村溶岩	桜島の西と東に広がる2つの溶岩原や古里温泉などの興味地点を結ぶとともに、佐多地域方面へ到達する道路として整備する。	昭62. 8. 28 告示 平17. 7. 12 告示

【指宿・佐多地区】

番号	路 線 名	区 間
1	指宿循環線	起点—鹿児島県指宿市（下吹越・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（二反田川・国立公園境界） 起点—鹿児島県指宿市（福元・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（浜児ヶ水・国立公園境界） 起点—鹿児島県指宿市（岡児ヶ水・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（古川尻・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（長崎鼻） 起点—鹿児島県指宿市（山神・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（脇塩屋・国立公園境界）
2	魚見岳線	起点—鹿児島県指宿市（下吹越・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（魚見岳山頂）
3	池田湖鏡池線	起点—鹿児島県指宿市（中浜・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（鏡池・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（玉ノ井・国立公園境界）
4	鰻池線	起点—鹿児島県指宿市（溝口・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（鰻温泉）
5	根占・佐多線	起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（山本・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（伊座敷・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（伊座敷東・国立公園境界） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（島泊・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（外之浦隧道・国立公園境界）
6	佐多岬線	起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（大泊・車道分岐点） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（佐多岬）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
指宿集団施設地区 竹山北 長崎鼻口 開聞温泉 開聞崎 田崎	南指宿地区を循環する基幹車道として整備する。	昭62. 8. 28 告示
	魚見岳への到達車道として整備する。	昭62. 8. 28 告示
	池田湖から鏡池への基幹車道及び到達道路として整備する。	昭62. 8. 28 告示
	鰻温泉への到達道路として整備する。	昭62. 8. 28 告示
小浜 登尾 浮津 尾波瀬 大泊	佐多地区を南北に縦断する基幹車道として、展望に配慮して整備する。	昭62. 8. 28 告示 平17. 7. 12 告示
田尻	佐多岬自然探勝のための車道として整備する。	新規

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表34：道路（歩道）表)

【桜島・奥錦江湾地区】

番号	路 線 名	区 間
1	袴腰島溶岩探勝線	起点—鹿児島県鹿児島市（横山） 終点—鹿児島県鹿児島市（横山）
2	白銀坂線	起点—鹿児島県始良市（尾崎・国立公園境界） 終点—鹿児島県始良市（前ヶ原・国立公園境界）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
鳥島園地	桜島の西側に広がる溶岩原の自然探勝路として整備する。	昭68. 8. 28 告示
	歴史の道百選に選定されている白銀坂に相応しい探勝歩道として整備する。	新規

【指宿・佐多地区】

番号	路 線 名	区 間
3	根占辻岳線	起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（船石） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（船石・歩道合流点） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（宮之元・歩道分岐点） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（宮之元）
21	九州自然歩道	起点—鹿児島県指宿市（花瀬・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（山仲・国立公園境界） 起点—鹿児島県指宿市（脇塩屋・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（川尻・国立公園境界） 起点—鹿児島県指宿市（開聞登山口・歩道分岐点） 終点—鹿児島県指宿市（開聞岳山頂） 起点—鹿児島県指宿市（古川尻・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（長崎鼻） 終点—鹿児島県指宿市（岡児ヶ水・国立公園境界） 起点—鹿児島県指宿市（浜児ヶ水・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（福元・国立公園境界） 起点—鹿児島県垂水市（高峠・国立公園境界） 終点—鹿児島県垂水市（高峠・歩道合流点） 起点—鹿児島県霧島市（福山町福山・国立公園境界） 終点—鹿児島県霧島市（国分敷根・国立公園境界） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（大浜・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（大久保・国立公園境界） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（上之河原・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（垂水・国立公園境界） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（立神・歩道分岐点） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（下園・歩道合流点） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（炭屋・歩道分岐点） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（野尻野・歩道合流点） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（伊座敷・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（島泊・国立公園境界） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（島泊・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（外之浦・国立公園境界） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（大泊・歩道分岐点） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（御崎） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（宮之元・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（船石・国立公園境界）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	九州自然歩道への到達歩道として整備する。	昭62. 8. 28 告示
伏目 長崎鼻 開聞岳 開聞温泉 開聞崎 花瀬崎 若尊鼻 高峠 伊座敷 尾波瀬 大迫 辻岳 野首岳 大中尾高原 佐多岬 根占佐多断層崖	九州自然歩道として整備する。	昭62. 8. 28 告示 (九州自然歩道、 開聞岳登山線、御 崎線) 平4. 8. 26 告示 (昭62. 8. 28告示 路線の統合)

エ 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表35：運輸施設表)

【指宿・佐多地区】

番号	路線名	種 類	位 置 又 は 区 間
2	田尻港	係留施設	鹿児島肝属郡南大隅町（田尻）
3	枇榔島	係留施設	鹿児島肝属郡南大隅町（枇榔島）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	佐多岬海中公園利用のための施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示
	佐多岬海中公園利用のための施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示

霧島屋久国立公園
(屋久島地域)

指 定 書

(公園区域の変更)

1 変更する区域

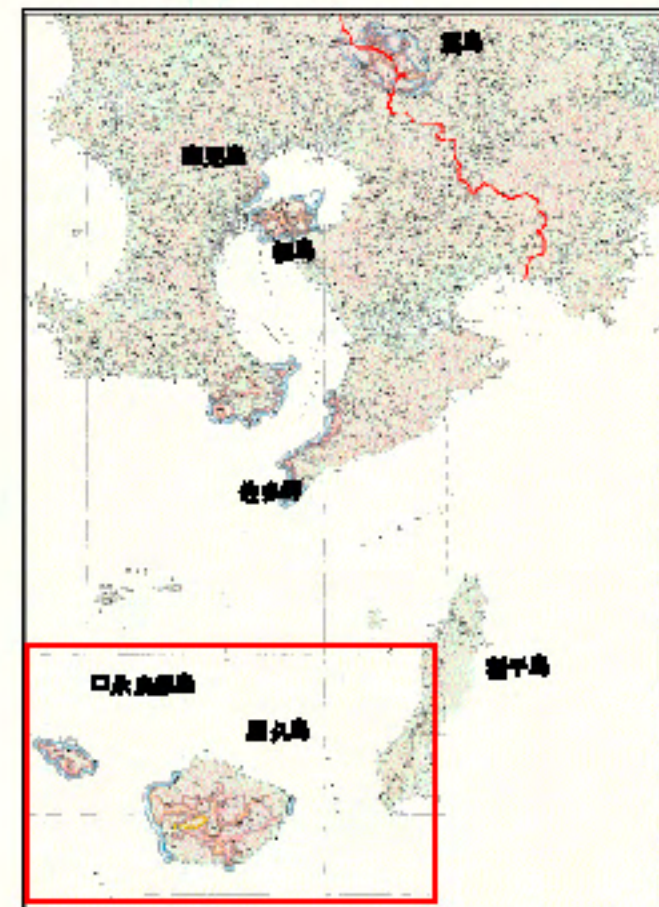
霧島屋久国立公園の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 1 : 公園区域変更表)

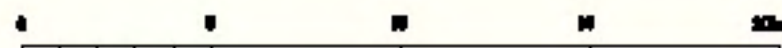
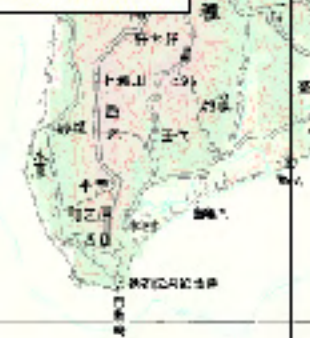
番号	区分	変 更 部 分 の 区 域
1	削除	鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 1 林班から 8 林班まで、13 林班、22 林班、23 林班、31 林班、45 林班、50 林班から 63 林班まで、75 林班から 101 林班まで、103 林班から 108 林班まで、112 林班、213 林班から 215 林班まで、220 林班から 222 林班まで、225 林班、228 林班から 232 林班まで及び 263 林班から 271 林班までの全部並びに 9 林班、12 林班、14 林班、15 林班、17 林班から 19 林班まで、24 林班、26 林班から 30 林班まで、32 林班、38 林班、47 林班、65 林班、102 林班、111 林班、204 林班から 206 林班まで、212 林班、274 林班及び 275 林班の各一部 鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島の全部及びその地先海面並びに永田、宮之浦、安房、尾之間、栗生、中間及び船行の各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
屋久島国立公園として指定するため。	$\begin{pmatrix} \triangle 24,566 \\ \text{国} \triangle 21,152 \\ \text{公} \triangle 724 \\ \text{私} \triangle 2,690 \end{pmatrix}$
変更部分面積計	$\begin{pmatrix} \triangle 24,566 \\ \text{国} \triangle 21,152 \\ \text{公} \triangle 724 \\ \text{私} \triangle 2,690 \end{pmatrix}$
変更前公園面積	$\begin{pmatrix} 24,566 \\ \text{国} 21,152 \\ \text{公} 724 \\ \text{私} 2,690 \end{pmatrix}$
変更後公園面積	$\begin{pmatrix} 0 \\ \text{国} 0 \\ \text{公} 0 \\ \text{私} 0 \end{pmatrix}$

霧島屋久国立公園（屋久島地域）区域変更図



島
海
域



1:200,000

霧島屋久国立公園
(屋久島地域)

公 園 計 画 書
(公園計画の変更)

1 規制計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表2：特別地域変更表)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域
1	削除	鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 1 林班から 8 林班まで、13 林班、22 林班、23 林班、31 林班、45 林班、50 林班から 63 林班まで、75 林班から 101 林班まで、103 林班から 108 林班まで、112 林班、213 林班から 215 林班まで、220 林班から 222 林班まで、225 林班、228 林班から 232 林班まで及び 263 林班から 271 林班までの全部並びに 9 林班、12 林班、14 林班、15 林班、17 林班から 19 林班まで、24 林班、26 林班から 30 林班まで、32 林班、38 林班、47 林班、65 林班、102 林班、111 林班、204 林班から 206 林班まで、212 林班、274 林班及び 275 林班の各一部 鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島、永田、宮之浦、安房、尾之間、栗生、中間及び船行の各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
屋久島国立公園として指定するため。	$\left(\begin{array}{r} \triangle 24,501 \\ \text{国} \triangle 21,147 \\ \text{公} \triangle 711 \\ \text{私} \triangle 2,643 \end{array} \right)$
変更部分面積計	$\left(\begin{array}{r} \triangle 24,501 \\ \text{国} \triangle 21,147 \\ \text{公} \triangle 711 \\ \text{私} \triangle 2,643 \end{array} \right)$
変更前特別地域面積	$\left(\begin{array}{r} 24,501 \\ \text{国} 21,147 \\ \text{公} 711 \\ \text{私} 2,643 \end{array} \right)$
変更後特別地域面積	$\left(\begin{array}{r} 0 \\ \text{国} 0 \\ \text{公} 0 \\ \text{私} 0 \end{array} \right)$

(ア) 特別保護地区

特別保護地区の区域を、次のとおり変更する。

(表 3 : 特別保護地区変更表)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域
1	削除	鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 1 林班から 4 林班まで、51 林班、82 林班 97 林班、229 林班から 231 林班まで及び 265 林班の全部並びに 5 林 班から 9 林班まで、12 林班、13 林班、17 林班から 19 林班まで、22 林班、23 林班、30 林班、31 林班、45 林班、47 林班、50 林班、52 林班、53 林班、55 林班から 61 林班まで、83 林班、85 林班から 94 林班まで、98 林班から 100 林班まで、102 林班、103 林班、204 林班 から 206 林班まで、232 林班、264 林班、266 林班から 269 林班まで、 271 林班及び 274 林班の各一部 鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島及び永田の各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
屋久島国立公園として指定するため。	$\begin{array}{r} \triangle \quad 7,669 \\ \left(\begin{array}{r} \text{国} \triangle \quad 7,224 \\ \text{公} \triangle \quad 27 \\ \text{私} \triangle \quad 418 \end{array} \right) \end{array}$
変更部分面積	$\begin{array}{r} \triangle \quad 7,669 \\ \left(\begin{array}{r} \text{国} \triangle \quad 7,224 \\ \text{公} \triangle \quad 27 \\ \text{私} \triangle \quad 418 \end{array} \right) \end{array}$
変更前特別保護地区面積	$\begin{array}{r} 7,669 \\ \left(\begin{array}{r} \text{国} \quad 7,224 \\ \text{公} \quad 27 \\ \text{私} \quad 418 \end{array} \right) \end{array}$
変更後特別保護地区面積	$\begin{array}{r} 0 \\ \left(\begin{array}{r} \text{国} \quad 0 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \quad 0 \end{array} \right) \end{array}$

(イ) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域を、次のとおり変更する。

(表4：第1種特別地域変更表)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域
1	削除	鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 84 林班、228 林班、263 林班の全部並びに 5 林班から 9 林班まで、12 林班、13 林班、23 林班、24 林班、27 林 班、28 林班、53 林班、54 林班、59 林班、60 林班、62 林班、75 林 班から 77 林班まで、81 林班、85 林班、87 林班から 89 林班まで、 106 林班から 108 林班まで、112 林班、232 林班、264 林班、266 林 班から 269 林班まで、271 林班及び 274 林班の各一部 鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
屋久島国立公園として指定するため。	$\begin{array}{r} \triangle \quad 3,300 \\ \left(\begin{array}{r} \text{国} \triangle \quad 3,112 \\ \text{公} \triangle \quad 137 \\ \text{私} \triangle \quad 51 \end{array} \right) \end{array}$
変更部分面積	$\begin{array}{r} \triangle \quad 3,300 \\ \left(\begin{array}{r} \text{国} \triangle \quad 3,112 \\ \text{公} \triangle \quad 137 \\ \text{私} \triangle \quad 51 \end{array} \right) \end{array}$
変更前第1種特別地域面積	$\begin{array}{r} 3,300 \\ \left(\begin{array}{r} \text{国} \quad 3,112 \\ \text{公} \quad 137 \\ \text{私} \quad 51 \end{array} \right) \end{array}$
変更後第1種特別地域面積	$\begin{array}{r} 0 \\ \left(\begin{array}{r} \text{国} \quad 0 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \quad 0 \end{array} \right) \end{array}$

(ウ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域を、次のとおり変更する。

(表5：第2種特別地域変更表)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域
1	削除	鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 104 林班の全部並びに 5 林班から 9 林班まで、32 林班、38 林班、45 林班、57 林班、58 林班、62 林班、63 林班、65 林班、75 林班、76 林班、78 林班から 81 林班まで、83 林班、103 林班、105 林班、112 林班及び 275 林班の各一部 鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島、永田、安房、尾之間、栗生及び中間の各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
屋久島国立公園として指定するため。	$\begin{array}{r} \triangle \quad 2,516 \\ \left(\begin{array}{r} \text{国} \triangle \quad 1,875 \\ \text{公} \triangle \quad 270 \\ \text{私} \triangle \quad 371 \end{array} \right) \end{array}$
変更部分面積	$\begin{array}{r} \triangle \quad 2,516 \\ \left(\begin{array}{r} \text{国} \triangle \quad 1,875 \\ \text{公} \triangle \quad 270 \\ \text{私} \triangle \quad 371 \end{array} \right) \end{array}$
変更前第 2 種特別地域面積	$\begin{array}{r} 2,516 \\ \left(\begin{array}{r} \text{国} \quad 1,875 \\ \text{公} \quad 270 \\ \text{私} \quad 371 \end{array} \right) \end{array}$
変更後第 2 種特別地域面積	$\begin{array}{r} 0 \\ \left(\begin{array}{r} \text{国} \quad 0 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \quad 0 \end{array} \right) \end{array}$

(エ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域を、次のとおり変更する。

(表6：第3種特別地域変更表)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域
1	削除	鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 95 林班、96 林班、101 林班、213 林班から 215 林班まで、220 林班から 222 林班まで、225 林班及び 270 林班の 全部並びに 9 林班、12 林班、14 林班、15 林班、17 林班、22 林班か ら 24 林班まで、26 林班から 31 林班まで、50 林班、52 林班から 56 林班まで、59 林班から 63 林班まで、75 林班から 81 林班まで、85 林班から 88 林班まで、90 林班から 94 林班、98 林班から 100 林班ま で、106 林班から 108 林班まで、111 林班及び 112 林班、212 林班、 232 林班及び 269 林班の各一部 鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島、宮之浦、安房、尾之間及び船行の各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
屋久島国立公園として指定するため。	$\begin{array}{r} \triangle 11,016 \\ \left(\begin{array}{r} \text{国} \triangle 8,936 \\ \text{公} \triangle 277 \\ \text{私} \triangle 1,803 \end{array} \right) \end{array}$
変更部分面積	$\begin{array}{r} \triangle 11,016 \\ \left(\begin{array}{r} \text{国} \triangle 8,936 \\ \text{公} \triangle 277 \\ \text{私} \triangle 1,803 \end{array} \right) \end{array}$
変更前第3種特別地域面積	$\begin{array}{r} 11,016 \\ \left(\begin{array}{r} \text{国} 8,936 \\ \text{公} 277 \\ \text{私} 1,803 \end{array} \right) \end{array}$
変更後第3種特別地域面積	$\begin{array}{r} 0 \\ \left(\begin{array}{r} \text{国} 0 \\ \text{公} 0 \\ \text{私} 0 \end{array} \right) \end{array}$

(オ) 乗入れ規制地区

次の車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域（以下「乗入れ規制地区」という。）を削除する。

(表 7 : 乗入れ規制地区削除表)

番号	名 称	位 置	地域地区
1	永田いなか浜・前浜	鹿児島県熊毛郡屋久島町永田の一部 (以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。)	第 2 種特別地域
2	田代海岸	鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 111 林班の一部 鹿児島県熊毛郡屋久島町船行の一部 (以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。)	第 3 種特別地域

告示年月日	理 由
平14. 2 . 19	屋久島国立公園の公園計画へ振り替えるもの。
平14. 2 . 19	屋久島国立公園の公園計画へ振り替えるもの。

イ 海域公園地区

海域公園地区の区域を、次のとおり変更する。

(表 8 : 海域公園地区削除表)

番号	名 称	位 置
1	栗生沿岸海域公園地区	鹿児島県熊毛郡屋久島町 栗生地先海面
2	メガ崎海域公園地区	鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島地先海面

告示年月日	理 由
平14. 2 . 19	屋久島国立公園の公園計画へ振り替えるもの。
平14. 2 . 19	屋久島国立公園の公園計画へ振り替えるもの。

ウ 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 9：普通地域変更表)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域
1	削除	鹿児島県熊毛郡屋久島町 陸域の公園区域の地先海面（ただし、永田港湾区域、尾之間港湾区域、中間港湾区域、小島港湾区域、栗生港湾区域及び栗生漁港区域並びに船行の陸域の公園区域の地先海面のうち、国有林屋久島森林管理署 111 林班北端を起点として真東に伸ばした線から北側の海面を除く。）並びに口永良部島の一部及び口永良部島陸域の公園区域の地先海面

変 更 理 由	面 積 (ha)
屋久島国立公園として指定するため。	△65
変更部分面積	△65
変更前普通地域面積	65
変更後普通地域面積	0

エ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積（変更後）

(表 10：地域地区別土地所有別面積総括表)

地 域 区 分		特 別 地 域								
地 種 区 分		特別保護地区			第 1 種			第 2 種		
土 地 所 有 別		国	公	私	国	公	私	国	公	私
合 計	土地所有別面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地種区分別面積 (比 率)	0 (-)			0 (-)			0 (-)		
	地域地区別面積 (比 率)				0 (-)					
	地域別面積 (比 率)	0 (-)								

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表 11：地域地区別市町村別面積総括表)

		現					行		
地域地区 市町村名		特 別 地 域					普通 地域 (陸域)	合 計 (陸域) (A)	海城公 園地区 (A')
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計			
鹿児島県熊毛郡 屋久島町		7,669	3,300	2,516	11,016	24,501	65	24,566	170.9

(単位：面積ha、比率%)

			普 通 地 域 (陸 域)			合 計 (陸 域)			海域公園地区
第 3 種									
国	公	私	国	公	私	国	公	私	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0 (-)			0 (-)			0 (-)			
			0 (-)	0 (-)	0ヶ所 0				

(単位：ha)

変 更					後			増 減	
特 別 地 域					普通 地域 (陸域)	合 計 (陸域) (B)	海域公 園地区 (B')	陸 域 (B - A)	海域公 園地区 (B' - A')
特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計					
0	0	0	0	0	0	0	0	△24,566	△170.9

2 施設計画

(1) 保護施設計画

次の保護施設計画を削除する。

(表 12：保護施設地区削除表)

番号	種 類	位 置
1	植生復元施設	鹿児島県熊毛郡屋久島町（花之江河・小花之江河）

告示年月日	理 由
平14. 2 . 19	屋久島国立公園の公園計画へ振り替えるもの。

イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

次の集団施設地区を削除する。

(表 13：集団施設地区削除表)

番号	名 称	位 置
1	尾之間	鹿児島県熊毛郡屋久島町（尾之間）

告示年月日	理 由
昭39. 3 . 16	屋久島国立公園の公園計画へ振り替えるもの。

(イ) 単独施設

次の単独施設を削除する。

(表 14：単独施設削除表)

番号	種 類	位 置
1	園 地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（いなか浜、前浜）
2	園 地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（白谷雲水峡）
3	避 難 小 屋	鹿児島県熊毛郡屋久島町（白谷）
4	避 難 小 屋	鹿児島県熊毛郡屋久島町（新高塚）
5	園 地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（小杉谷）
6	野 営 場	鹿児島県熊毛郡屋久島町（小杉谷）
7	避 難 小 屋	鹿児島県熊毛郡屋久島町（鹿ノ沢）
8	園 地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（田代海岸）
9	園 地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（荒川登山口）
10	園 地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（安房川河畔）
11	避 難 小 屋	鹿児島県熊毛郡屋久島町（石塚）
12	園 地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（ヤクスギランド前）
13	避 難 小 屋	鹿児島県熊毛郡屋久島町（淀川）
14	園 地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（淀川登山口）
15	園 地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（大川の滝）
16	園 地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（栗生）
17	野 営 場	鹿児島県熊毛郡屋久島町（栗生）
18	園 地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（千尋滝）
19	水 泳 場	鹿児島県熊毛郡屋久島町（岩屋泊）
20	園 地	鹿児島県熊毛郡屋久島町（本村）
21	博物展示施設	鹿児島県熊毛郡屋久島町（本村）
22	公 衆 浴 場	鹿児島県熊毛郡屋久島町（湯向）

告示年月日	理 由
平 14. 2. 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 14. 2. 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 14. 2. 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 14. 2. 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 14. 2. 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 14. 2. 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 14. 2. 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 14. 2. 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 14. 2. 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 14. 2. 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 14. 2. 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 14. 2. 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 14. 2. 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 14. 2. 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 14. 2. 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 14. 2. 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 14. 2. 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 19. 3. 30 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 19. 3. 30 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 19. 3. 30 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 19. 3. 30 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。

(ウ) 道路

a 車道

次の車道を削除する。

(表 15：道路（車道）削除表)

番号	路 線 名	区 間	主要経過地
1	永田栗生線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（永田・国立公園境界） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（瀬切川・国立公園境界）	
2	淀川登山口線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（安房・国立公園境界） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（淀川登山口）	ヤクスギランド
3	荒川谷線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（荒川分かれ・車道分岐点） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（荒川登山口）	
4	本村岩屋泊湯向線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（本村） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（岩屋泊） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（番屋ヶ峰） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（湯向）	

告示年月日	理 由
昭 58. 1 . 14 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 14. 2 . 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 39. 3 . 16 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 19. 3 . 30 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。

b 歩道

次の歩道を削除する。

(表 16：道路（歩道）削除表)

番号	路 線 名	区 間	主要経過地
1	龍神杉線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（宮之浦川） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（龍神杉）	
2	愛子岳線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（小瀬田・国立公園境界） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（愛子岳山頂）	
3	楠川線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（白谷雲水峡駐車場） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（楠川三叉路・歩道合流点）	
4	永田線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（永田・国立公園境界） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（焼野・歩道合流点）	竹の辻、鹿ノ沢避難小屋、ローソク岩、永田岳
5	花山線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（大川林道・国立公園境界） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（鹿ノ沢避難小屋・歩道分岐点）	
6	花之江河ヤクスギランド線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（花之江河・歩道分岐点） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（ヤクスギランド・歩道合流点）	石塚避難小屋
7	太忠岳線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（ヤクスギランド） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（ヤクスギランド・歩道合流点） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（太忠岳山頂）	
8	宮之浦岳縄文杉線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（淀川登山口・歩道分岐点） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（荒川登山口）	淀川避難小屋、小花之江河、花之江河、宮之浦岳、焼野、新高塚避難小屋、縄文杉、小杉谷
9	栗生線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（栗生・国立公園境界） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（花之江河・歩道合流点）	

告示年月日	理 由
平 14. 2 . 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 14. 2 . 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 14. 2 . 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 39. 3 . 16 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 14. 2 . 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 46. 11. 9 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 39. 3 . 16 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 39. 3 . 16 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 39. 3 . 16 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。

番号	路 線 名	区 間	主要経過地
10	湯泊線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（七五岳・国立公園境界） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（七五岳山頂） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（烏帽子岳山頂） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（花之江河・歩道合流点）	
11	モッチョム岳線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（千尋滝・国立公園境界） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（モッチョム岳山頂）	
12	尾之間線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（尾之間・国立公園境界） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（蛇之口滝） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（淀川登山口・歩道合流点）	
13	古岳線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（砂ヶ迫登山口） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（古岳火口）	古岳山頂
14	永迫メガ崎線	起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（永迫牧場） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（メガ崎灯台下） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（メガ崎北海岸）	メガ崎灯台

告示年月日	理 由
平 14. 2 . 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 14. 2 . 19 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 39. 3 . 16 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 19. 3 . 30 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。
平 19. 3 . 30 告示	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。

(エ) 運輸施設

次の運輸施設を削除する。

(表 17：運輸施設削除表)

番号	路 線 名	種 類	区 間	主要経過地
1	栗生沿岸線	船舶運送施設	起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（栗生） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（栗生）	

告示年月日	理 由
平 14. 2 . 19	屋久島国立公園の公園計画に振り替えるもの。

3 参考事項

(1) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和 39 年 3 月 16 日	公園区域の指定
昭和 50 年 5 月 17 日	公園区域の変更（屋久島原生自然環境保全地域指定のため公園区域の一部が削除）
昭和 58 年 1 月 14 日	公園区域の変更（亜熱帯から冷温帯に至る植生の垂直分布がみられる屋久島西北部地域の保護規制強化のため、公園区域の一部が削除）
平成 14 年 2 月 19 日	再検討に伴う変更（特別地域の拡張）
平成 19 年 3 月 30 日	公園区域の変更（口永良部島の編入）

イ 規制計画

昭和 39 年 3 月 16 日	特別地域及び特別保護地区の指定
昭和 58 年 1 月 14 日	公園計画の変更（亜熱帯から冷温帯に至る植生の垂直分布がみられる屋久島西北部地域の保護規制強化のため、保護規制計画を変更）
平成 14 年 2 月 19 日	再検討に伴う変更（特別地域の拡張）
平成 19 年 3 月 30 日	公園区域の変更に伴う変更

ウ 施設計画

昭和 39 年 3 月 16 日	利用計画の決定
昭和 46 年 12 月 12 日	利用計画の決定（避難小屋追加 1）
昭和 46 年 11 月 9 日	利用計画の決定（避難小屋追加 1、歩道追加 1）
平成 14 年 2 月 19 日	再検討に伴う変更
平成 19 年 3 月 30 日	公園区域の変更に伴う変更

